

伊賀市地域防災計画

－風水害等対策編－

令和8年2月修正

伊賀市防災会議

目 次

第1部 総 則	
第1章 計画の目的・方針	1
第1節 計画の目的及び構成	1
第2章 計画関係者の責務等	4
第1節 県・市・防災関係機関・市民等の実施責任及び役割	4
第2節 県・市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第3章 伊賀市の特質及び既往の風水害等の状況	14
第1節 伊賀市の特質	14
第2節 伊賀市における既往の風水害等の状況	19
第3節 近年の災害の傾向	20
第2部 災害予防・減災対策	
第1章 自助・共助を育む対策の推進	21
第1節 市民や地域の防災対策の促進	21
第2節 防災人材の育成・活用	25
第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化	27
第4節 ボランティア活動の促進	32
第5節 企業・事業所の防災対策の促進	35
第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進	38
第2章 安全な避難空間の確保	40
第1節 避難対策等の推進	40
第3章 風水害に強いまちづくりの推進	51
第1節 水害予防対策の推進	51
第2節 地盤災害防止対策の推進	54
第3節 農地・森林の防災対策の推進	58
第4章 緊急輸送の確保	60
第1節 輸送体制の整備	60
第5章 防災体制の整備・強化	62
第1節 災害対策機能の整備及び確保	62
第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保	65
第3節 医療・救護体制及び機能の確保	69
第4節 応援・受援体制の整備	72
第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備	74
第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進	76
第7節 防災訓練の実施	83
第8節 災害廃棄物処理体制の整備	86
第6章 特定自然災害への備え	88
第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策	88
第3部 台風接近時等の減災対策	
第1章 市災害対策本部機能の確保	93
第1節 準備・警戒体制の確保	93
第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保	97
第3節 避難指示等の発令	104

第2章 避難誘導體制の確保	111
第1節 避難所の確保及び早期避難の促進	111
第2節 避難行動要支援者・要配慮者の保護	113
第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保	114
第3章 災害未然防止活動	116
第1節 公共土木施設等の災害未然防止体制の確保	116
第2節 水防活動体制の確保	118
第3節 市民・企業等による安全確保	119
第4部 発災後の応急対策	
第1章 市災害対策本部活動の実施	121
第1節 災害対策活動の実施体制の確保	121
第2節 通信機能の確保	122
第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求	130
第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	136
第5節 広域的な応援・受援体制の整備	146
第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等	149
第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	151
第1節 緊急の交通・輸送機能の確保	151
第2節 水防活動	155
第3節 公共施設被災時の応急対策	157
第4節 ライフライン施設被災時の応急対策	159
第5節 ヘリコプターの活用	163
第3章 救助・救急及び医療・救護活動	167
第1節 救助・救急活動	167
第2節 医療・救護活動	171
第4章 緊急避難対策	177
第1節 避難指示等及び避難場所・避難所の確保	177
第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策	184
第3節 学校・園における児童生徒等の避難対策	186
第5章 特定自然災害対策	188
第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策	188
第5部 被災者支援・復旧対策	
第1章 市災害対策本部活動体制の確保	191
第1節 市災害対策本部の継続・廃止	191
第2節 災害救助法の適用	192
第2章 避難者支援等の活動	195
第1節 避難所の運営	195
第2節 緊急輸送手段の確保	198
第3節 救援物資等の供給	200
第4節 給水活動	204
第5節 ボランティア活動の支援	207
第6節 防疫・保健衛生活動	210
第7節 災害警備活動	212
第8節 遺体の取扱い	213
第3章 社会基盤施設等の復旧・保全	215

第1節	公共施設等の復旧・保全	215
第2節	農作物等の被害軽減対策	217
第3節	ライフライン施設の応急復旧・保全	218
第4節	流木等漂着物対策	224
第4章	復旧に向けた対策	225
第1節	廃棄物対策活動	225
第2節	住宅の保全・確保	229
第3節	文教・保育等対策	231
第4節	中小企業・農林漁業復旧対策	235
第5節	災害義援金等の受入れ・配分	236
第5章	復旧にかかる支援措置	238
第1節	災害復旧事業にかかる財政支援	238
第2節	被災者の生活再建に向けた支援	241
第6部	事故等による災害対策	
第1章	重大事故等対策	248
第1節	危険物施設等の事故対策	248
第2節	航空機・列車事故等突発的災害への対策	257
第3節	原子力災害対策	259
第2章	火災対策	261
第1節	大規模火災の対策	261
第2節	林野火災の対策	266

第 1 部 総 則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的及び構成

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。本章において以下「基本法」という。）第42条に基づき、伊賀市防災会議（以下「防災会議」という。）が伊賀市の地域に係る風水害等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動及び住民が自ら展開する自主防災活動などについて自助、共助、公助が有機的に結合し、総合的かつ計画的に実施することにより市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって地域社会の安全と市民福祉の確保を図ることを目的とする。

第2項 計画の構成

この計画の構成及び内容は次のとおりである。

第1部 総 則	○計画の目的や方針、県、市、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割、伊賀市の特質や既往の風水害の状況等について記している。
第2部 災害予防・減災対策	○発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において風水害等に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について記している。
第3部 台風接近時等の減災対策	○台風等発生から発災までの事前の減災対策などについて記している。
第4部 発災後の応急対策	○市災害対策本部の活動を中心に、市や防災関係機関、市民等が災害発生直後に取り組むべき、緊急性の高い応急対策について記している。
第5部 被災者支援・復旧対策	○市災害対策本部の活動を中心に、気象事象が収まった後の被災者支援や被災後の復旧に関する対策について記している。
第6部 事故等による災害対策	○重大事故や大規模火災、林野火災などの事故等対策について記している。

第3項 計画の基本方針

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び市民・地域が有機的に結合し、総合的かつ計画的な防災計画の推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、市民自らが人的・経済的被害を軽減させるための備えを実施する市民運動に発展するよう計画する。

第4項 計画の修正

本計画は、基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは防災会議に諮り修正する。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行う。

- 1 防災会議は、関係機関の意見を聞き、地域防災計画修正（案）を作成する。
- 2 防災会議を開催し、地域防災計画を審議、決定する。
- 3 防災会議は、修正した地域防災計画について基本法第42条第5項の規定により知事に報告する。
- 4 基本法第42条第5項の規定に基づき、市民等にその要旨を公表する。

公表の手段としては、市ホームページ及び広報紙等により周知する。

また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力のもと、その実現を図る。

第5項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意味はそれぞれ以下に定めるところによる。

- | | | | |
|----|---------------------|-------|--|
| 1 | 風水害等 | …………… | 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等をいう。 |
| 2 | 市災害対策本部 | …………… | 伊賀市災害対策本部をいう。 |
| 3 | 市地域防災計画 | …………… | 伊賀市地域防災計画「風水害等対策編」をいう。 |
| 4 | 県災害対策本部 | …………… | 三重県災害対策本部をいう。 |
| 5 | 県地域防災計画 | …………… | 三重県地域防災計画をいう。 |
| 6 | 県地方災害対策部 | …………… | 三重県災害対策本部の地方災害対策部を示し、伊賀地域では伊賀地域防災総合事務所に設定される。 |
| 7 | 基本法 | …………… | 災害対策基本法をいう。 |
| 8 | 救助法 | …………… | 災害救助法をいう。 |
| 9 | 防災関係機関 | …………… | 県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。 |
| 10 | 要配慮者 | …………… | 平成25年6月の災害対策基本法の改正後、高齢者、障がい者、乳幼児等その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」という。 |
| 11 | 避難行動要支援者
避難支援プラン | …………… | 平成25年6月の災害対策基本法の改正を受けて、これまでの災害時要援護者の避難支援を見直し、災害時の避難行動に特に支援が必要な避難行動要支援者の名簿の作成・活用に必要な事項を定め、地域の共助により災害時の避難行動要支援者の避難支援や安否確認等を安全かつ確実に行うことができるよう、地域の防災体制の確立をめざして令和元年10月に策定した計画をいう。 |
| 12 | 避難行動要支援者 | …………… | 市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。 |

- 13 避難支援等関係者 …………… 避難行動要支援者の安否確認や避難支援などを担う消防機関等、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉専門職、自主防災組織などの関係者をいう。
- 14 スフィア基準 …………… 人道憲章と人道対応に関する最低基準（通称：スフィア基準）
1997年にNGOグループと国際赤十字・赤新月運動が開始したスフィアプロジェクトにて、策定された紛争や災害の被害者が尊厳のある生活を送ることを目的に定められた基準をいう。
- 15 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第2章 計画関係者の責務等

第1節 県・市・防災関係機関・市民等の 実施責任及び役割

第1項 県・市・防災関係機関の実施責任及び役割

1 市

- (1) 市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- (2) 市は、市民、住民自治協議会、自治会等、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 県

- (1) 県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進するものとする。
- (2) 県は、災害の規模が大きく市単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、指定地方公共機関をはじめとする防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するものとする。
- (3) 県は、市及び防災関係機関が実施する防災対策を支援するとともに、総合調整を行うものとする。

3 指定地方行政機関

- (1) 指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施するものとする。
- (2) 指定地方行政機関は、市の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとるものとする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進するものとする。
- (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、市の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するものとする。
- (2) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、市その他の防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力するものとする。

第2項 市民・住民自治協議会・自治会等・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

1 市民

- (1) 市民は、常に災害に対する危機意識を持って「自らの身の安全は自ら守る」自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努めるものとする。
- (2) 市民は、地域において住民自治協議会・自治会等・自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努めるものとする。

2 自主防災組織等

- (1) 住民自治協議会・自治会等・自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努めるものとする。
- (2) 住民自治協議会・自治会等・自主防災組織は、地域において県や市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

3 事業者

- (1) 事業者は、常に災害に対する危機意識を持って自ら防災・減災対策を実施し、発災時には従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努めるものとする。
- (2) 事業者は、地域において地域住民等、住民自治協議会・自治会等・自主防災組織、県や市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

第2節 県・市・防災関係機関等の処理すべき事務 又は業務の大綱

第1項 市の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none">(1) 防災会議及び市災害対策本部に関する事務(2) 防災対策の組織の整備(3) 防災施設の整備(4) 防災情報システムの整備と運用(5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備(6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練(7) 自主防災組織等の育成強化(8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査(9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報(10) 地域住民に対する避難指示等(11) 被災者の救助に関する措置(12) ボランティアの受け入れに関する措置(13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置(14) 被災市営施設の応急対策(15) 災害時の文教対策(16) 災害時の交通及び輸送の確保(17) 水防計画の樹立と訓練(18) その他災害応急対策及び災害復旧の実施(19) 災害廃棄物の処理に関する措置(20) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整(21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施(22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置(23) 関係機関への応援要請に関すること
消防機関 (消防本部、 消防団)	<ul style="list-style-type: none">(1) 火災の予防・警戒・鎮圧(2) 災害の防除及び被害の軽減(3) 救助・救急活動(4) 災害情報の収集・連絡等(5) 消防団等の育成及び強化

第2項 県の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
<p>県及び県の地域 機関</p> <p>(伊賀地域防災 総合事務所、伊 賀保健所、伊賀 農林事務所、伊 賀建設事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報 (9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受け入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 災害時の交通及び輸送の確保 (15) 自衛隊の災害派遣要請 (16) 災害復旧の実施 (17) 災害廃棄物の処理に関する措置 (18) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (19) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (20) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
<p>県警察</p> <p>管轄警察署 (伊賀警察署、 名張警察署)</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害警備体制 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 二次災害の防止 (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置 (9) 社会秩序の維持 (10) 被災者等への情報伝達活動 (11) 相談活動 (12) ボランティア活動の支援

第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

機関名	内 容
東海財務局 津財務事務所	(1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整 (5) 金融上の諸措置
東海農政局 三重県拠点	(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係事業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
近畿中国森林管理局	(1) 防災を考慮した森林施業 (2) 国有保安林、治山施設の整備 (3) 国有林における予防治山施設による災害予防 (4) 国有林における荒廃地の復旧 (5) 災害対策用復旧用材の供給
中部経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡 (2) 電力、ガスの供給の確保に関すること (3) 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 (4) 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置 (5) 必要に応じて県災害対策本部への職員の派遣を行う
東京管区気象台 (津地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

機関名	内 容
中部地方整備局 北勢国道事務所 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所	<p>1 災害予防</p> <p>(1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実</p> <p>(2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用</p> <p>(4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>(5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>(6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>(7) 洪水予警報や道路情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保</p> <p>(8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）に関する計画等の情報共有</p> <p>2 初動対応</p> <p>(1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施</p> <p>3 応急・復旧</p> <p>(1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力</p> <p>(3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施</p> <p>(4) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</p> <p>(5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</p> <p>(6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>(7) 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>(8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</p> <p>(9) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(10) 情報の収集及び連絡</p> <p>(11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>(12) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両等を被災地域支援のために出動</p>

2 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	<p>(1) 要請に基づく災害派遣</p> <p>(2) 関係機関との防災訓練に協力参加</p>

3 指定公共機関

機関名	内 容
NTT西日本株式会社 三重支店	<p>災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資機材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社NTT ドコモ東海支社 三重支店	<p>災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資機材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
KDDI株式会社 社中部総支社	<ol style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
ソフトバンク株式会社	<ol style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
楽天モバイル株式会社	<ol style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
日本銀行名古屋支店	<p>災害が発生した場合においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 <ol style="list-style-type: none"> ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 <ol style="list-style-type: none"> ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) 海外中央銀行等との連絡・調整
日本赤十字 三重県支部 (伊賀市地区)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (2) 救援物資の配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付及び配分 (5) その他災害救護に必要な業務

機関名	内 容
<p>日本放送協会 津放送局</p>	<p>(1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。</p> <p>(2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努める。</p> <p>(3) 市民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知</p> <p>(4) 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道</p>
<p>独立行政法人 水資源機構（木 津川ダム総合管 理所、川上ダム 管理所）</p>	<p>(1) 水資源開発施設等（ダム）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施</p>
<p>西日本旅客鉄道 株式会社、 日本貨物鉄道株 式会社</p>	<p>(1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配</p> <p>(2) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送</p> <p>(3) 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免</p> <p>(4) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査</p> <p>(5) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理</p> <p>(6) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理</p> <p>(7) 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理</p> <p>(8) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理</p>
<p>中部電力パワー グリッド株式会 社三重支社 （伊賀営業所）</p>	<p>(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保</p> <p>(2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施</p> <p>(3) 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携</p> <p>(4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案</p> <p>(5) 電力供給施設の早期復旧の実施</p> <p>(6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施</p>
<p>日本郵便株式会 社 （上野郵便局、 名張郵便局）</p>	<p>(1) 災害時における郵便業務の確保</p> <p>ア 郵便物の送達の確保</p> <p>イ 郵便局の窓口業務の維持</p> <p>(2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</p> <p>ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。</p> <p>エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。</p>

4 指定地方公共機関

機関名	内 容
公益社団法人 三重県医師会 (伊賀医師会、 名賀医師会)	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動
三重テレビ放送 株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重エフエム放 送株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重交通株式会 社	(1) 災害応急活動のための市災害対策本部からの車両借り上げ要請に基づき応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
一般社団法人三 重県トラック協 会(伊賀支部)	(1) 災害応急活動のための市災害対策本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
近畿日本鉄道株 式会社	(1) 災害により線路が不通となった場合のバスによる代行輸送又は連絡他社線による振替輸送 (2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理
一般社団法人 三重県LPガス 協会	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
公益社団法人 三重県歯科医師 会	(1) 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施
株式会社ケーブ ルコモンネット 三重	<p>災害発生に際して、県内CATV事業会社8社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。</p> <p>(1) 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基づき、要員、資機材、輸送方法等の確保ならびに早急な災害復旧措置を行う。</p> <p>(2) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行う。</p> <p>(3) 市民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。</p> <p>(4) 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。</p>

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
産業経済団体 (農業協同組合、森林組合、商工会等)	災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
文化、厚生、社会 団体(日赤奉仕団、婦人会、青年団等)	被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力
危険物施設等の 管理者	市等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施
土地改良区	防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施
一般乗合旅客自 動車運送事業者 (三重交通株式 会社を除く)	三重交通株式会社に準ずる。
伊賀鉄道株式 会社	近畿日本鉄道株式会社に準ずる。
ガス事業者 (一般社団法人 三重県LPガス 協会を除く)	(1) ガス施設の災害予防措置及び防災応急対策に係る措置の実施 (2) 発災後に備えた要員及び資機材の確保

6 住民自治協議会、自主防災組織、自治会等

機関名	内 容
住民自治協議会	(1) 地域における防災研修、講習会の開催、防災訓練等に関する事 (2) 災害時の避難所運営に関する事 (3) 災害時における地域の情報収集に関する事 (4) 地域内の自主防災組織等の連携に関する事 (5) 地区防災計画の策定に関する事
各自主防災組織 及び自治会等	(1) 防災研修、講習会の開催、防災訓練に関する事 (2) 資機材の緊急調達、配分に関する事 (3) 災害発生時の初期活動に関する事(安否確認・けが人の救助・救出、 災害への初動対応等)に関する事 (4) 自主防災組織の活動計画の策定に関する事 (5) 住民自治協議会内の自主防災組織等の連携に関する事

第3章 伊賀市の特質及び既往の風水害等の状況

第1節 伊賀市の特質

第1項 地理的条件

1 位置

伊賀市は三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県と接している。近畿圏、中部圏の2大都市圏の中間に位置し、それぞれ約1時間の距離である。

地形は北東部を鈴鹿山系、南西部は大和高原、南東部を布引山系に囲まれた盆地を形成しており、低地・台地は少なく、丘陵地が多くなっている。このため、限られた平地や台地を農地や宅地として利用しており、近年では丘陵地等を開発し、住宅団地なども形成されている。

市域は東西約30km、南北約40kmの縦長で、面積は約558km²である。

土地利用としては森林が全体の約62%を占める一方、農用地が約14%、宅地は約5%となり、森林などの自然と共生しつつ限られた土地の有効利用を図ることが必要となっている。

2 地質・地盤

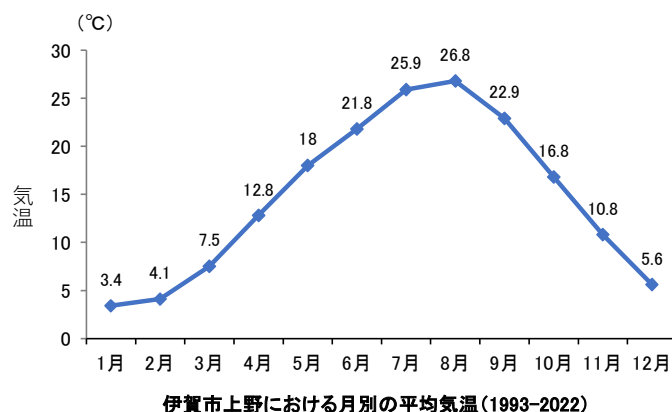
地質は、花崗岩及び片麻岩の基礎が浅く、その上を古琵琶湖層群が被っている。プレート境界地震に対してはほとんど被害を受けたことはないが、安政元年(1854年)6月の内陸直下地震の際には盆地の沖積低地で亀裂、小断層、泥水の噴出を伴っている。

地盤は、主に地盤型A(山地地形に相当)と地盤型D(扇状地・沖積錐に相当)で構成されており、地盤型Aは、主に第三期鮮新統(520~160万年前に堆積した地層)により古い岩石からなる山地地形に相当する。この地形は地震動に対しては安定しているものの、花崗岩類は地振動に対しても斜面崩壊を起こしやすく、小規模な崩壊地が多数発生するのが特徴である。地盤型Dは、主に砂礫層からなる堆積平野で、地盤に砂礫が卓越しているため沖積低地の中では地盤条件は良い。

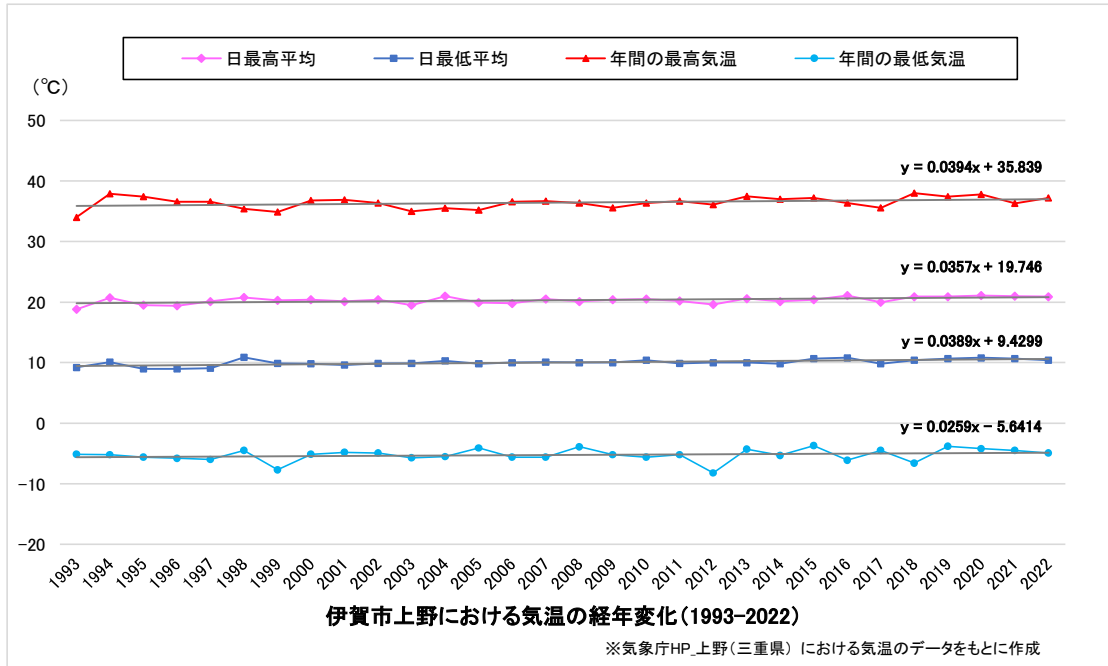
3 気候

気候は夏の蒸し暑さと冬の底冷え、朝夕と日中の気温の差など寒暖の差が激しい典型的な内陸型気候である。また、県内では比較的降水量が少ない地域でもある。

近年における気温の変化(1993年~2022年)を見ると(下図)、年間の最高気温・最低気温及び日最高気温の平均・日最低気温の平均、いずれもわずかに上昇傾向にある。

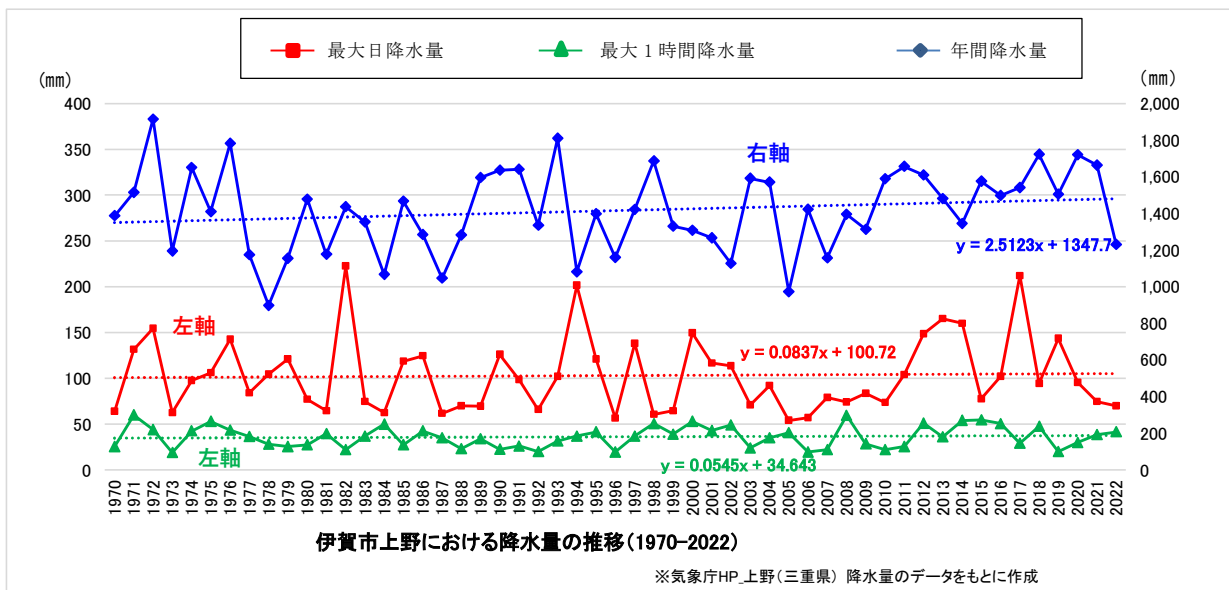
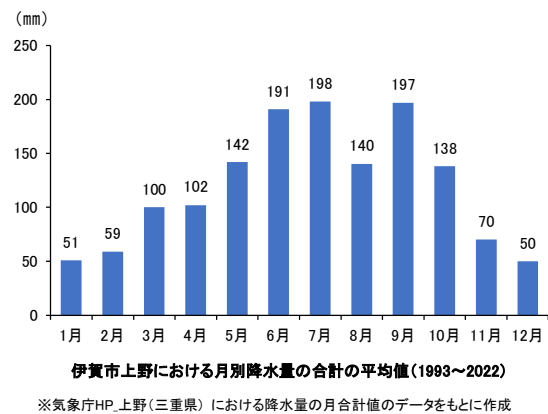


※気象庁HP_上野(三重県) 日平均気温の月平均値(°C)のデータをもとに作成



年間の平均降水量は1,438mmであり(1993年～2022年の平均)、県内では比較的降水量の少ない地域となっている。また、近年の降雨状況(1993年～2022年)について、年間降水量、最大日降水量、最大1時間降水量、いずれも顕著な増加・減少の傾向は見られない(下図)。

年間の降雪量は0cm～74cm(1954年～1996年)の範囲で変動があるものの、顕著な増加・減少の傾向は見られない(気象庁資料、上野地点)。



第2項 風水害等の災害特性

本市は、丘陵地や中山間地が広く存在し、急傾斜地等で危険区域に指定されている箇所が数多くあることから、台風や集中豪雨などの際には土砂災害等の危険性が高い。

本市にもたらす気象災害の代表的なものには梅雨前線・秋雨前線による集中豪雨、台風などがあげられる。

近年の災害履歴としては昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の集中豪雨などのほか、これら以降も台風や集中豪雨による被害を受けている。昨今の異常気象や局地的大雨などによる土砂災害や河川の氾濫・決壊などに注意が必要である。

第3項 社会的条件

1 人口・世帯数の推移

本市の人口は、企業の進出や住宅団地の開発などにより平成10年頃まで緩やかに増加してきた。平成10年以降は経済の低迷や住宅団地への人口流入が落ち着きを見せるとともに、高齢化等により最近では人口は減少傾向で推移している。住宅団地を抱える地域では同世代の世帯が急激に流入したため、高齢化も急激に訪れることが予測される。なお、北部地域は昼間人口、夜間人口に大きな差異は見られないが、南部地域では大阪方面への通勤・通学者が多く、昼間人口が少なくなっている。

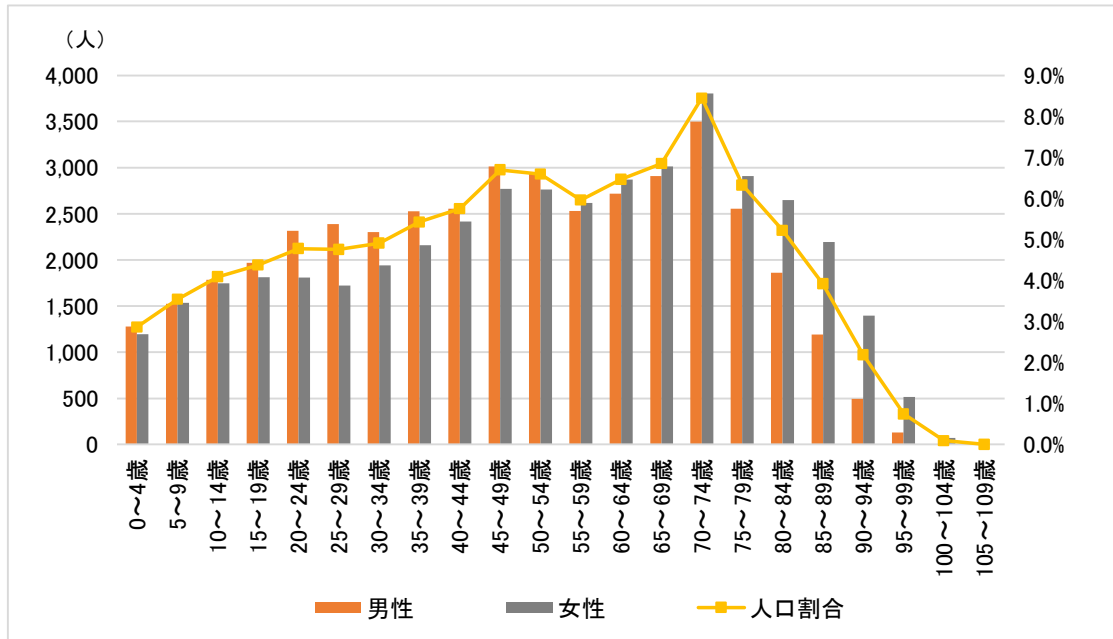
本市の人口は、令和7年3月末現在で84,060人、世帯数は40,495世帯となっている。世帯数については核家族化や住宅団地への流入等により増加しているが、1世帯あたりの人員は年々減少の傾向にある。

2 年齢別人口

年齢別人口においては、少子高齢化傾向が今後急速に進んでいく状況にある（図）。

65歳以上の高齢者人口の比率は、平成18年には26.5%であったものが令和7年3月末には34.2%と高齢化が進んでいる。高齢者の中には災害時に自力で避難行動をとることが困難な避難行動要支援者も多く、東日本大震災での死亡者の年齢構成を見ると全体の約65%を60歳以上の高齢者が占めており、老年人口割合の増加は全人口に占める要配慮者の割合の増加にもつながる。

避難行動要支援者の支援にあたっては、行政機関だけできめ細かい対応を行うには限界があることから、市民に対する防災知識の普及等による「自助」の取り組みの促進に加え、地域の防災リーダーとなり得る防災人材の育成や避難行動要支援者名簿の作成及び活用等による「共助」の取り組みにより、地域防災力の総合的な向上を図る。



伊賀市の年齢別人口構成

(令和5年3月末現在、伊賀市住民基本台帳より)

3 地域別人口

伊賀市の地域別人口は、上野だけで全体の約 2/3 (64.2%) を占め、偏在している (表)。

地域別人口・世帯数 (令和7年3月末現在：伊賀市住民基本台帳より)

支所	上野	伊賀	島ヶ原	阿山	大山田	青山	伊賀市 (計)
総人口 (人)	53,948	8,864	1,856	6,181	4,646	8,565	84,060
男	26,836	4,336	871	3,017	2,225	4,107	41,392
女	27,112	4,528	985	3,164	2,421	4,458	42,668
世帯数	26,755	4,124	811	2,718	2,035	4,052	40,495

4 グローバル化の進展

近年、在日・訪日外国人が増加し、令和7年3月末の市の外国人住民数は約6,200人にのぼり、観光目的で伊賀市を訪れる外国人観光客とともに災害発生時の外国人に対する防災対策が課題となりつつある。

外国人の場合、言葉の問題等から災害発生時に即座に状況を理解することが難しいことが想定され、災害時に外国人が理解できる形での迅速で正確な情報伝達の体制づくりが必要と考えられる。また、特有の文化や生活習慣を持つ外国人が避難所等において日本人と共同生活を送る場合、様々なトラブルを生じる可能性があることから、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報を伝えるための対策を講じておくことが必要である。

5 観光客及び帰宅困難者対策

本市を訪れる観光客は、平成元年まで入り込み客数で年間約236万人となっていたが、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の流行等による影響のため、年間約150万人前後で推移している。一方、奈良、京都、滋賀、兵庫、和歌山を含めた関西圏からの観光客が約45%を占めている。そのため、観光の繁忙期や週末などに大規模な災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定される。

本市の地理に詳しくない観光客が被害を受けたり、風水害等により多くの箇所道路や鉄道が途絶し、帰宅困難者として相当な期間を市内に滞在することが考えられる。また、通勤・通学や業務による帰宅困難者も考えられることから、関係者が一体となった防災・減災対策の検討が求められる。

第2節 伊賀市における既往の風水害等の状況

伊賀市近隣に被害を及ぼした戦後以降の主な風水害について、下表に整理した。

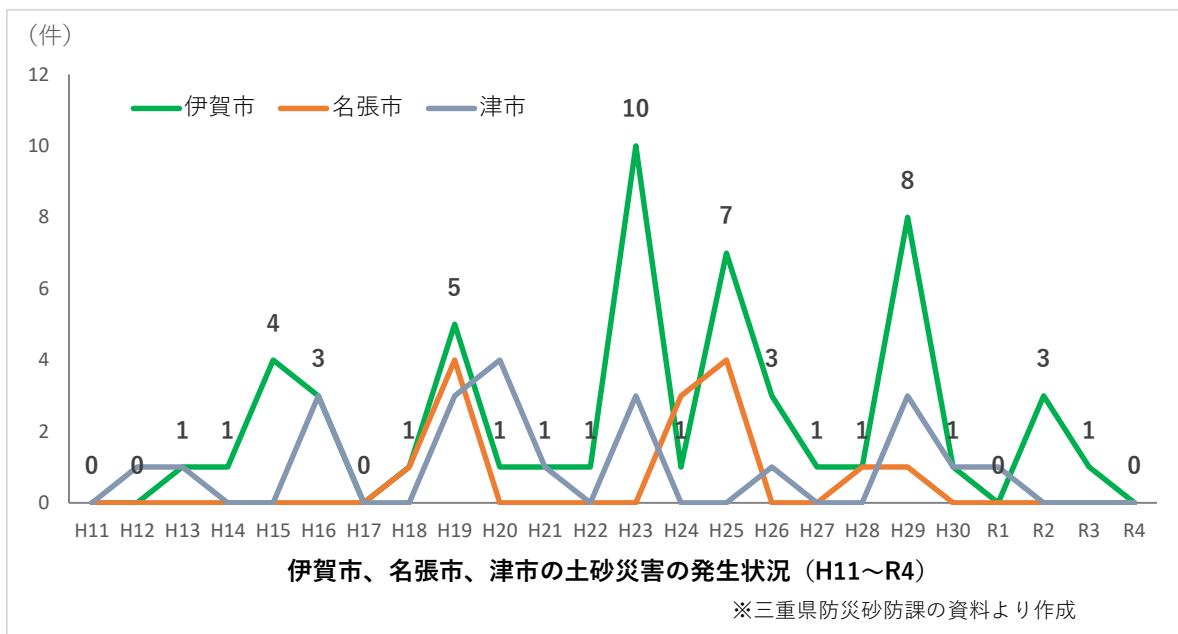
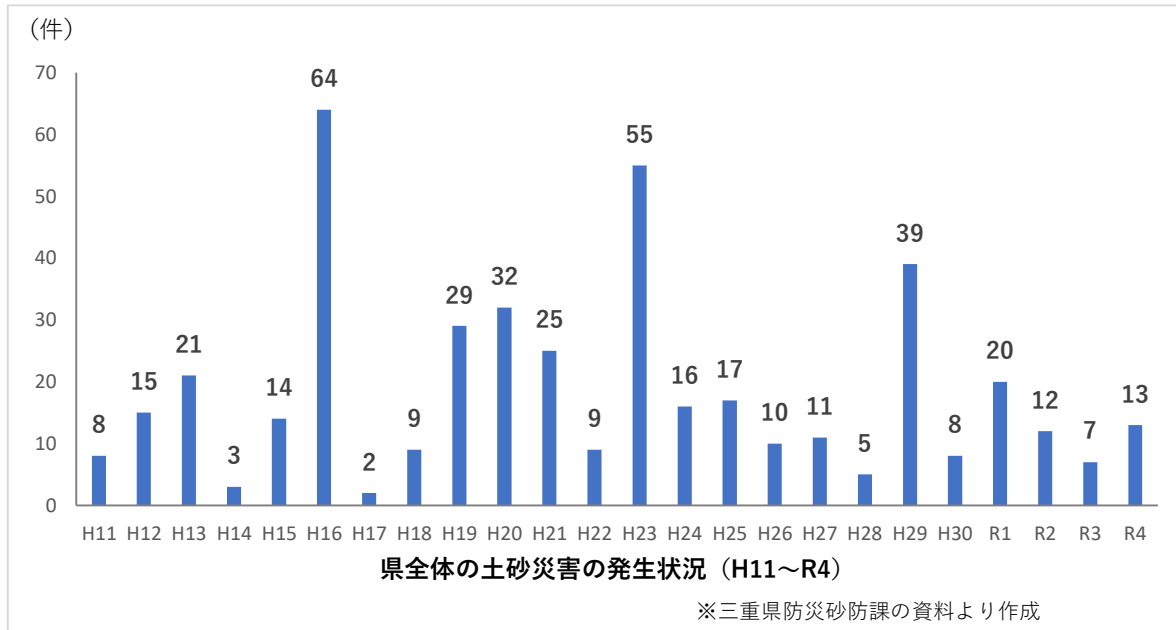
伊賀市近隣における既往の主な風水害

年月日	種類	災害の状況
1953(昭和28)年 8月15日	東近畿水 害(前線に よる大雨)	日本海から南下した前線が停滞して豪雨となり、伊賀地方では山崩れにより多数の人命失われる大惨事となった。上野での総降水量は286mm、最大1時間雨量は81mm。 死者・行方不明者32名
1953(昭和28)年 9月25日	台風第13 号	室戸岬の南海上から熊野灘を北上、志摩半島を横断し、知多半島に上陸した。上野での総降水量は220mm、最大1時間雨量は26mm。 死者・行方不明者50名
1959(昭和34)年 9月25日～27日	伊勢湾台 風	非常に大きな暴風域を保ったまま潮岬付近に上陸し、三重県の西側を北上した。台風経路の右側にあたる伊勢湾沿岸には、26日夜に来襲し、高潮と烈風により壊滅的な被害を受けた。上野での最大風速は24.2m/秒、総降水量は333mm。 死者・行方不明者1,281名
1961(昭和36)年 10月26日～28日	台風第26 号と低気 圧による 豪雨	南海上の前線に発生した低気圧と東海上を北上した台風の影響で、南から暖湿気流が流れ込み、伊賀地方と南部地方を中心に大雨が続いた。上野での総降水量は286mm、最大1時間雨量は40mm。 死者3名
1965(昭和40)年 9月17日	台風第24 号	本州南岸の前線の活動が台風の北上に伴い活発化した。台風は熊野灘沿岸から、志摩半島に上陸した後、伊勢湾口を縦断した。 上野での総降水量は370mm、最大1時間雨量は50mm。 死者2名
1982(昭和57)年 7月11日～8月3日	梅雨前線、 台風第10 号及び低 気圧によ る暴風雨 と大雨	梅雨前線による大雨(7月24日～27日)では、本州南岸に停滞した梅雨前線活動が強まり、県内は100～300mmの大雨となった。26日深夜から27日未明にかけて伊賀地方では雷を伴う局地的な大雨となった。上野での8月1日～3日の総降水量は362mm、最大風速10.1m/秒。 死者・行方不明者24名
1998(平成10)年 9月21日～24日	台風第7 号・8号に よる大雨	台風第8号に続いて第7号が上陸し、三重県の西側を通過した。県内各地で暴風に見舞われ、上野市や四日市市で観測史上第1位の最大瞬間風速を観測し、死者や負傷者が出るなど被害が発生した。 死者・行方不明者3名
2013(平成25)年 9月14日～16日	台風第18 号による 暴風及び 大雨	台風第18号は三重県沿岸を北上し、県内では大雨による浸水害や土砂災害、暴風による人的被害、竜巻によると見られる住家被害が発生した。15日夜から16日朝にかけて、非常に激しい雨が降るとともに、上野で最大瞬間風速33.4m/秒を記録した。 死者2名

出典)「三重県地域防災計画添付資料(令和7年3月修正)」

第3節 近年の災害の傾向

平成11年から令和4年までの土砂災害の発生状況をみると、下図に示すように、三重県全体では突出して件数が多い年はあるものの、最近の傾向としては概ね20件以下である。本市においても、県全体と同様に平成23年の10件や平成29年の8件など突出して多い年はあるが、概ね3件以下で推移する状況である。



第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 市民や地域の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

- 市民は「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持つ。
- 住民自治協議会、自主防災組織、自治会等における多様な主体の関わりの中で、防災教育を普及・推進することで、大規模な風水害が発生しても被害を最小限に抑える、災害に強い地域をつくる。

【主担当部局等】防災危機対策局・地域連携部・消防本部・教育委員会

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	住民自治協議会・ 自主防災組織・自治会等	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 本計画への地区防災計画の位置づけ
	市民	(1) 市民に対する普及計画

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
住民自治協議会 自主防災組織 自治会等	地域住民	(1) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
防災活動に取り組むNPO等	市民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
市民を顧客として事業を展開している防災関係機関	市民	(1) 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握 (2) 家族での防災についての話し合い (3) “発災後72時間生き延びるため”の防災対策の推進 (4) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

第3項 対策

■市が実施する対策

1 住民自治協議会・自主防災組織・自治会等を対象とした対策

(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。また、市からの防災情報等の発信や地域からの情報発信も可能な

伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）の利活用の促進を図る。

ア 地域独自の防災訓練実施等への支援

イ 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援

ウ 地域の実情に応じた「三重県避難所運営マニュアル策定指針」による地域の避難所運営マニュアル作成支援

(2) 本計画への地区防災計画の位置づけ

住民自治協議会等から地区防災計画の提案があった場合には、市防災会議は、その必要性を踏まえ、本計画に定める。

2 市民に対する普及計画

(1) 普及計画の趣旨等

市民が防災の正しい知識と判断をもって行動できるよう、パンフレット・チラシ等を作成し、各種防災行事に配布するとともにインターネットや各種マスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努め、災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えを充実し、その実践を促進するための市民運動を展開する。また、その内容は次の事項を含むものとし、防災知識の普及にあたっては特に要配慮者に十分配慮し、地域で要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女共同参画や性の多様性への配慮等に対応できる防災体制を確立するよう努める。加えて、平常時や災害時などの社会の状態に関わらず、いずれの状況下においても適切な生活の質を確保する上で支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策及びそれを実現する概念である「フェーズフリー」の普及啓発に努める。

さらに、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得よう取り組む。また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し適切な避難行動に関する理解の促進を図る。併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

なお、地域を防災的見地から評価した上で、住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや災害時の行動マニュアル等を作成・配布するとともに、地域独自の防災知識の普及啓発に努める。

(2) 普及計画の内容

ア 風水害等に関する一般知識と過去の災害等の紹介

イ 気象予警報の種類と内容（令和8年出水期から運用開始を予定している新しい防災気象情報を含む。防災気象情報の更新については資料編を参照。）

ウ 異常気象等の発生通報

エ 「早期の立ち退き避難が必要な区域」等における災害危険性の把握

オ 家屋等の点検・改修及び周辺危険箇所の安全化

カ 風水害等が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

キ 住民が災害情報やその利用の心得について理解し、発災時に適切な防災行動がとれるようにするための啓発

ク 防災関係機関が講ずる防災応急対策、災害応急対策等の内容

- ケ 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識（警戒避難に関する知識）
- コ 避難指示等の内容
- サ 各地域における避難場所及び避難路、避難方法（自主避難を含む。）、要配慮者が避難する際の支援のあり方に関する知識
- シ 避難生活に関する知識
- ス 平素住民が実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、出火防止、家屋・ブロック塀の倒壊防止等対策の内容
- セ 伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）による防災情報の取得、地域の情報発信の活用に向けた普及啓発

(3) 普及の方法

- ア 講習会、研修会、出前講座の実施
- イ 広報紙、行政情報チャンネル、伊賀市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）、SNS（フェイスブック・LINE等）等による広報
- ウ 伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）による防災関係情報の提供及び地域内の情報共有の推進
- エ ハザードマップの作成・配布
- オ 防災ビデオ等の貸し出し

■住民自治協議会・自主防災組織・自治会等や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 住民自治協議会・自主防災組織・自治会等の対策

(1) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

市が実施する市民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練等、地域独自の防災訓練への積極的な協力を努めるものとする。

2 防災活動に取り組むNPO等の対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

市民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに市民に対して必要な協力を呼びかけるよう努めるものとする。

(2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、市が実施する市民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力を努めるものとする。

■市民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策

1 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、市民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに防災対策上、発災時に市民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図るものとする。

2 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、市が実施する市民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力するものとする。

■市民が実施する対策

1 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握

市が提供する水害ハザードマップ等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等が風水害時に受ける可能性がある被害を把握し、必要に応じて洪水や土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所を確認するものとする。

2 家族での防災についての話し合い

自宅や家族の通勤・通学先等における風水害の被害想定や洪水、土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所、非常時の連絡方法等を家族間で共有し、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担、災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることについて、家族での話し合いを定期的に行い、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努めるものとする。

また、就学児童・生徒を持つ家庭においては、家族での防災についての話し合いにおける「防災ノート」の活用を努めるものとする。

3 “発災後 72 時間生き延びるため”の防災対策の推進

各家庭において最低3日以上以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の常備等の対策を図り、発災後、支援があるまでの間、自らの命を自らで守るための備えに取り組むものとする。特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に取り組むものとする。

4 “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

被災した場合であっても、早期の生活再建につなげることができるよう、自然災害による損害を補償する保険に加入する等の対策を講じるものとする。

【参 考】

この計画における避難場所及び避難所の用語の定義は以下のとおりとする。

○一時避難所

住民自治協議会や自主防災組織、自治会等の行う自主避難や避難準備体制のための住民参集（集合）拠点

○指定緊急避難場所

基本法第49条の4第1項の規定に基づき、洪水等の災害種別ごとに市が指定する当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所

○指定避難所

基本法第49条の7第1項の規定に基づき、市が指定する規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所

○福祉避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所として市が指定した施設

また、本計画においては、原則として「地域」とは市内の住民自治協議会で区分される単位、「地区」とは自治会等で区分される単位、地域住民とは地域に居住等をしている住民のことを指す。なお、「住民」と「市民」については、基本的に「市民」を用いつつも、文脈から居住者という意味合いが比較的強い場合は「住民」としている。

第2節 防災人材の育成・活用

第1項 防災・減災重点目標

○女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引する。

【主担当部局等】防災危機対策局・地域連携部・消防本部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	市民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用
	住民自治協議会及び自主防災組織・自治会等	(1) 住民自治協議会内の自主防災組織・自治会等の交流及び連携の促進 (2) 自主防災組織・自治会等構成員に対する教育・啓発
	「伊賀市災害ボランティアセンター」関係団体等	(1) 関係団体が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
住民自治協議会	自主防災組織・自治会等	(1) 地域内の自主防災組織・自治会等の連携
自主防災組織・自治会等	自主防災組織・自治会等構成員	(1) 構成員に対する教育・啓発
「伊賀市災害ボランティアセンター」関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 市等の防災人材育成事業等への参加

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市民を対象とした対策

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材（外国人防災リーダー等を含む。）の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダー等と連携して、伊賀市災害ボランティアセンターが養成する災害ボランティアコーディネーターやみえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を図る。

2 住民自治協議会及び自主防災組織・自治会等を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 住民自治協議会内の自主防災組織の交流及び連携の促進

地域の防災力を高めていくためには自主防災組織相互の交流及び連携が必要となることから、まずは住民自治協議会内の自主防災組織の交流及び連携を促進する。

3 防災活動に取り組むNPO等を対象とした対策

(1) 伊賀市災害ボランティアセンターが行う人材育成への支援

NPO等と連携・協力し、伊賀市災害ボランティアセンターが行う人材育成への支援を行う。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等の活用により、自主防災組織の相互連携を促進する。

■住民自治協議会・自主防災組織・自治会等や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 住民自治協議会・自主防災組織・自治会等の対策

(1) 地域内の自主防災組織の連携

各住民自治協議会は、地域の防災力を高めるため、地域内の自主防災組織の交流・連携に努めるものとする。

(2) 構成員に対する教育・啓発

市等が実施する人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努めるものとする。

2 「伊賀市災害ボランティアセンター」関係団体等の対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「伊賀市災害ボランティアセンター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

① 災害ボランティアセンター運営に関わる人材の育成研修等への参加

② 多様な支援主体をつなぐ研修、交流の場への参加

(2) 構成員に対する教育・啓発

市等が実施する人材育成事業等を活用して、組織の構成員の教育や啓発に努めるものとする。

■市民が実施する対策

1 市等の防災人材育成事業等への参加

市民は、市や住民自治協議会、自主防災組織・自治会等が実施する防災人材育成事業等に積極的に参加し、地域の防災活動等への協力を努めるものとする。

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

第1項 防災・減災重点目標

- 「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、自治会等及び事業所単位で自主防災組織の結成を促進するとともにその育成・強化を推進する。
- 自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有を行い、各々の活動を活性化し、住民自治協議会内のネットワーク化を進める。
- 関係機関と連携し、実践的な訓練や研修を実施する。

【主担当部局等】防災危機対策局・地域連携部・健康福祉部・消防本部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	住民自治協議会	住民自治協議会内の自主防災組織の連携
	自主防災組織	自主防災組織の育成・強化
	消防団	消防団の育成及び活性化の推進
	市民	自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
住民自治協議会 自主防災組織等	住民自治協議会内の自主防災組織や他地域の自主防災組織等の防災関係団体	(1) 住民自治協議会内のネットワーク化及び自主防災活動の活性化 (2) 地域支援ネットワークの構築
消防団	他地域の消防団等の防災関係団体	(1) 消防団活動の活性化 (2) 地域防災力の充実強化

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 住民自治協議会・自主防災組織や消防団の活動への参画 (2) 地域住民の自主防災組織における訓練等の実施 (3) 地域支援ネットワークの構築(住民自治協議会の防災部会等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 住民自治協議会・自主防災組織を対象とした対策

- (1) 自主防災組織には平常時及び災害時の活動計画等の作成を指導し、住民自治協議会内の自主防災組織等のネットワーク化を支援し、住民自治協議会による地区防災計画の策定を推進する。
- (2) 自主防災組織への女性の参画促進など組織化、組織間のネットワーク化、地域の消防団との連携を推進するとともに組織の活性化の促進及び防災資機材の整備について助成するなど積極的な育成に努める。

(3) 市は、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ管内自主防災組織の名簿等を調製し、相互に連絡が取り合える体制の構築に努める。

(4) 自主防災組織の結成

新規自主防災組織の結成については、次のア～ウの活動等ができる組織となるよう支援する。

ア 組織体制

災害時の自主防災活動の体制としては、基本的には情報収集班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等とする。

イ 活動計画に定める事項

○ 平常時の活動

- ① 防災知識の普及
- ② 防災予防計画の策定
- ③ 組織の編成及び任務分担
- ④ 自主防災訓練の実施
- ⑤ 資機材等の点検、整備

○ 発災時に必要となる事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心に概ね次の事項が実施できるようにする。

- ① 正確な情報の把握
- ② 火災予防措置
- ③ 非常持出品の準備
- ④ 適切な避難及び避難生活
- ⑤ 自動車の運転の自粛

○ 災害時の活動

- ① 地域住民に対する情報の伝達及び広報
- ② 住民の安否確認
- ③ 火災発生時における初期消火
- ④ 被災者の救出・救護
- ⑤ 要配慮者の避難誘導
- ⑥ その他の防災関係機関、災害ボランティア等への応急活動協力

ウ 平常時の具体的な活動指針

○ 防災知識の学習

正しい防災知識を一人一人が持つよう、ビデオ上映会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。

主な啓発事項は、台風や洪水等の知識、避難関連情報の意義や内容、平常時における防災対策、避難指示等への対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等とする。

○ 計画的な防災活動

自主防災組織の活動について定期的に十分話し合う機会を設け、地域の危険度（危険箇所等）を確認し、ハザードマップ等を活用した地域の危険度の把握により、それぞれの地域に合った実践的な防災活動について検討を重ねるとともに防災点検の日を設けるなどして、家庭と地域を結びつけた防災活動を計画的に実施する。

また、地域内の要配慮者への対応にあたっては、個人情報保護の観点から要配慮者及び避難行動要支援者やその家族等の意見を尊重し、民生委員・児童委員や障がい者相談員、福祉関係団体、自治会等との連携により、地域の実情に合った対応に努める。

○ 自主防災組織の「活動計画」及び住民自治協議会単位の「地区防災計画」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割を定めた活動計画や住民自治協議会内の各自主防災組織が連携して、各自主防災組織の活動計画と避難所運営、防災訓練の実施等をまとめた地区防災計画の策定を図る。

○ 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練の実施を支援する。この場合、住民自治協議会や自主防災組織、他の地域の住民自治協議会や自主防災組織、職域の防災組織、市、消防団、防災関係機関、自衛隊等と有機的な連携をもって行う。

また、要配慮者に対しても非常時における生活の講習会などを開催し、緊急の災害時において的確な判断と行動ができるよう地域の実情に応じた体験的な訓練を行う。

- ① 情報の収集及び伝達の訓練
- ② 出火防止及び初期消火の訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出及び救護の訓練
- ⑤ 炊出し訓練

○ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(5) 自主防災組織への支援

ア 自主防災組織の活動に必要な資機材の整備に対する助成を行う。

イ 自主防災組織の活性化を図るため、防災訓練等に必要な経費に対する助成を行う。

ウ 自主防災組織の育成、活性化を図るため、その中核となるリーダーを各地域のコミュニティ活動の中心となっている人や専門的知識を持つ人などから人材を発掘し、県と連携して研修会等への参加を促し防災リーダーを育成する。

(6) 個別指導・助言

自主防災組織の活性化、効率的な組織運営等を推進するため、組織編成や活動内容に関する相談を受け、今後の活動に対する個別指導・助言を行う。また、整備されていない地域については、住民自治協議会を通じて組織づくりを啓発していく。

(7) 自主防災意識の啓発

自主防災組織の活動に対してできるだけ多くの住民が参加できるよう、啓発活動や啓発パンフレットの活用等により意識の高揚を図り、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

2 消防団を対象とした対策

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

3 市民を対象とした対策

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発・研修等を行う。また、同一地域内における地域住民による防災活動と事業所、施設管理者の防災活動が一体となって有機的な連携のもとに行われることが効果的であると認めるときは、共同して自主防災組織を設け、あるいは自主防災組織協議会を設けるよう指導する。

■住民自治協議会・自主防災組織や消防団が実施する対策

1 住民自治協議会・自主防災組織等の対策

(1) 住民自治協議会内の自主防災組織のネットワーク化

ア 住民自治協議会内の自主防災組織のネットワーク化を図り、災害時の相互協力体制の構築を進めるものとする。

イ 地域支援ネットワークの構築（住民自治協議会の防災部会等）

現状の住民自治協議会の体制を踏まえ、各住民自治協議会内の自主防災組織、自治会等、民生委員・児童委員、福祉専門職等の避難支援等関係者による「地域支援ネットワーク」（住民自治協議会の防災部会等）の構築に努めるものとする。

【平常時の活動】

- (1) 要配慮者に関する情報の収集と管理
- (2) 災害時の安否確認や情報伝達ができる仕組みづくり
- (3) 避難行動要支援者の避難支援に関する情報の収集と管理
- (4) 要配慮者が居住する住宅の防災対策支援
- (5) 構成員同士が日頃から連絡を密にし、災害発生時の対応についての打合せ等

【災害発生時の活動】

- (1) 地区の要配慮者の安否確認等の集約及び市からの問い合わせ等への対応
- (2) 必要に応じて要配慮者、特に支援を要する避難行動要支援者の避難場所等への誘導、引継ぎ、搬送等の対応

(2) 自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに必要な資機材等の整備等により、自主防災組織活動の活性化を図るものとする。また、地域の消防団等との連携を強化する体制の整備に努めるものとする。さらに、県が実施する防災大賞表彰式や自主防災組織交流会の開催、防災活動事例集の活用等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図るものとする。

2 消防団の対策

(1) 消防団活動の活性化

地域住民の消防団への参加・協力、地域の自主防災組織との連携強化を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、消防活動への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図るものとする。また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図るものとする。

(2) 地域防災力の充実強化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、事業者や市、大学等と消防団活動において協力・連携を図るものとする。また、教育訓練の標準化により消防団活動の質的向上に努めるとともに、地域の自主防災組織等に対して教育訓練の指導的な役割を果たすものとする。

■市民が実施する対策

1 住民自治協議会・自主防災組織や消防団の活動への参画

市民は、地域等における防災活動の活性化のため、住民自治協議会・自主防災組織や消防団が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努めるものとする。

2 地域住民の自主防災組織における訓練等の実施

地域の防災力を高めるため自主防災組織において、平常時から訓練等の実施に努めるもの

とする。

また、自主防災組織の結成、運営にあたっては、住民の日常生活上、基礎的な地域として一体性を有し、かつ住民の連帯感が得られる程度の規模（自治会等）を想定するものとする。

第4節 ボランティア活動の促進

第1項 防災・減災重点目標

- 災害時において災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、支援していくための環境整備を行う。
- 行政、ボランティア関係機関、災害救助ボランティアグループ等は、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

【主担当部局等】防災危機対策局・地域連携部・健康福祉部・産業農林部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	伊賀市災害ボランティアセンター関係団体等	(1) 伊賀市災害ボランティアセンターの活動環境の整備、体制強化 (2) 伊賀市災害ボランティアセンターによる人材等の育成支援 (3) ボランティア受入等にかかる協力関係・連携体制の構築
	NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体への活動支援 (2) 災害ボランティアの活動環境の整備
	市民・企業	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
企業・事業所等	従業員等	(1) 従業員等の災害ボランティア等への参画促進

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
市民	(1) 災害ボランティア等への参画

第3項 対 策

■市が実施する対策

1 伊賀市災害ボランティアセンターの常設化

(1) 伊賀市災害ボランティアセンターの活動環境の整備、体制強化（災害ボランティアの活動環境の整備）

災害時に効果的なボランティア活動を助長するためには、市及び社会福祉協議会など関係団体とボランティア間の連携強化が求められる。

平常時からこうした連携を行うためには、ボランティアとの連携体制や活動拠点の整備が必要である。このため、伊賀市における災害ボランティアセンターに関する協定書により、特定非営利活動法人みえ防災市民会議と伊賀市社会福祉協議会と伊賀市の三者による常設の「伊賀市災害ボランティアセンター」を設置する。

上記の三者は、平常時から相互に協議、連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営を行う。活動拠点については、市全域を統括する「伊賀市災害ボランティアセンター」を伊賀市社会福祉協議会内に設置する。

また、災害発生時においては、災害ボランティアの参集受付場所としての機能や受入活動配備を可能とする現地本部機能を備えた、「伊賀市〇〇地区災害ボランティアセンター現地本部」を本庁及び各支所単位に1箇所以上設置するため、あらかじめ関係者と協議し、事前に公共施設を中心に活動拠点を選定しておく。

(2) 伊賀市災害ボランティアセンターによる人材等の育成支援

- ア 専門性を持ったボランティアの登録を促進する。
- イ 災害救援ボランティアの育成、研修への支援を行う。
- ウ 災害救援ボランティア活動を支援する災害ボランティアコーディネーターの育成・研修等を行い、組織化を促進する。
- エ 実践的、活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。
- オ 災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、災害ボランティアコーディネーター等を事前に登録し、その育成に努める。

(3) ボランティア受入等にかかる協力関係・連携体制の構築

伊賀市災害ボランティアセンターは、災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等と研修を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間のネットワーク化を図る。さらに、情報共有や連携・協働するための「地域協働プラットフォーム」を設置・運営するため、平常時からの交流を通じて地元内外で活動する多様な支援主体との連携・協力体制を構築する。

2 NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体を対象とした対策

(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

(2) 災害ボランティアの活動環境の整備

市は、NPO法人みえ防災市民会議及び社会福祉協議会との三者で常設する伊賀市災害ボランティアセンターの運営委員会で、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の実施、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報収集・提供方策等について運営委員会で情報共有、意見交換を行い、災害ボランティアの活動環境の整備を推進する。

3 市民・企業を対象とした対策

(1) 災害ボランティア等への参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、市民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

■市民や企業・事業所等が実施する対策

1 企業・事業所の対策

(1) 従業員等の災害ボランティア等への参画促進

企業・事業所の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努めるものとする。

2 市民の対策

(1) 災害ボランティア等への参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努めるものとする。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

- 各事業所における顧客・従業員の安全確保等、防災対策の推進を図る。
- 事業所と地域住民及び地域における様々な団体との連携強化を図る。
- 企業・事業所の事業継続計画（BCP）等の作成及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動を進める。

【主担当部局等】防災危機対策局・地域連携部・産業農林部・上下水道部・消防本部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成支援 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 自衛消防組織の活動支援
	住民自治協議会・自治会等・自主防災組織	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進
ライフライン事業者	企業・事業所	(1) 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

【共助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
企業・事業所等	市（住民自治協議会・自治会等・自主防災組織）	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進
みえ企業等防災ネットワーク	関係企業・事業所	(1) 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築
住民自治協議会 自主防災組織、 自治会等	企業・事業所	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

【自助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
企業・事業所等	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成 (2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (3) 自衛消防組織の充実強化
	従業員等	(1) 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

第3項 対策

■市が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成支援

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を

最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成・点検を促進する。特に、洪水や土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者にかかる避難対策を含めたBCP等の作成・点検の促進に努める。

<支援の内容>

- ・商工会議所、商工会等事業所による支援

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに災害時に市や地域、各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための避難者の受入れや救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

<地域との連携の例>

ア 地域の住民や地域における様々な団体との協働関係の構築

- ・地域住民との合同防災訓練等、防災活動の実施、参加

イ 災害発生時の人的資源、物的資源、ノウハウの地域への提供等地域貢献

- ・住民の救援・救護、消火活動、避難誘導、避難所運営
- ・避難場所、資機材・物資置き場の提供
- ・自社製品の提供、備蓄品・資機材の提供

(3) 自衛消防組織の活動支援

企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

2 住民自治協議会・自治会等・自主防災組織を対象とした対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

■ライフライン事業者が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1) 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

災害時において発生する電気・ガス・上下水道・通信・鉄道等、地域住民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン関係企業等関係機関・関係自治体により構成される「三重県ライフライン企業等連絡会議」において、構成員間の情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討するものとする。

■企業・事業所等が実施する対策

1 市（住民自治協議会・自治会等・自主防災組織）を対象とした対策

(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努めるものとする。

- ア 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、地震災害時において地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努めるものとする。
- イ 業種や事業規模に応じ、災害時に市や各種団体と協働で災害対応を行うための避難所運営や救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努

めるものとする。

2 企業・事業所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、過去の災害の教訓などを踏まえた防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成・点検に努めるものとする。特に、洪水や土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者については、避難対策を含めたBCP等の作成・点検の促進に努めるものとする。また、事業者は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

(2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の暴風対策や浸水対策等の安全性の確保及び二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないようにすること、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

さらに、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(3) 自衛消防組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実強化に努めるものとする。

3 従業員等を対象とした対策

(1) 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努めるものとする。

ア 自然災害から従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努めるものとする。

イ 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進するものとする。

■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策

1 関係企業・事業所を対象とした対策

(1) 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力を行い、防災力診断やBCP等の作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図るものとする。

■住民自治協議会・自治会等・自主防災組織が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで地域の防災力の向上に努めるものとする。

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

○学校や園などにおいて必要な防災対策や避難対策を行い、児童生徒等、教職員等の安全を確保するとともに防災教育の徹底により、児童生徒等の安全確保と家庭や地域への防災啓発を図る。

【主担当部局等】防災危機対策局・健康福祉部・教育委員会・消防本部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	児童生徒等	(1) 児童生徒等に対する普及計画
	教職員等	(1) 教職員等に対する防災教育
	地域(地域住民)	(1) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進
	私立高等学校、民間の園、児童福祉施設等の管理者	(1) 私立高等学校、民間の園・児童福祉施設等の防災対策の推進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
保護者・児童生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い

第3項 対策

■市が実施する対策

1 児童生徒等を対象とした対策

(1) 児童生徒等に対する普及計画

災害の発生時に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等、災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校(幼稚園・保育所(園)等を含む。)においては地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関並びに自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

また、各学校(幼稚園・保育所(園)等を含む。)で危機管理マニュアルを作成し、校内研修等で教職員等に周知徹底を図るとともに学級懇談会や地区懇談会等で児童生徒の緊急時の対応や連絡方法について保護者に周知徹底を図る。

ア 普及の内容

- ① 風水害等に関する一般知識と過去の災害等の紹介
- ② 災害時の心得
- ③ 災害予防の心得
- ④ 防火、応急救護の実務
- ⑤ 災害時の対応

イ 普及の方法

- ① 防災関係授業の実施

- ② 防災訓練の実施
- ③ 防災ビデオ等の貸し出し
- ④ 通学団集会、学級懇談会、地区懇談会
- ⑤ 学校だより、学級新聞
- ⑥ 防災ノート等を活用した家庭との連携

2 教職員等を対象とした対策

(1) 教職員等に対する防災教育

教職員、保育士等は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が必要であるため、職員研修等を利用して防災教育の徹底を図るものとし、その内容は次の事項を含むものとする。また、災害時に迅速・的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、職員に周知徹底を図る。さらに、学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

ア 教育の内容

- ① 風水害等に関する一般知識と過去の災害等の理解
- ② 気象予警報の種類と内容（令和8年出水期から運用開始を予定している新しい防災気象情報を含む。防災気象情報の更新については資料編を参照。）
- ③ 浸水等周辺地域における災害危険性の把握
- ④ 学校施設等の点検・改修及び周辺危険箇所の安全化
- ⑤ 出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ⑥ 土砂災害危険箇所等に関する知識（警戒避難に関する知識）
- ⑦ 避難指示等の内容
- ⑧ 児童生徒等の安全確保
- ⑨ 各地域における避難場所及び避難路、避難方法（自主避難を含む。）、要配慮者が避難する際の支援のあり方に関する知識
- ⑩ 避難生活に関する知識
- ⑪ 応急手当、生活必需品の備蓄、建築物・ブロック塀の倒壊防止等の対策内容

イ 教育の方法

- ① 講習会、研修会の実施
- ② 災害現地調査等の実施
- ③ 合同訓練等を通じた地域との連携

3 地域（地域住民）を対象とした対策

(1) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

4 私立高等学校、民間の園、児童福祉施設等の管理者を対象とした対策

(1) 私立高等学校、民間の園・児童福祉施設等の防災対策の推進

公立小中学校・園、児童福祉施設等に準じた防災対策を講じるよう努めるものとする。

■保護者・児童生徒等が実施する対策

1 家庭における防災についての話し合い

学校等での防災教育を家庭で共有するとともに防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努めるものとする。

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進

第1項 防災・減災重点目標

- 発災時に住民等を安全に避難させるための避難場所、避難所を指定する。
- 住民が迅速な避難活動ができるよう、これらの施設等を事前に住民等に周知する。
- 避難や避難所運営における要配慮者や多様にニーズに配慮するとともに社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定を進めるなど、避難行動要支援者の避難対策に配慮した地域づくりを進める。

【主担当部局等】防災危機対策局・健康福祉部・建設部・消防本部・人権生活環境部・施設所管部（指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所）

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市	地域住民等	(1) 避難情報 (2) 避難情報の伝達及び周知 (3) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知 (4) 指定避難所、避難路の整備・周知 (5) 避難指示基準の策定等 (6) 避難誘導対策 (7) 情報収集体制の整備 (8) 避難所運営及び避難者支援対策 (9) 避難者支援のための資機材、物資の確保 (10) 避難行動要支援者・要配慮者対策 (11) 観光客、帰宅困難者対策 (12) 外国人住民への対策 (13) ペット対策 (14) 避難所外避難者対策 (15) 感染症対策

【共助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
住民自治協議会・自治会等・自主防災組織	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
要配慮者利用施設	入所者等要配慮者	(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進
不特定多数の者が利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進
観光事業者等	観光客等	(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 避難指示等発令時における避難行動の検討 (2) 地域の避難対策への協力 (3) ペットの同行避難対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 地域住民等を対象とした対策

(1) 避難情報

ア 避難情報伝達体制の整備

基本法に定める「高齢者等避難」や「避難指示」などの避難情報ができるだけ多くの市民に伝達できるよう、防災情報システム等により多様な伝達方法の整備を図る。

イ 避難情報の類型

類型	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、安全確保できる場所への避難行動を開始(避難支援等関係者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 避難指示の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともにそのいとまがない場合は生命を守る最善の行動をとる
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害が発生又は切迫した状況 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、生命を守る最善の行動をとる。

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の状況等に応じて、屋内や屋外の安全な場所に避難する。

ウ 避難指示等の基準

避難指示等について气象台や県等の協力を得つつ、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。

市長は、避難のための立退きを指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求める。

また、市長不在時における避難指示等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を定める。なお、代理順位については、伊賀市災害対策本部設置運営要綱（以下「本部要綱」という。）第3条第3項に規定の順序とする。

(2) 避難情報の伝達及び周知

避難指示等による避難情報に基づく避難行動について市民へ周知するとともに、迅速で多様な情報発信による避難情報の伝達に努める。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者と連携しつつ避難情報の周知に努める。さらに、障がい者や外国人住民など避難情報の把握や理解が困難な要配慮者への配慮に努める。

ア 広報の手段

避難情報の広報は緊急を要するため、防災情報システムによる緊急速報メールを活用するとともに住民自治協議会単位の避難情報について、伊賀市防災・情報アプリ（HAZRADON）、防災情報メール、SNS（フェイスブック・LINE等）、L-アラート（テレビ、ラジオ等）、市ホームページ、ケーブルテレビ（文字放送等）など多様な手段により、避難情報の広報に努める。

イ 広報の内容

避難情報の内容と市民の行動規範を中心に説明する。

避難情報の種類	避難対象	主 体
【警戒レベル3】 高齢者等避難	発令地域の災害想定区域内の居住者（要配慮者）	市民・住民自治協議会・自主防災組織・自治会等・消防団等
【警戒レベル4】 避難指示	発令地域の災害想定区域内の居住者（地域住民）	市民・住民自治協議会・自主防災組織・自治会等・消防団等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	発令地域の災害想定区域内の居住者（地域住民）	市民・住民自治協議会・自主防災組織・自治会等・消防団等

(3) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知

切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを地震、洪水、土砂災害の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ指定し、必要な資機材等の備蓄を図り地域・住民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性を確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮し、民間事業者等と積極的に協議しながら避難場所の確保に努め、管轄警察署及び他の防災関係機関と協議して定めておく（災害種別の指定緊急避難場所リストは資料編を参照）。

また、指定後は三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民・観光客等に対する周知を図る。

あわせて、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアの不燃化が必要であることから、防火帯、防火壁などの延焼対策の実施に努める。

ア 指定緊急避難場所等の留意事項

- ① 公園、広場等のように相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等がある。
- ② 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がない。
- ③ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品がない。

- ④ 洪水等による浸水のおそれのない地域、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び耐震、耐火性の建築物で安全性がある。
 - ⑤ 延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を越えたときは、更に他の場所への避難移動ができる。
 - ⑥ 避難場所に至る避難路の安全を確保する。
 - ⑦ 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておく。
 - ⑧ 避難が長引いた場合の仮設テントの設置に配慮する。
- (4) 指定避難所、避難路整備・周知

大規模災害に際し、避難した市民を収容し保護するため設置する施設をいう。

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを指定避難所としてあらかじめ指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路（道路）の整備に努め、地域・住民に周知する。

あわせて、平常時から指定避難所の場所や受入人数、災害発生時の開設状況や混雑状況等が確認できる伊賀市防災・情報アプリ（HAZADON）の住民への周知と登録の推進を図る。

このほか、市及び避難所施設の管理者は、指定避難所の良い生活環境の継続的な確保を図るため、専門家やNPO・ボランティア等との定期的な情報交換、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

指定避難所の指定にあたっては、要配慮者や多様なニーズに十分配慮するとともに、簡易トイレ等の必要な資機材等の備蓄を図る。（推進計画）

また、指定避難所の指定にあたっては、立地条件等に配慮しながら行う。

ア 避難所の留意事項

- ① 長期避難を想定し、避難所は学校施設等寝起きができる施設を中心に選定する。また、学校については余裕教室などを活用し、平常時から防災施設としての整備を図る。
- ② 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、多様な視点やニーズの違いに配慮した整備を図る。
- ③ 要配慮者に配慮した福祉避難所の確保や被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討する。特に、福祉避難所については、学校を避難所とする場合、保健室や特定の教室を“福祉避難室”とする、避難所の一画を区切って“福祉避難場所”として確保する等、公共施設のみならず、宿泊施設あるいは特別養護老人ホームなどの民間施設の活用も視野に入れて量的確保に努める。また、利用しやすい構造とケアが整った社会福祉施設等を福祉避難所として指定するため、平常時において社会福祉施設関係者と要配慮者の受入れについての協議を行い、受入れ協定の締結を進める。医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。なお、福祉避難所を指定する際は、受入対象者を特定して公示するとともに福祉避難所の役割についても住民に周知する。さらに、上記の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- ④ テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備に努める。
- ⑤ 帰宅困難者や観光客に対応する避難所の確保について検討する。
- ⑥ 断水等によりトイレが使用できない場合に備え、仮設トイレを確保しておく。
- ⑦ 夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

避難所の区分

伊賀市の避難所等は、避難所態様（公共施設・耐震性・風水害対応性など）を勘案して次の統一呼称の区分により分類する。

区 分	主な役割
一時避難所	災害発生直後や発生のおそれがある場合などにおいて、住民自治協議会や自主防災組織、自治会等が行う自主避難や避難準備体制のための住民参集（集合）拠点
指定避難所 （市の指定）	避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する
福祉避難所 （市の指定）	一般の避難所において、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人などの要配慮者が避難するため、必要に応じて開設する施設

指定緊急避難場所と指定避難所の指定基準及び相互の関係は、次に示すとおりである。

区分	指定緊急避難場所（法第49条の4）	指定避難所（法第49条の7）
定義	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所	災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設
基準	安全な区域外にある施設については、以下の全てを満たすこと。 ・被災者等を受け入れる適切な規模 ・耐震性がある ・想定される水位以上の高さに避難スペースが配置され、そこまでの避難上有効な階段等がある	以下の全てを満たすこと。 ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模 ・速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配布できること ・想定される災害の影響が比較的少ない ・車両などによる輸送が比較的容易
指定	災害種ごとに市長が指定	災害種を限らず市長が指定
備考	相互に兼ねることができる	

(5) 避難指示等の基準策定

避難指示等を行う場合、災害の状況によって次の事項をあらかじめ定めておく。

ア 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

イ 収容避難

災害により家屋が全壊、半壊（全焼、半焼、流失）し、生活の拠点を失った場合。

ウ 避難指示等の伝達体制の整備

急を要するため、防災情報システム等の周知の手段、方法について整備し万全を図る。

(6) 避難誘導対策

県の実施する避難誘導対策に沿った各市町、地域の実情に沿った避難誘導対策を講じるよう努めるものとする。また、夜間など通常よりも避難が困難な状況においても適切に避難できるよう、夜間避難等を想定した訓練の実施を推進する。

(7) 情報収集体制の整備

防災気象情報の収集については、「避難情報に関するガイドライン」を参考とし、必要に

応じ、津地方気象台、国土交通省河川事務所、県建設事務所等に助言を求めるとともに、最新の情報の入手・把握の体制整備に努める。

また、市長が気象台長等との間で気象に関する情報を必要な時に確実に交換することができるようにするなど、県や気象台、河川管理者等との間の情報連絡体制をあらかじめ整備し、緊密な連携が図れるようにしておく。

(8) 避難所運営及び避難者支援対策

地域住民が避難所を円滑に運営できるように、地域主体による避難所運営マニュアルの作成を推進する。また、避難所の管理運営方法をあらかじめ定めるなど、管理運営体制を整備する。

【避難所運営マニュアルに定める主な項目】

- ア 避難所の管理者不在時の開設体制
- イ 避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ 市災害対策本部との連絡体制
- エ 市避難所要員、住民自治協議会、自主防災組織、自治会等、施設管理者との協力体制
- オ 「避難所運営マニュアル」を活用した地域住民による避難所運営の推進
- カ 要配慮者や多様なニーズに配慮した避難所運営体制

(9) 避難者支援のための資機材、物資の確保

食料、飲料水、生活必需品等の物資のほか、避難者の良好な生活環境に資するためスフィア基準に準じた衛生的なトイレ環境、プライバシーの確保に必要な物資（段ボールベット、パーテーション等）の確保及び避難所での事務作業、情報通信に必要な資機材（事務処理機器、通信機器、発電機等）の確保に努める。また、避難所運営訓練等を通じて、資機材使用時の配慮事項や安全管理上の注意点について地域住民に啓発する。

(10) 避難行動要支援者・要配慮者対策

避難行動要支援者に関する情報の把握・共有を図るため、伊賀市避難行動要支援者避難支援プラン（令和元年10月）に基づき避難行動要支援者名簿を作成し、これらの情報を個人情報保護の観点から災害対策基本法に基づき適切に情報共有する。

名 称	内 容	情報提供（共有）先
避難行動要支援者名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援プランで避難行動に特に支援が必要となるものの範囲を定め、行政情報から抽出した避難支援に取り組むための基礎となる名簿 ・氏名、住所、生年月日、性別、避難支援を必要とする理由、連絡先、自治会（区）名を掲載する。 ・発災時には、同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に情報提供することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の市長部局内 ・発災時に情報提供する避難支援等関係者（住民自治協議会、自主防災組織、自治会（区）、消防機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉専門職、県警察、教育委員会）
避難行動要支援者同意名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援プランで避難行動に特に支援が必要となるものの範囲を定め、行政情報から抽出した避難支援に取り組むための基礎となる名簿のうち、事前に情報提供に関する同意を得た者の名簿 ・氏名、住所、生年月日、性別、避難支援を必要とする理由、連絡先、自治会（区）名を掲載する。 ・事前に、避難支援等関係者に情報提供することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の市長部局内 ・同意に基づき情報提供する避難支援等関係者（住民自治協議会、自主防災組織、自治会（区）、消防機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉専門職、県警察、教育委員会）

ア 避難行動要支援者名簿の整備等

① 避難行動要支援者の把握

市は、災害時に避難行動要支援者に対する避難支援が適切に行われるよう、関係部局等が保有している要介護認定者や障がい者等の情報を把握する。

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲及び情報

(a)避難行動要支援者避難支援プラン（令和元年10月）で定める名簿に掲載する者の範囲

- ・要介護認定3～5を受けている者
- ・身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ・療育手帳Aを所持する知的障害者
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ・上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

(b)避難行動要支援者名簿に掲載する避難行動要支援者の情報

- ・氏名
- ・住所又は居所（方書を含む）
- ・生年月日
- ・性別
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする理由（要介護状態区分・障害等級）
- ・行政区名（自治会（区）名）

③ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者名簿に登載される避難行動要支援者の情報は絶えず変化することから、避難行動要支援者の情報を適宜更新し、情報共有に努める。

④ 避難支援等関係者への名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者名簿のうち避難支援等関係者への個人情報提供に同意した者の名簿については、避難支援等関係者に事前に情報提供することができる。なお、名簿は避難支援等関係者から申し出があった場合に提供する。

これらの名簿情報の管理については、施錠可能な場所での保管の徹底や複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める。

⑤ 避難支援等関係者

市は、伊賀市避難行動要支援者支援プランにより、住民自治協議会、自主防災組織、自治会（区）、消防機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉専門職、県警察、教育委員会を避難支援等関係者とし、地域の共助の仕組みづくりを推進することで安否確認、情報伝達、避難誘導、救助等の避難支援体制の整備に努める。

⑥ 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者に事前に名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。同意方法は「伊賀市避難行動要支援者支援プラン」に従う。

避難支援等関係者に情報提供を行う場合は、個人情報適切に取り扱われるよう指導し、必要に応じて報告させる。

⑦ 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

防災情報の提供については、緊急速報メール、伊賀市防災・情報アプリ（HAZRADON）、防災情報メール、SNS（フェイスブック・LINE等）、L-アラート（テレビ、ラジオ等）、市ホームページ、ケーブルテレビ（文字放送等）等を活用した多様な方法で防災情報の伝達に努めるとともに、避難行動要支援者への情報伝達については、地域の避難支援等関係者を通じて直接、情報を伝える体制の構築に努める。

⑧ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供する事に同意した避難行動要支援者の避難支援を、個々に必要な避難支援に関する情報に基づき行う。

市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

イ 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

① 個別避難計画の策定

要配慮者のうち避難の際に特に支援を必要とする避難行動要支援者の避難支援等を迅速かつ適切に実施するために、住民自治協議会、自治会（区）、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者一人一人に対する避難支援の方法等を定めた個別避難計画を策定する。

なお、個別避難計画は、優先度の高い避難行動要支援者から作成するように努め、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて平常時から福祉専門職、社会福祉協議会、住民自治協議会、自主防災組織、自治会（区）、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら策定することに努めるとともに個別避難計画の情報漏えい防止等の必要な措置を講じる。

さらに、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう必要に応じて更新するとともに庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者については、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮を行うよう努める。

地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるとともに訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

② 避難行動要支援者避難支援等推進委員会の設置

災害時における避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、庁内の横断的な組織を設置し、平常時から市の関係部局等が一体となって取組を進める。

(a) 避難行動要支援者支援プランの見直し

- (b) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備
 - (c) 避難行動要支援者支援プランの周知等
 - (d) 避難行動要支援者、避難支援等関係者及び職員等に対する防災講演会、防災訓練等
 - (e) その他、同プランの推進
- ③ 避難行動要支援者支援班の設置
- 市災害対策本部の中に避難行動要支援者支援班を設置し、避難行動要支援者名簿の活用・管理や住民自治協議会、自治会等、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉団体等との連携により、以下の業務に取り組む。
- (a) 避難行動要支援者名簿の活用・管理
 - (b) 関係者への情報提供
 - (c) 関係者との連絡調整
 - (d) その他、避難行動要支援者の避難支援に関すること
- ④ 被災者支援業務の迅速化・効率化
- 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿と同様に個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

ウ 要配慮者の避難支援体制の整備

健康福祉部、防災危機対策局及びその他関連部局の連携のもと、消防団、自主防災組織、自治会等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している福祉関係者が協力して、要配慮者の避難支援体制の整備に努める。

① 特別な支援が必要な要配慮者への対応

人工呼吸器・酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者や定期的な人工透析が必要な在宅療養者等に対しては、医療機関、医療機器事業者、訪問看護ステーション等の連絡方法を確認し、個別の災害発生時の対応方法を事前に決めておく。また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。

(11) 観光客、帰宅困難者等への対策

市内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光客の避難対策検討マニュアル等の策定を進め、観光関連事業者等による避難誘導體制を検討する。

平常時から観光関連団体等との連携を密にし、緊急事態に対応できるよう啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として公共交通機関や道路通行規制などの情報を提供する一時滞在施設の充実を図り、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するとともに帰宅困難者等の移送に対応するため、災害時における輸送手段の確保を検討する。

(12) 外国人住民への対策

災害時における外国人住民への避難情報の提供と安心感の醸成を図るため、平常時から外国人支援団体やNPOと連携して、災害時の実働を想定した通訳ボランティア等の育成や日本語を話せる外国人との協力体制の確立、外国人住民参加の避難所訓練等を定期的実施するなど、外国人住民への支援体制を強化する。また、災害時にも活用できる多言語の情報提供ツールとして伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）を外国人住民に周知し、避難情報等を共有できるコミュニケーションツールとして活用できるよう努める。

【災害時に使えるツールの例】

- ・伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）
- ・多言語音声翻訳アプリ「ボイストラ」 <https://voicetra.nict.go.jp>
- ・18言語でニュースを配信する「NHKワールド」 <https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/>

- ・自治体国際化協会「災害時多言語情報」 <https://dis.clair.or.jp>
- ・気象用語を翻訳した「多言語辞書データ」
<https://www.data.jma.go.jp/developer/multilingual.html>

(13) ペット対策

市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者を適切に受け入れるとともに、避難者のペット飼育状況の把握に努める。

(14) 避難所外避難者対策

自宅が被災を免れ、自宅にて避難生活を送る被災者（在宅避難者）及び車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

- ア 避難者の把握、物資・情報の提供
- イ 被災者の健康及び福祉上の支援

(15) 感染症対策

県が実施する避難所運営支援策に沿った地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努め、必要な資機材の備蓄等を行う。また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。

■住民自治協議会や関係施設等が実施する対策

1 住民自治協議会・自治会等・自主防災組織を対象とした対策

(1) 地域の避難対策の推進

市が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者（避難行動要支援者名簿）の把握、個別避難計画の整備、地域や個人の避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努めるものとする。

2 要配慮者利用施設の対策

(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、市の福祉避難所の指定に協力するものとする。

3 不特定多数の者が利用する施設の対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力するものとする。

4 観光事業者等の対策

(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

市等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努めるものとする。

■市民が実施する対策

1 避難指示発令時等における避難行動の検討

居住する地域に警戒レベルが付された避難情報等が発令された場合や、浸水被害、土砂災害等が発生した場合に備え、あらかじめハザードマップや過去の災害の記録等から地域で起

こり得る災害の想定を確認しておき、自宅に待避するか、最寄りの避難場所等に避難するかなど、万一の場合にとるべき避難行動の検討に努めるものとする。

また、自宅にとどまる場合には、想定される災害に応じ、例えば土砂災害については、山側とは反対側や2階の部屋に待避するなど、地域で起こり得る災害の想定を踏まえ、自宅が災害に巻き込まれた場合でも最低限身の安全を守る行動がとれるよう、万一の場合に備えた避難行動の検討に努めるものとする。

2 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、要配慮者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努めるものとする。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難することを想定して平常時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努めるものとする。

第3章 風水害に強いまちづくりの推進

第1節 水害予防対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

- 河川の氾濫、異常出水、洪水等を防止する。
- 河川が適切に整備され水害被害の軽減が見込まれるとともに、避難判断時において市と国・県における連携体制が確立し、非常時に避難指示等が適切に発令できるようになる。

【主担当部局等】防災危機対策局・建設部・産業農林部・消防本部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	住民等	(1) 河川の整備 (2) 施設の維持管理 (3) 避難判断情報の収集 (4) 避難判断基準の設定 (5) 湛水防除対策 (6) 防災重点農業用ため池対策 (7) 要配慮者利用施設の水害対策 (8) 水害リスクへの対応
その他の防災関係機関	住民等	(1) 河川の整備 (2) 施設の維持管理 (3) 避難判断情報等の提供体制 (4) 水防体制の整備

第3項 対 策

■市が実施する対策

1 住民等を対象とした対策

(1) 河川の整備

本市は、淀川水系木津川の上流域に位置することから、流域全体の治水対策としてダムや遊水池の整備確保、河道の掘削などを中心に国、県と連携して取組みを進める。

ア 河川のソフト対策等の促進

近年、各地で局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、従来から県が実施しているハード対策に加え、避難判断の参考となる雨量、水位等の情報把握に努めるとともに県が策定する浸水想定区域を活用したハザードマップの周知徹底を図る等、ソフト面からの減災対策を実施する。

市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの開示に努める。

(2) 施設の維持管理

ア 巡視・点検の実施

各施設管理者は、マニュアル等に基づく巡視・点検を行い、施設等の状況を的確に把握するとともに施設の維持管理に必要な情報及び資料の収集に努める。

イ 維持工事の実施

巡視・点検により、対策が必要になった施設の維持修繕工事を実施し、適切に維持管理する。

(3) 避難判断情報の収集

県からの河川の危険水位情報等、市が避難指示等を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。

(4) 避難判断基準の設定

県から提供を受けた河川の危険水位情報等に基づき、避難指示等を発令するための基準の設定に努める。

(5) 湛水防除対策

近年、局地的な集中豪雨や台風時に人家や農地等に水害が起こることが想定されているため、その防除事業が必要になっている。県と協力して市内の湛水防除事業実施地区に対する排水機、排水路、樋門及び堤防の防災施設の整備事業を計画的に施行する。

(6) 防災重点農業用ため池対策

ため池の所有者及び管理者は、名称や所在地、所有者や管理者情報の届け出を行い、農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう適正な管理及び保全に努める。

また、国、地方公共団体、農業用ため池の所有者、管理者等の関係者は、防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から生命及び財産を保護するため、連携して防災工事等の推進に努める。

(7) 要配慮者利用施設の水害対策

水防法に基づく浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものについて、施設の名称及び所在地、洪水予報等の伝達方法を定める。また、施設管理者等が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練結果の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行う。

(8) 水害リスクへの対応

ア ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。

加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

イ ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに避難とは、「難」を「避」けること、つまり安全を確保することで避難所に行くことではないこと、安全な場所にいる人まで避難する必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<県が実施する対策>

1 河川の整備

「<市が実施する対策> 1 河川の整備」に準じる。

2 施設の維持管理

「<市が実施する対策> 2 施設の維持管理」に準じる。

3 避難判断情報等の提供体制

(1) 水防法に基づく水位設定

県管理水位周知河川について、水防法に基づき、適切な水位設定及び周知を行うものとする。

(2) 市への技術的助言を行うための連絡体制の設定

市から、基本法第61条の2の規定に基づく避難指示等に関する技術的助言を求める場合に備え、県と市との間に発災時における連絡体制を事前に定めるよう努めるものとする。

4 水防体制の整備

伊賀市水防計画に基づき、必要な水防体制を確立する。

<防災関係機関が実施する対策>

災害時においては状況が刻々と変化し、詳細な情報を伝達するいとまがないため、情報の発信側が意図している内容が伝わらないことがある。このような事態を防ぐため、関係機関は防災対策の検討等を通じて互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに訓練等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第2節 地盤災害防止対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

○降雨等による土石流、地すべり、がけ崩れ、地割れ、擁壁の倒壊等の災害が発生しないよう、防災上必要な施設等を整備する。

【主担当部局等】防災危機対策局・産業農林部・建設部・関係各部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対策(活動)項目
市	(1) 土砂災害警戒区域等における避難体制の構築 (2) 治山事業 (3) 宅地造成地のがけ崩れ災害防止 (4) ため池改修事業 (5) 応急仮設住宅供給体制の整備 (6) 要配慮者利用施設の土砂災害対策 (7) 所有者不明土地の活用 (8) 地籍調査の推進
その他の防災関係機関	(1) 崩壊危険地域の災害防止

第3項 対策

■市が実施する対策

1 土砂災害警戒区域等における避難体制の構築

土砂災害対策の緊急性の高い箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について県に協力するとともに指定区域では、県から提供される土砂災害警戒区域に関する資料を活用し、土砂災害防止のための警戒避難体制の整備等に努める。なお、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は、次の区域である。

(1) 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊のおそれなどがある、主として次の区域をいう。

ア 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域

イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域

ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

このほか、土石流の発生のおそれのある溪流において扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域、及び地滑り区域と地滑り区域下端から地滑り地塊の長さに相当する距離の範囲内の区域も該当する。

(2) 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

土砂災害特別警戒区域に指定された区域内では、次の制限等がある。

ア 特定の開発行為に対する許可制

イ 建築物の構造規制

(3) 土砂災害警戒区域において講じる措置

土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、下記の事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

- ア 避難所の設置
- イ 避難指示等の時期決定方法
- ウ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- エ 避難誘導責任者
- オ 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知
- カ 土砂災害警戒区域等の把握
- キ 土砂災害警戒区域等のパトロール
- ク その他必要事項

また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する病院、老人ホーム等の施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるようこれら施設に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

さらに、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域については、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど風水害に強い土地利用の推進に努める。

2 治山事業

山地の崩壊及び山地荒廃による流出土砂によって災害の被害は激しいものとなるが、森林は、崩壊防止及び土砂の流出防止のほかに洪水防止、水資源の涵養等の機能を持っている。

山地治山事業は、荒廃山地又は荒廃のおそれのある山地に対して山脚を固定して不安定土砂の流出及び溪岸の浸食を防止するための溪間工事又は崩壊地を森林に復旧するための山腹工事を実施する等により森林整備を図り、崩壊土砂の流出、洪水等による災害の防止、軽減を図るとともに水資源の涵養に資することを目的とする。

ア 山腹崩壊・崩壊土砂流出対策

- ① 林地等の管理上必要な知識及び応急措置の方法等の管理者への指導を図る。
- ② 森林の過伐、乱伐の防止と渴植、肥培管理、植林の育成を促進して地すべり崩壊による災害防止に努める。
- ③ 災害による地盤のゆるみが予想される時の危険箇所パトロール、応急資材の整備、山地崩壊が予想される時の避難所等を整備する。

イ 山地に関する防災事業

- ① 治山・治水事業と併せ一般造林事業を推進して林地の保護と培養を図る。
- ② 地表の安定を図るため、荒廃地の植林を促進する。

3 宅地造成地のがけ崩れ災害防止

宅地造成については、都市計画法等に基づき災害防止に重点をおいた基準で審査指導に努める。また、災害が発生するおそれのある場合には、開発事業者に対し県と連携して災害防止にかかる技術指導を行う。

なお、既存の宅地造成地については、今後、危険が確認された場合には宅地造成及び特定盛土等規制法等の各法令に基づき県との連携により速やかに安全確保のための是正指導を行う。

ア 宅地防災月間での啓発

梅雨期及び台風期に備え、地域住民及び開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、県が定めた5月の宅地防災月間に合わせ開発施行区域を中心にした巡視活動を展開し、必要に応じて現地で適切な指導を行う。

イ がけ地近接等危険住宅の建築指導

三重県建築基準条例で規定する崖に近接して建築する住宅等については、住環境基準を満足する安全な建築物となるよう指導審査を行う。

ウ 被災宅地危険度判定体制-被災宅地危険度判定士の養成等

降雨等による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、市長は関係団体と連携し、県が実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会の実施に協力し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。また、市長は判定実施本部として活動する際に支援本部及び市災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる判定調整員の確保を行う。

4 ため池改修事業

防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度を踏まえ、豪雨耐性評価等を実施し、必要な防災工事を計画的に実施する。また、現に農業用水の貯水池として利用されておらず、又は利用される見込みがない防災重点農業用ため池については、その決壊による水害その他の災害を防止するため、廃止工事により貯留機能を喪失させる対策を講じる。

5 応急仮設住宅供給体制の整備

浸水等の災害リスクなど、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

6 要配慮者利用施設の土砂災害対策

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に避難行動要支援者が利用する病院、高齢者施設、幼稚園等の施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難が行われるようこれら施設に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。また、施設管理者等が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練結果の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して指示を行う。

7 所有者不明土地の活用

所有者不明土地を活用した防災空地や備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策に努める。

8 地籍調査の推進

災害復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査について市民への啓発を図り、地籍調査を計画的に実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 崩壊危険地域の災害防止

(1) 国道防災事業（中部地方整備局）

一般国道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所には防災事業を実施するものとする。

(2) 県道防災事業（県土整備部）

県道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所に防災事業を実施するものとする。

第3節 農地・森林の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

○風水害時の被害が軽減されるよう、平常時から農地や森林の整備及び防災対策を推進する。

【主担当部局等】産業農林部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	住民	(1) 農地の防災対策 (2) 森林の防災対策 (3) 災害時の農作物等被害軽減対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 住民を対象とした対策

(1) 農地の防災対策

ア 基幹水利施設の補修

国営又は県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹的施設について、緊急に必要な補強工事を支援することにより施設の機能の維持及び安全性の確保を図る。

イ 農業水利施設等の保全対策

農業水利施設について、不具合が生じる前に機能診断を適切に行うとともに劣化の予防的な保全対策を実施し、施設管理の合理化を図る。

ウ 排水機場の整備

局地的大雨や台風時の人家や農地等への湛水被害を防止するため、排水機場の整備・改修により浸水被害の被災を軽減し、安全性の確保を図る。

エ 防災ダム・防災重点農業用ため池の整備

河川の上流に洪水調節用ダム(余水吐その他の附帯施設を含む。)の新設又は改修や既設の農業用ため池への洪水調節機能の賦与及び改修等を支援し、下流沿岸耕地及び農業施設等の洪水被害を防止する。

(2) 森林の防災対策

ア 流域保全・山地災害対策

林地荒廃は、土砂生産源となる可能性が高く、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の一つの素因となっていることから、荒廃地の現況を把握し、崩壊地復旧及び土砂流出防止等のための治山施設等を緊急度の高いものから計画的に施工する。

また、局地的大雨による災害は、市民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、山地災害危険地区について住民への周知を図るよう努めるとともに緊急な箇所については治山事業を重点的に実施する。

イ 保安林整備対策

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも少なくないことから、保安林の改良・整備を推進する。

(3) 災害時の農作物等被害軽減対策

ア 稲種子の確保

稲種子については、緊急非常事態に備え、三重県米麦協会との連携強化に努める。

イ 病虫害防除用農薬の確保

病虫害防除に備え、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬商業協同組合と連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保に努める。

ウ 防災営農技術の確立及び普及

防災営農技術について、それぞれの部門ごとに災害に対応した防災技術指針を確立し、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに研修会等を開催して普及を図る。

防災に必要な技術指針は、次の事項を基本にして定める。

- ① 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術
- ② 災害に耐え、被害を僅少に食い止めるための技術

エ 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

市は、家畜保健衛生所において行う伝染病予防法の規定に基づく発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置（検査、注射、消毒等）や、市内農業団体の関係職員及び獣医師等に対し必要な技術の伝達指導に協力する。

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

- 大規模災害の発生に備え、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 緊急輸送ネットワークとして指定された拠点や道路について、災害に強い施設を整備する。
- 災害時に必要となる食料、生活必需品等の物資の調達・供給体制の整備を図る。

【主担当部局等】防災危機対策局・建設部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市		(1) 緊急輸送体制の確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策
	運送事業者等	(1) 運送事業者等との連携体制の構築
輸送・運搬等を担う防災関係機関等	県及び関係機関等	(1) 発災時の災害対策体制の整備

第3項 対 策

■市が実施する対策

1 市を対象とした対策

(1) 緊急輸送体制の確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送体制の確保を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。

(2) 陸上輸送対策

ア 緊急輸送道路機能の確保

道路管理者は、低地を通過する道路、鉄道等のアンダーパスなど、風水害時に冠水のおそれがある箇所をあらかじめ把握し、広く市民へ周知を図るとともに代替路を確保する。その上で、発災後の速やかな復旧が可能となるよう、排水作業が行える体制を構築する。そのため、道路管理者は、国、県、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進するとともに、発災に伴う交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

イ 放置車両等の対策強化

大規模災害時においては、直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、必要に応じて区間を指定して以下を実施する。

- ① 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令
- ② 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

また、道路啓開のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、必要に応じて他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分する。

(3) 航空輸送対策

ア 飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地域住民等への周知を図っておくほか、必要に応じて通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

2 運送事業者等を対象とした対策

(1) 運送事業者等との連携体制の構築

あらかじめ運送事業者等との緊急輸送にかかる協定を締結しておく等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

■輸送・運搬等を担う防災関係機関が実施する対策

1 県及び関係機関等を対象とした対策

(1) 発災時の災害対策体制の整備

ア 情報伝達体制の確立

市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

イ 協定に基づく体制の確立

- ① 協定における市と事業者及び事業者団体との連絡体制の整備を図るものとする。
- ② 協定に基づき、災害時に市から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制や方法について整備を図るものとする。
- ③ 市が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努めるものとする。

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標

- 災害対策活動の中核となる市災害対策本部の施設・設備について、各種設備の整備を図る。
また、市災害対策本部が損壊した場合に備え、予備施設をあらかじめ指定しておく。予備施設は、消防本部庁舎とする。
- 災害が発生した場合、必要な職員を早期に確保して市災害対策本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制の整備に努める。

【主担当部局等】防災危機対策局・総務部・地域連携部・消防本部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市		(1) 市災害対策本部機能等の整備・充実 (2) 職員の防災対策の推進 (3) 第2指令塔の整備 (4) 報道用スペースの設置 (5) 本庁と支所等との防災情報システムの構築 (6) 迅速な参集体制の整備 (7) 地域防災拠点施設の整備 (8) 防災に係るデジタル化の推進 (9) 被災者支援の仕組みの整備
	消防機関	(1) 消防力の強化 (2) 救助・救急機能の強化

第3項 対 策

■市が実施する対策

1 市（災害対策本部）を対象とした対策

(1) 市災害対策本部機能等の整備・充実

本庁舎以外の機関についても、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用するなど機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制の整備に努める。また、災害時の組織体制の整備と併せて災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど災害時に活用できる人材を確保し、職員の配備体制及び参集体制を定め人事異動の際に名簿や連絡網を更新するなど、即応体制の整備に努める。

ア 市災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に市災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の浸水対策、自家発電設備等の整備による非常電源、無線通信設備の確保などの整備に努める。

イ 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、市災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることから

予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努める。

(2) 職員の防災対策の推進

職員は、市民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、特に家屋の補強など風水害発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく速やかに市の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

(3) 第2指令塔の整備

大規模災害発生時、庁舎等主要施設が損壊した場合に災害対策活動に支障をきたすことがないように、市災害対策本部機能を有する代替施設として消防本部庁舎の機能充実に努める。

(4) 報道用スペースの設置

住民等に対する迅速かつ的確な情報伝達を可能とするよう、市災害対策本部に報道用スペースの設置を検討する。

(5) 本庁と支所等との防災情報システムの構築

本庁と支所等での防災運営が必要となるため、相互の災害時通信や情報の共有化システム等について検討する。

(6) 迅速な参集体制の整備

災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、市職員の迅速な参集が不可欠である。そのため、市職員の災害時登庁基準を周知徹底する。また、災害対策要員の安否確認と迅速な参集を実現するため、職員の安否参集確認システムへの登録をさらに促進するとともにシステムの維持管理に万全を期する。

(7) 地域防災拠点施設の整備

災害時の救援・救助及び復興・復旧活動等を行う拠点施設（しらさぎ運動公園及び同周辺）を整備したことから、今後、市内の避難所等との連携を図る。また、大規模災害時において適切な災害応急活動ができるよう、活動拠点及び備蓄拠点として必要となる情報通信や電源確保等の整備を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

(8) 防災に係るデジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS（フェイスブック・LINE等）の活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

さらに、民間企業等が持つ先進技術の災害対応への活用等に努める。

(9) 被災者支援の仕組みの整備

平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

2 消防機関を対象とした対策

(1) 消防力の強化

災害による被害の防止又は軽減を図るとともに「消防力の整備指針」「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

ア 消防吏員・消防団員の充実・資質向上等

消防吏員の充実及び資質の向上を図るとともに地域における消防防災の中核である消防団について、機能別団員や青年・女性層の参加促進など消防団員の確保を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、活性化に努める。

イ 消防用施設等の整備の推進等

防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防自動車、消防用施設・設備等の整備を推進する。

ウ 消防水利の確保対策

災害時において、消防の用に供することを目的とする貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

(2) 救助・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに先端技術による高度な技術の開発に努める。

なお、市は、県、県警察等と平常時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図り、救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標

- 災害時に、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。
- 被災者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できる体制を整備する。

【主担当部局等】防災危機対策局・総務部・地域力創造部・地域連携部・各部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	市民、防災関係機関	(1) 被害情報収集・伝達手段の整備
	市民	(1) 災害情報収集・伝達体制の整備
	庁内及び防災関係機関	(1) 情報収集・連絡手段の整備 (2) 情報共有システムの整備 (3) 多様な情報収集手段の整備 (4) 情報の分析・整理
	防災関係機関(通信事業者、放送事業者)	(1) 通信設備の優先利用の手続き
固定・移動通信事業者		(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備
放送事業者		(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市民、防災関係機関を対象とした対策

(1) 被害情報収集・伝達手段の整備

ア 防災情報システムの整備

防災情報システムの整備を図るとともに、無線通信や携帯電話も含め要配慮者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める。

イ 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

また、安否不明者(災害が発生した地域において当人と連絡が取れず安否が不明である者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県等とあらかじめ一連の手続等について調整しておくよう努める。

2 市民を対象とした対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア 伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と市民等への伝達体制の整備を図る。特に要配慮者や孤立地域の住民、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図る。

イ 伝達手段の整備

市のホームページや防災情報システム、行政放送チャンネル等により、迅速な災害情報の伝達機能の整備に努める。また、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。

ウ 障がい者への対応

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備に努める。また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備に努める。

エ 外国人住民への対応

外国人住民に多言語による通知を受け取れる伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）の周知・利用を推進する。また、国や県等と連携・協力して災害時に避難所等に滞在する外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援コーディネーターの育成を検討する。

3 庁内及び防災関係機関を対象とした対策

(1) 情報収集・連絡手段の整備

市災害対策本部各部、県及び防災関係機関相互、又は所管する業務における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともにその際の役割、責任等の明確化に努める。また、夜間、休日でも対応できる体制の整備を図る。

(2) 情報共有システムの整備

情報の共有化を図るため、部局が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、早い段階で共通のシステムに集約できるよう努める。

(3) 多様な情報収集手段の整備

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに監視カメラ、定点カメラなど画像情報の収集システムの整備を推進する。また、迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員の指定を検討するとともに民間企業、報道機関、市民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制を整備する。

(4) 情報の分析・整理

長期的な計画により、収集した情報を分析整理できる人材の育成と必要に応じて専門家の意見を活用できる体制を構築する。また、防災関連情報を収集・蓄積するとともに集めた情報を防災対策に活かす。

4 防災関係機関（通信事業者、放送事業者）を対象とした対策

(1) 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について最寄りのNTT西日本株式会社三重支店等とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

■その他の防災関係機関が実施する対策（通信事業者、放送事業者）

<固定通信事業者・移動通信事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の防災対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じるものとする。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図るものとする。

(3) 災害対策用資機材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資機材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について検討するものとする。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

通信事業者は、災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めるものとする。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部局等への情報伝達方法等をあらかじめ定めるものとする。また、市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立するものとする。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておくものとする。

<放送事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 放送施設の浸水対策及び耐火対策

災害時においても放送機能を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じるものとする。

(2) 災害対策用資機材等の確保

早急な放送機能の復旧を図るため、放送用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資機材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

放送事業者は、災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めるものとする。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部局等への情報伝達方法等をあらかじめ定めるものとする。また、市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

3 防災広報活動

各放送事業者は、放送の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立するものとする。

第3節 医療・救護体制及び機能の確保

第1項 防災・減災重点目標

- 大規模な災害発生時には医療救護需要が極めて多量、広範囲に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。
- 災害時に大量に必要となることが想定される医療品等を確保・調達する体制を整備する。

【主担当部局等】健康福祉部・消防本部・市民病院

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市	災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備
	市民（患者）	(1) 災害時医療・救護体制等の周知
	関係機関	(1) 関係機関との協力関係の構築

【共助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療・救護機能の確保

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
市民（患者）	(1) 災害時の医療に関する事前対策

第3項 対 策

■市が実施する対策

1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策

(1) 医療・救護体制の整備

ア 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、災害拠点病院等の医療機関、消防署等周辺の公共施設及び空地等、市の実情に合わせてあらかじめ候補地を検討する。また、民間医療機関の活用についても検討する。

イ 自主救護体制の確立

市は、救護所の設置、救助班等の編成、出動について、一般社団法人伊賀医師会及び一般社団法人名賀医師会（以下、「医師会」という。）と協議して計画を定めるとともに市域が拡大し、孤立化する地域も想定されるため、軽微な負傷者等に対する住民自治協議会や自主防災組織等による応急救護や救助班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定めておく。

ウ 医療体制の整備

① 初期医療体制の整備

a 災害現場におけるトリアージ体制

大規模災害発生時には被災地が広範に及び、医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージが困難となるため、救急隊員等によるトリアージができるよう教育・研修体制の推進を行う。

b 被災地における医療体制

災害発生直後の急性期における救助活動について、消防機関と医療関係者(災害拠点病院等の医師や看護師)が連携して体制を整備する。

c 救護班の編成

救護班の編成等については、第4部第3章第2節に定めるところによる。

② 後方医療体制等の整備

a 災害時の医療機関相互の連携体制

同時多発の人命救助、医療救護を可能とするため救護所におけるトリアージや適切な治療を受けられるようにその負傷の程度に応じた医療機関への搬送など、医療機関相互連携体制の整備充実を図る。

b 災害拠点病院

被災地が広範囲にわたる場合に、上野総合市民病院は地域の医療機関の中核となる災害拠点病院として指定されていることから、必要な機能の整備を図る。災害拠点病院の指定状況及び役割等は、次のとおりである。

なお、大規模災害等では、DMAT(災害派遣医療チーム)の受入れ・派遣等に努める。

名称	医療圏	設置場所	役割・必要機能等
基幹災害拠点病院	県下全域	三重県立総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整機能 ・要員の訓練・研修機能 ・地域災害医療センターの機能
地域災害拠点病院	中勢伊賀	三重大学医学部附属病院 三重中央医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 ・被災地からの重傷者の受入れ機能 ・負傷者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能 ・自己完結型の医療救護班の派遣機能 ・地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能
		上野総合市民病院、名張市立病院	

c 医療情報の収集、伝達手段

(a) 災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医療品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用する。

(b) 各地域の医療機関の被害状況を把握するため、保健所をはじめ消防本部、自衛隊、県警察等が収集した情報を多角的に活用する仕組みについて検討を行う。

d 患者搬送体制

被災地から診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の災害拠点病院への搬送体制の整備を図る。重篤患者の搬送については、ヘリコプターの有効活用を図る。

③ 応急救護体制の整備

市は、医師会と協力して応急救護体制を整備する。

エ 医薬品等の確保

① 医療品・衛生材料等の備蓄

災害時に必要な医薬品・衛生材料等は、市内の医薬品卸売事業者等の流通備蓄を活用するとともに、衛生材料は、市でも必要な備蓄を行う。

② 医薬品・衛生材料等の調達・分配

医薬品卸売事業者等の流通備蓄による調達や市の備蓄で対応し、不足については県と連携を図り確保に努めます。

2 市民（患者）を対象とした対策

(1) 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ市民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については数日分を確保しておくよう促す。

3 関係機関を対象とした対策

(1) 関係機関との協力関係の構築

災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ自衛隊、日本赤十字社三重県支部、医師会等との関係機関に応援を要する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で綿密な協力体制を構築する。

■災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

1 医療・救護体制の整備

県の「医療体制の整備」、市の「医療・救護体制の整備」に沿った対策を講じるものとする。災害時に医療・救護を担う機関は、災害時に備えて防災マニュアルを作成するものとする。

2 医薬品等の確保・供給体制の整備

県の「医薬品等の確保・供給体制の整備」に沿った対策を講じるが、透析施設においては、人工透析に必要な医療資機材や水の備蓄、災害時の調達方法の事前調整を図るものとする。

3 医療・救護機能の確保

県の「医療機能の確保」、市の「医療・救護機能の確保」に沿った対策を講じるものとする。また、災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておくものとする。

■市民（患者）が実施する対策

1 災害時の医療に関する事前対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合はそれぞれの病状に応じた医薬品等を持ち出せるよう事前準備に努めるものとする。

第4節 応援・受援体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

- 発災時に備え、自衛隊や県警察、消防機関等をはじめとした関係機関の応援を受け入れるための体制を整備する。
- 災害応援の必要が生じた場合、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かうことができる体制の整備に努める。

【主担当部局等】防災危機対策局・総務部・消防本部・各部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備 (2) 県外市町村との災害時連携体制の構築 (3) 防災関係機関の受援体制の整備 (4) 応援協定団体の受援体制の整備
	防災関係機関	(1) 防災関係機関(自衛隊、県警察及び消防機関等)との連携体制の構築

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市(災害対策本部)を対象とした対策

(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画の策定により体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力を努める。また、受援対策については、伊賀市受援計画に準じて実施する。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え遠方の市町村との締結を検討する。また、既に締結している相互応援協定に基づき連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、県警察、消防機関等、自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や受援に必要な対策について検討、実施する。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備

市が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう、救援活動拠点の確保等について検討・実施する。さらに、連携強化を図るため、防災訓練を実施する。

2 防災関係機関を対象とした対策

(1) 防災関係機関（自衛隊、県警察及び消防機関等）との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や県警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊、県警察、消防機関等との連携を図る。

第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

- 大規模災害に備えた物資の備蓄・調達・受入・供給の整備及び計画に沿った備蓄や関係機関との事前調整を図る。
- 各家庭で3日分以上できれば7日分の物資等の備蓄を働きかけ、自助を促すとともに、市の備蓄として三重県備蓄・調達基本方針に基づく備蓄物品及び算定した備蓄量を目標とする。

【主担当部局等】防災危機対策局・財務部・地域連携部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	事業者及び事業者団体等	(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築
		(2) 災害時用物資等の更新
	市民	(1) 災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築
		(1) 家庭における災害用備蓄の促進
		(2) 地域における災害用備蓄の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等	県・市	(1) 災害時用物資等の供給体制の構築 (2) 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築
住民自治協議会・自主防災会・自治会等		(1) 避難先等への災害用備蓄品等の確保

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 家庭における災害用備蓄品等の確保

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市における対策

(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築

感染症の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。また、物資や機材等の調達は、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用して行う。

なお、備蓄品の調達にあたっては、可能な限り要配慮者、女性、子ども等に配慮する。

(2) 災害時用物資等の更新

伊賀市防災拠点施設（しらすぎ運動公園・西分署防災倉庫）等、各地域及び孤立想定地域に配置している防災備蓄倉庫の災害時用物資（食料等を含む）を計画的に更新する。

2 事業者及び事業者団体等を対象とした対策

(1) 災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築

災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を構築して災害時の物資等調達態勢を強化する。

ア 食料について

食料については、必要な食料等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」等を締結し、災害時の複数の物資等調達ルート確保に努めるとともに市が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

イ 生活必需品等について

生活必需品等については、必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」を締結し、災害時の複数の物資等調達ルート確保に努めるとともに市が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

3 市民を対象とした対策

(1) 家庭における災害用備蓄の促進

市民に対して各家庭において3日以上できれば7日分の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働きかける。

特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については、供給が困難となる場合が想定されるため、各家庭の事情に応じた備蓄を行うよう促進する。

(2) 地域における災害用備蓄の促進

避難所や避難場所などの避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう、住民自治協議会等へ働きかける。

■災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等が実施する対策

1 災害時用物資等の供給体制の構築

市と協定を締結した災害対策に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた災害時用物資等の供給体制の構築を図るとともに市の実施する防災訓練等への協力を努めるものとする。

2 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

市と協定を締結した食料品や生活物資等に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた食料品や生活物資等の供給体制の構築を図るとともに、市の実施する防災訓練等への協力を努めるものとする。

■住民自治協議会・自主防災会・自治会等が実施する対策

1 避難先等への災害用備蓄品等の確保

被害を受けた地域においては、避難所や避難場所などの避難先に個人用備蓄品を保管するなど、食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

■市民が実施する対策

1 家庭における災害用備蓄品等の確保

各家庭において3日以上できれば7日分の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

- 鉄道、電気、通信、上下水道、都市ガス等の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、災害に強い施設（代替性、多重化、耐水性等）を整備する。
- 災害復旧に備える、地理情報システム（GIS）を活用したライフライン事業者の施設管理情報の一元化及び施設管理情報のバックアップ体制の整備を進める。
- 施設の機能確保のため、必要に応じ、大規模な災害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の浸水対策や災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

【主担当部局等】地域力創造部・上下水道部・関係各部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市	上水道施設（市管理）等	(1) 施設管理図書の整備 (2) 応急給水・復旧のための体制整備 (3) 非常時の協力体制 (4) 浸水対策の実施 (5) 長期停電への対策
	下水道施設（市管理）	(1) 被災の可能性の高い地区の把握及び施設管理図書の整備 (2) 応急復旧のための体制整備 (3) 浸水対策の実施

【共助】

実施主体	対策（活動）項目
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備 (5) 倒木等への対策
都市ガス・LPガス・コミュニティガス事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動
固定・移動通信事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備 (5) 倒木等への対策
鉄道事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
一般乗合旅客自動車運送事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
三重県石油商業組合 伊賀支部	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
市民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第3項 対 策

■市が実施する対策

1 上水道施設（市管理）等を対象とした対策

上水道施設の被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに平常時の関係者等との連絡、協調に努める。また、浄水場や配水池等の水道施設及び基幹病院、災害時避難拠点等の給水優先度が特に高い施設に水道水を供給する配水管の耐震化を図る。

(1) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行うため、施設管理図書の整備、保管を図る。

(2) 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに市の運搬給水への支援策として給水車への応急給水設備を設置し、水道水を供給できる体制を確保することに努める。

(3) 非常時の協力体制

「三重県水道災害広域応援協定（平成9年10月21日締結）」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書（平成7年12月1日締結）」等に基づいて資機材等に関する情報入手に努める。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、応援給水等の訓練の参加に努める。

(4) 浸水対策の実施

県が作成する河川の洪水浸水想定区域図や市が作成する水害ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

(5) 長期停電時の対応

自家発電設備を設置していない施設などについては、非常用発電設備を調達し施設運転を継続させる。

2 下水道施設（市管理）を対象とした対策

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずる。

なお、下水道施設は、被害想定に応じた計画的な施設整備、耐震化、自家用発電機の整備等ストックマネジメントによる更新を推進するとともに大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新、拡充を進めるほか定期的に訓練を実施し、実効性を高めていく。

また、農業集落排水施設については、施設の長寿命化及び維持管理費の節減のため、最適整備構想に基づき計画的な改築・更新を推進する。

(1) 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備・保存（保管）を行う。

(2) 応急復旧のための体制整備

下水道機能の維持及び早期復旧に向けた対応手順及び事前対策等を講じる。また、県・市町間及び広域応援などの相互応援体制を整え、人員の配備及び必要な資機材等の情報共有を図る。

(3) 浸水対策の実施

水害ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

(4) 長期停電への対策

自家発電設備を設置していない中継ポンプ施設などについては、可搬式自家発電設備を調達し施設運転を継続させる。

■ライフライン関係企業が実施する対策

<電気事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図るものとする。

(2) 災害対策用資機材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資機材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 長期停電への対策

県及び市と協力して、配電線の断線などを起こすおそれのある樹木の事前伐採、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、連携体制を協議しておくものとする。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

電気事業者は、災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めるものとする。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部局等への情報伝達方法等をあらかじめ定めるものとする。また、市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立するものとする。

4 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ広域応援体制の措置方法を定めておくものとする。

5 倒木等への対策

倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた電気事業者と通信事業者の相互の連携の拡大に努めるものとする。

なお、電気事業者は、事前の伐採等の実施にあたっては市との協力を努めるものとする。

<都市ガス事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 災害対策用資機材等の確保

早急なガス供給の復旧を図るため、施設・技術者等の現況把握及び活用方法、資機材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

都市ガス事業者は、災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めるものとする。

(2) 情報伝達体制の確立

ア 施設・設備の被害状況等の把握及び関係部局等への情報伝達方法等をあらかじめ定めるものとする。

イ 市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

3 防災広報活動

ガス供給の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立するものとする。

<LPガス事業者の対策>

1 設備面の災害予防

LPガス充填所を管理する事業者は、充填所に自家発電設備を設置する等により、LPガスの安定的な供給体制の構築に努めるものとする。

各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに点検の結果、劣化したものについては交換を速やかに行うものとする。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

(一社)三重県LPガス協会各地域LPガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域LPガス協議会内における緊急動員体制を整備するものとする。また、市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

3 防災広報活動

災害発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行うものとする。

<コミュニティガス事業者の対策>

「<都市ガス事業者の対策>」及び「<LPガス事業者の対策>」に準ずるものとする。

<固定通信事業者・移動通信事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の防災対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じるものとする。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図るものとする。

(3) 災害対策用資機材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資機材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討するものとする。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

通信事業者は、災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めるものとする。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部局等への情報伝達方法等をあらかじめ定めるものとする。また、市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立するものとする。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておくものとする。

5 倒木等への対策

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた通信事業者と電気事業者の相互の連携の拡大に努めるものとする。

なお、各通信事業者は、事前の伐採等の実施にあたっては市との協力を努めるものとする。

<鉄道事業者の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1) 災害対策用資機材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資機材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

(2) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し、次の事項について防災教育を行うとともに必要な訓練を実施するものとする。

- ア 災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 帰宅困難者対策等
- オ 関係者の非常参集
- カ 職場及び各家庭での浸水対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

鉄道事業者は、災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めるものとする。

(2) 情報伝達体制の確立

ア 気象情報等の把握及び関係部局、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定めるものとする。

イ 市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

大雨時等の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその雨量等により運転規制等を行うとともに安全確認を行い、洪水浸水予想区域内における乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定めるものとする。

3 災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立するものとする。

<一般乗合旅客自動車運送事業者の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し、次の事項について防災教育を行うとともに必要な訓練を実施するものとする。

- ア 災害発生時の乗客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 帰宅困難者対策等
- オ 関係者の非常参集
- カ 職場及び各家庭での浸水対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

一般乗合旅客自動車運送事業者は、災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等

をあらかじめ定めるものとする。

(2) 情報伝達体制の確立

- ア 気象情報等の把握及び関係部局、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定めるものとする。
- イ 市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。
- ウ 鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法等を鉄道事業者と検討するものとする。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

大雨時等の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその雨量により運転規制等を行うとともに安全確認を行うものとする。

3 災害時の広報体制の整備

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立するものとする。

<三重県石油商業組合伊賀支部の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設の災害対策

災害時の被害軽減、安全性の強化や石油類燃料の供給体制の維持を図るため、中核給油所や小口燃料配送拠点等の整備を推進するものとする。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ア 組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するものとする。
- イ 市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

■市民が実施する対策

1 ライフラインにかかる予防対策

市民は、風水害によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努めるものとする。

第7節 防災訓練の実施

第1項 防災・減災重点目標

- 大規模災害発生時には全市が甚大な被害を受けることが想定されるため、市民が「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持つものとする。
- 住民自治協議会、自主防災組織、自治会等における多様な主体の関わりの中で、防災教育を普及・推進することで、大規模災害の被害を最小限に抑える災害に強い地域をつくる。

【主担当部局等】防災危機対策局・地域連携部・消防本部・関係各部・関係各機関

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	市(市職員) 県 防災関係機関 住民自治協議会 自主防災組織 自治会等	(1) 基礎訓練 (2) 総合防災訓練 (3) 防災訓練の検証 (4) 防災関係機関との連携 (5) 住民自治協議会や自主防災組織、企業等が実施する防災訓練の支援 (6) 地域住民の防災訓練への参加 (7) 他市主催の訓練への参加

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施 (2) 地域等と連携した防災訓練の実施
自主防災組織等	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 県・市等の防災訓練への協力・参画

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 地域等における防災訓練への参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市(市職員)、県、防災関係機関、住民自治協議会、自主防災組織、自治会等を対象とした対策

市の地域特性に応じた被災状況等を想定し、関係機関と連携して多様かつ実践的な防災訓練を実施・検証するように努める。さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

訓練を実施するにあたっては、要配慮者や女性、事業所など多様な主体の参画に努める。また、市は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

(1) 基礎訓練

市及び防災関係機関は、基礎訓練として随時、図上訓練、通信連絡訓練、非常招集訓練、

避難訓練、救出・救護訓練、水防訓練、消防訓練、その他の訓練を実施し、災害に対する防災意識の高揚、災害に対する行動力を養う。

なお、訓練を実施する際には要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女共同参画や性の多様性の視点に十分配慮するよう努める。

(2) 総合防災訓練

上記の基礎訓練を組み合わせ、国、県、市、消防機関その他の防災機関や要配慮者を含めた市民、住民自治協議会、自主防災組織、企業、ボランティア団体等と連携して、大規模災害を想定した有機的、総合的な訓練を実施し、防災体制の強化に努める。

ア 実地訓練

災害想定に即応した応急対策が迅速かつ的確に行えるよう、防災技術の練磨を図る。

なお、訓練課題には次のものが挙げられる。

- ① 各種予警報の伝達及び通信訓練
- ② 災害防御訓練
 - a 消防訓練
 - b 水防訓練
 - c その他必要な訓練（土砂災害訓練等）
- ③ 避難訓練
- ④ 救急・救助訓練
- ⑤ 災害応急復旧訓練
 - a 鉄道、道路の交通確保訓練
 - b 復旧用資機材、救助物資の調達及び輸送訓練
 - c 堤防の応急修復訓練
 - d 電力、通信及び上下水道等ライフラインの応急修復訓練
 - e 防疫及び清掃等の訓練
 - f 災害広報の訓練
 - g その他災害予防及び災害応急対策に必要な訓練

イ 図上訓練

災害時における各機関の役割及び他機関との連携等、防災体制を検証するため、机上で応急対策活動の演習を行う。

(3) 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに必要に応じ、防災対策の改善措置を講じる。

(4) 防災関係機関との連携

防災訓練の実施にあたっては、県、県警察、消防機関、自衛隊など防災関係機関と連携して実施する。また、必要に応じ関係機関による調整会議等を開催する。

(5) 住民自治協議会や自主防災組織、企業等が実施する防災訓練の支援

住民自治協議会、自治会等、自主防災組織や企業等、防災ボランティアグループなどが主体となって実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの市民の参加を図っていく。

(6) 地域住民の防災訓練への参加

市が主体となる防災訓練には、地域住民を住民自治協議会や自主防災組織単位等で参加させる。また、地域で行う防災訓練は、地域内事業所を含めて実施する。

(7) 他市主催の訓練への参加

相互応援協定市相互に主催する訓練に参加し、救援活動が円滑に遂行できるよう努める。

■企業・事業所等の対策

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業所等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努めるものとする。
また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努めるものとする。

2 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに県、市、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努めるものとする。

■自主防災組織等の対策

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

住民自治協議会や自主防災組織等による地域の避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練の実施に努めるとともに実施にあたっては、地域課題に沿った訓練になるよう工夫するものとする。また、要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の訓練への参画に努めるものとする。

2 県・市等の防災訓練への協力・参画

県や市等の実施する防災訓練への協力と参画に努めるものとする。

■市民が実施する対策

1 地域等における防災訓練への参画

県や市、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するように努めるものとする。

第8節 災害廃棄物処理体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

○風水害の被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画の策定や広域的な大規模災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系の構築に努める。

【主担当部局等】 人権生活環境部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対策(活動)項目
市	(1) 市災害廃棄物処理計画 (2) 広域的な協力体制の整備 (3) 廃棄物処理施設の浸水対策等 (4) 災害廃棄物等処理体制の整備

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市災害廃棄物処理計画

災害時に発生する廃棄物については、「伊賀市災害廃棄物処理計画」に基づき適正かつ迅速に処理を行い、早期の復旧に努める。

当該計画に従い、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施する。また、市は、災害廃棄物に関する情報に関して、ホームページ等において公開するなど周知に努める。

2 広域的な協力体制の整備

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく体制整備

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について、県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき県と必要な調整を行う。また、市は、広域的な協力体制の整備に努める。

(2) 応援体制の整備

市は、災害による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

他の自治体で発生した災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

3 廃棄物処理施設の浸水対策等

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から災害対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材

の備蓄を確保する。

4 災害廃棄物等処理体制の整備

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることにより、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第6章 特定自然災害への備え

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策

第1項 防災・減災重点目標

○局地的大雨や竜巻などに対する公助としての事前の防災・減災対策を進めるとともに、市民や事業者の発災後対策を万全なものとする。

【主担当部局等】 防災危機対策局・建設部・産業農林部・上下水道部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	県・市民	(局地的大雨対策) (1) 河川、雨水及び道路の適切な維持管理 (2) 情報収集・伝達体制の整備 (3) 水害ハザードマップの作成・活用 (4) 都市型水害に強い土地利用の推進 (5) 局地的大雨対策に関する知識の啓発 (6) 排水機場の整備 (7) 農林業への被害防止 (8) 市民等の意識啓発 (竜巻等突風対策) (1) 関係機関・県との情報伝達体制の整備 (2) 農林業への被害防止 (3) 市民等の意識啓発 (雪害対策) (1) 災害情報の収集・伝達体制の充実 (2) 道路除雪対策 (3) 農林業への被害防止 (4) 市民等の意識啓発
ライフライン関連施設、廃棄物処理施設		(局地的大雨対策) (1) 施設の浸水対策の推進及び代替性の確保
津地方气象台		(竜巻等突風対策) (1) 津地方气象台の体制整備及び事前対策
ライフライン関連施設等		(雪害対策) (1) ライフライン関連施設等の機能の確保

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民・事業者等	(局地的大雨対策) (1) 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認 (2) 局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得 (3) 建築物等の地階における避難体制の整備 (竜巻等突風対策) (1) 住居・施設等の予防対策 (2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の習得 (雪害対策) (1) 車両の事前防護措置

第3項 対策

■市が実施する対策

1 県、市民を対象とした対策

<局地的大雨対策>

(1) 河川、雨水及び道路の適切な維持管理

市管理の都市地域河川の有堤区間について、背後地の利用状況を考慮した適切な河川改修・維持管理を実施し、堤防の安全性の向上を図る。

市管理雨水対策施設について、市街地における雨水排除を図るため、排水機場、雨水管きよの新設又は改修を行い、予想される浸水被害の軽減を図る。

市管理道路について、浸水時の転落防止のための側溝蓋設置、道路占用者に対するマンホール蓋浮上・飛散防止対策の指導、アンダーパス等浸水時危険箇所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常的气象情報の収集に加え気象庁が提供する「降水短時間予報」や「降水ナウキャスト」等による状況確認が重要である。また、レーダー観測技術の向上等により提供される情報の内容や精度も日々進歩していることから、平常時から局地的大雨対策に活用できる気象情報の種類や利用方法等に関する研究を行い、災害対策活動における活用を検討する。

これらの情報の庁内での共有や、県や防災関係機関等への情報伝達体制の整備等について検討する。

(3) 水害ハザードマップの作成・活用

県が作成する浸水想定区域図と県が指定する土砂災害警戒区域図を活用して水害ハザードマップを作成し、住民等への情報提供を行うとともに水害からの避難誘導訓練等への活用を図る。

(4) 都市型水害に強い土地利用の推進

浸水等のおそれのある区域については都市的土地利用を誘導しないなど、水害に強い土地利用の推進に努める。

(5) 局地的大雨に関する知識の啓発

局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、ホームページやマスメディア、防災パンフレット等を通じて啓発を図る。

(6) 排水機場の整備

局地的な集中豪雨や台風時の人家や農地等への浸水被害を軽減し、安全の確保を図るため湛水被害を防止する排水機場の維持管理を行う。

(7) 農林業への被害防止

局地的大雨による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

(8) 市民等の意識啓発

市民・事業者等が「<市民・事業者等が実施する対策> 1 局地的大雨対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、市民等への啓発を行う。

<竜巻等突風対策>

竜巻は、発達した積乱雲に伴って発生する激しい渦巻き状の上昇気流で、地上で強い竜巻が発生すると猛烈な風により短時間で狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらす場合がある

ことから、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

(1) 関係機関・県との情報伝達体制の整備

竜巻等突風への注意に言及した津地方気象台からの防災気象情報に関して、県や関係機関とともに連携体制の整備に努める。

(2) 農林業への被害防止

竜巻等突風による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、普及・啓発に努める。

(3) 市民等の意識啓発

市民・事業者等が「■市民・事業者等が実施する対策 2 竜巻等突風対策(1)(2)」に記す役割を適切に果たすことができるよう、市民等への啓発を行う。

<雪害対策>

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立の防止などの雪害対策について、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

(1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

ア 大雪への警戒・注意に言及した津地方気象台からの防災気象情報に関して、的確な伝達体制の整備を図る。

イ 高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり危険な場合においては、必要に応じて消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力による除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・点検を行うよう努める。

(2) 道路除雪対策

大雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等についての体制整備を図る。

(3) 農林業への被害防止

降積雪による農林業への被害を防止するため、農林業施設の雪害対策に努める。

(4) 市民等の意識啓発

市民・事業者等が「■市民・事業者等が実施する対策 3 雪害対策(1)」に記す役割を適切に果たすことができるよう、市民等への啓発を行う。

■ライフライン関連施設、廃棄物処理施設が実施する対策

<局地的大雨対策>

(1) 施設の浸水対策の推進及び代替性の確保（ライフライン関連施設、廃棄物処理施設）

電気、ガス、電話、上下水道、工業用水道等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について浸水対策を進めるとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

■津地方気象台が実施する対策

<竜巻等突風対策>

(1) 津地方気象台の体制整備及び事前対策

ア 地域気象観測システム（アメダス）、気象ドップラーレーダー等により、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の監視に努め、これら観測システムの整備、点検及び維持管理を行うものとする。

イ 気象ドップラーレーダーデータを活用した技術開発により、竜巻等突風の監視・予測精度の向上が図られ、全国における竜巻注意情報の発表は令和元年6月から気象庁

において実施している。

ウ 竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、突風への注意に言及した雷注意報の発表に努め、竜巻注意情報等の防災気象情報の適時・的確な提供に努める。また、気象庁は竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供に努めるものとする。

エ 竜巻等突風による強風害が発生し調査の必要を認めた場合には、速やかに現地調査を行い、その結果の公表及び防災関係機関等への情報提供に努めるものとする。

■ライフライン関連施設等が実施する対策

<雪害対策>

(1) ライフライン関連施設等の機能の確保

ライフライン事業者は、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設について、雪害に対する安全性の確保を図るものとする。

■市民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難指示等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、市民や事業者による自助の対策を重視している。

1 局地的大雨対策

(1) 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺について、局地的大雨による浸水や土砂災害、交通支障等の災害がどの程度発生する可能性があるかを、県等が公表している洪水や内水氾濫に関するハザードマップや土砂災害危険箇所などの情報も活用し、想定される災害を事前に確認するなどの対策を講じるとともに発災の際に避難所等に避難することが難しい場合を想定し、事前の対策について検討しておくよう努めるものとする。

(2) 局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得

市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち局地的大雨への対処として有効な「警報・注意報」「気象レーダー」「解析雨量」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」「キキクル（警報の危険度分布）」などの活用方法を事前に習得するよう努めるものとする。また、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る。）などを学習するよう努めるものとする。

(3) 建築物等の地階における避難体制の整備

不特定多数の利用が想定される地階を有する建築物の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を実施するよう努めるものとする。

2 竜巻等突風対策

(1) 住居・施設等の予防対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住宅や事業所等について竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、屋根や外壁、アンテナや植木等の状況を定期的に確認し、必要に応じて補強等を行うよう努めるとともに飛散防止フィルムの活用などによる窓ガラスの飛散防止対策などを講じるよう努めるものとする。また、発災の際に、近隣の強固な施設等に

避難することが難しい場合を想定し、事前の対策について検討しておくよう努めるものとする。

(2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の習得

市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち竜巻等突風への対処として有効な「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの活用方法を事前に習得するよう努めるものとする。また、竜巻等突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる。）などを学習するよう努めるものとする。

3 雪害対策

(1) 車両の事前防護措置

降雪時においても車両を使用する市民・事業者等は、所有又は管理する車両への冬期におけるスタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行を図るものとする。

第3部 台風接近時等の減災対策

第1章 市災害対策本部機能の確保

第1節 準備・警戒体制の確保

第1項 活動方針

○配備体制に応じて、市災害対策本部を設置し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う体制を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
市災害対策本部の設置及び廃止	防災総括部(総括班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台、三重県)
市災害対策本部の運営	防災総括部(総括班)	設置基準に基づき速やかに	・各班、防災関係機関等
市災害対策本部設置時の職員等(動員)配備体制	防災総括部(総括班) 総務部(動員班)	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台、三重県)
市災害対策本部の組織及び所掌事務	各部(各班)	—	・各班、防災関係機関等
職員の安否確認	各部(各班)	配備基準に基づき速やかに	・各班
災害対策職員の健康管理	総務部(動員班)	市災害対策本部活動の状況により、必要に応じて	・各職員の勤務状況
防災関係民間団体の協力	各部(各班)	必要に応じて	・災害時応援協定を結んでいる団体等
応援要請	防災総括部(総括班)	災害対策活動の状況により、必要に応じて	・被災状況 ・対応可能な資源(人・物)の状況

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

市の地域に災害発生のおそれがある場合は市災害対策本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに市民の協力を得て活動する。

広い市域を有する本市では、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や住民自治協議会等を主体とする地域災害対策本部の設置についても実状を踏まえ検討する。また、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意するとともに市災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

なお、県災害対策本部から緊急派遣チーム又は県地方災害対策部から先遣隊等の支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

1 市災害対策本部の設置及び廃止

基本法第23条第1項の規定により設置する市災害対策本部の設置及び廃止基準を次のとおり定める。

(1) 設置

- ア 市内に、気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨（雪）又は洪水警報が発表されたとき。
- イ 市内に、気象業務法に基づく大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき、又は警報は発表されていないものの市内が台風の進路にあたる場合において市長が必要と認めるとき。
- ウ 救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。
- エ その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で市長が必要と認めるとき。

(2) 廃止

気象業務法等に基づく注意報、警報等の解除及び災害の応急対策が概ね完了し、本部長が廃止しても支障がないと認めたとき。

2 市災害対策本部の運営

市災害対策本部の運営にあたっては「伊賀市災害対策本部条例（以下「本部条例」という。）に定めるもののほか、本部要綱により円滑化を図る。

(1) 災害（被災）状況報告等

- ア 市災害対策本部としての災害（被災）状況報告
 - 防災総括部（総括班）は、次の状況における災害（被災）状況等を市長に報告する。
 - ① 市災害対策本部設置時の職員等（動員）配備状況について
 - ② 災害対策の発生原因となった現象の収束時における被災状況等について
 - ③ その他、災害発生時には被害状況のほか必要と思われる関連事項
- イ 市災害対策本部の運営等
 - ① 市災害対策本部の運営にあたっては、別に運営マニュアルを策定する。
 - ② 市災害対策本部に係る組織及び所掌事務は、本部要綱で定める。

3 市災害対策本部設置時の職員等（動員）配備体制

(1) 職員配備基準

市長は、市災害対策本部長（以下「本部長」という。）となり、各部の長に、次の区分（別表：配備基準）に基づく職員配備を指令する。

その際、職員の安全確保に十分に配慮する。

別表：配備基準 風水害対策時

種別	配備基準	配備内容	配備要員
準備体制	<p>①市内に次の注意報のうちいずれかが発表され、市長（本部長・水防管理者）が当該配備を必要と認めたとき。 ア 強風（風雪）注意報 イ 大雨注意報 ウ 大雪注意報 エ 洪水注意報</p> <p>②警報が発表されていないが、市内が台風の進路にあたる時。</p> <p>③その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で、市長（本部長・水防管理者）が当該配備を必要と認めたとき。</p>	<p>○防災総括部総括班及び災害対策関係課の職員が災害に関する情報連絡を円滑に行える配備とし、警戒体制に入れる体制</p> <p>○市長（本部長・水防管理者）は、状況により配備の可否を決定するとともに、事態に即応させるため配備内容を変更することができる。</p> <p>○配備要員の執務待機場所は、全員各職場とする。</p>	<p>○防災総括部総括班</p> <p>○状況に応じて次の災害対策関係各部・班の職員を召集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携部地域対策班 ・産業農林部農業施設班 ・建設部土木河川班 ・上下水道部復旧班、下水道班 ・消防本部消防班 <p>※必要な人員は、各部・班で定める。なお、本部長は、必要に応じて活動要員の配置を変更することができる。</p>
警戒体制	<p>①市内に次の気象警報のいずれかが発表されたとき。 ア 暴風、暴風雪警報 イ 大雨（雪）警報 ウ 洪水警報</p> <p>②その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。</p>	<p>○相当の被害が発生することが予想され、又は発生したときに応急対策を迅速かつ正確に行える配備とし、速やかに、非常体制に入れる体制</p> <p>○市長（本部長・水防管理者）は、事態に即応させるため配備内容を変更することができる。</p> <p>○配備要員の執務待機場所は、全員各職場とする。 （配備要員以外については勤務時間外の場合には自宅において待機する。）</p>	<p>【警戒体制配備1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災総括部総括班 ・地域連携部地域対策班（本庁と上野支所を除く各支所） ・産業農林部農業施設班 ・建設部土木河川班 ・上下水道部復旧班、下水道班 ・消防本部消防班 <p>【警戒体制配備 2-1・2-2】</p> <p>※必要な人員は、各部・班で定めた配備計画による。 ※各部長は、必要に応じて配備計画を変更することができる。</p>
非常体制	<p>①市内に次の特別警報のいずれかが発表され、市長（本部長・水防管理者）が当該配備を必要と認めたとき。 ア 暴風特別警報 イ 大雨特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報</p> <p>②市内全域にわたって甚大な風水害、その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。</p>	<p>○市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制</p>	<p>全職員</p>

4 市災害対策本部の組織及び所掌事務

市災害対策本部の組織及び所掌事務は、本部条例及び本部要綱の定めるところによるが、その概要は資料編に示すとおりである。

市災害対策本部の各班は、所掌事務遂行のため「災害時職員行動マニュアル」を作成し、これに基づき対策にあたる。また、各班は、このマニュアルについて、災害時における実地検証はもとより総合防災訓練や図上訓練等の機会をとらえて、平常時においても適宜検証作業を行い、災害時における各班の所掌事務遂行に万全を期するとともに本計画の修正等に反映させる。

5 職員の安否確認

職員の安否確認は各課において確認し、各部でとりまとめた後、総務部動員班（人事課）で職員全体をとりまとめる。

6 災害対策職員の健康管理

(1) 連続勤務の制限

各部局等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことがないように、必要に応じて交替で休暇を与えるなど適切な措置を講じる。

（1日2交替以上の勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。）

(2) こころのケア

市は、災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、適切な措置を講ずる。

7 防災関係民間団体の協力

所掌事務に関係する民間団体等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努める。

8 応援要請

「第4部第1章第5節 広域的な応援・受援体制の整備」を参照

■その他の防災関係機関等が実施する対策

1 活動体制の整備

市内に災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに県、市及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力するものとする。

第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保

第1項 活動方針

- 気象情報・予警報や水防警報、土砂災害警戒情報等を迅速・確実に市民等へ提供するとともに市内の被害状況を収集・とりまとめる体制を確保する。
- 台風・気象情報等の整理・分析体制について、検討を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
気象情報・予警報等の収集・伝達	防災総括部(総括班)	市災害対策本部設置後速やかに	・災害関連情報全般(防災関係機関)
災害情報の収集・伝達	地域力創造部(情報班) 各部	市災害対策本部設置後速やかに	・被害関連情報全般(防災関係機関)
被害情報等の報告	総務部(広報班) 防災総括部(総括班)	市災害対策本部設置後速やかに	・被害関連情報全般(防災関係機関)
市民への広報・広聴	総務部(広報班) 防災総括部(総括班)	—	・災害関連情報全般(防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

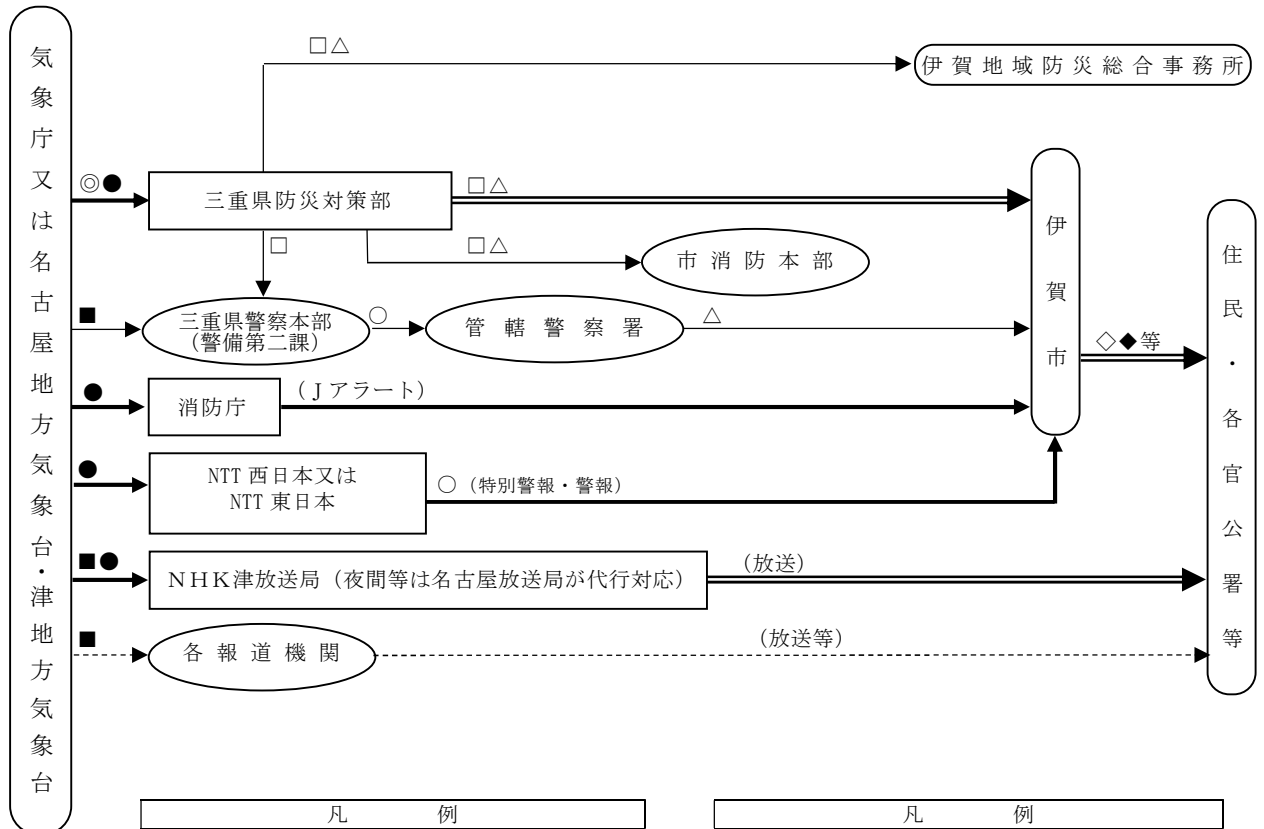
第3項 対策

■市が実施する対策

1 気象情報・予警報等の収集・伝達

(1) 収集・伝達系統

津地方気象台から発表される気象・洪水等に関する警報事項の収集・伝達は、次の系統で行う。



凡 例	
□	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
→	気象業務法第15条等の法令による通知系統
- - - - -	気象業務法第13条等の法令による周知系統
→	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統
⇒	気象業務法第15条の2による特別警報の通知もしくは周知の措置の系統

凡 例	
◎	防災情報提供システム（専用回線）
■	防災情報提供システム（インターネット）
●	気象庁専用回線（ADESS回線等）
○	専用の電話・専用の電話FAX
△	一般の加入電話・加入電話FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）
◆	伊賀市行政情報チャンネル

2 災害情報の収集・伝達

(1) 情報収集

消防機関や県警察、住民自治協議会、自治会、自主防災組織、防災関係機関等から被害状況等を把握する。特に、要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

(2) 情報の連絡手段

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの手段を講じて収集する。収集した情報は、迅速に市災害対策本部に連絡する。電話、ファクシミリ、携帯電話、三重県防災情報システム等の通信手段の中から状況に応じ、最も有効な手段を用いて情報を連絡する。

(3) 収集すべき情報の内容

災害の発生に対して災害応急対策を実施するために必要な情報は、概ね以下のとおりである。

必要な情報	主な情報収集機関
①火災の発生状況	管轄警察署、消防機関、住民自治協議会、自治会等
②死者、負傷者の状況及び被災者の状況	管轄警察署、消防機関、住民自治協議会、自治会等
③家屋の倒壊	管轄警察署、消防機関、住民自治協議会、自治会等
④電気、ガス、水道、通信施設の被災状況及び応急復旧状況並びにその見通し	管轄警察署、中部電力パワーグリッド株式会社、三重県伊賀LPガス協議会、伊賀市上下水道部、NTT西日本株式会社、一般財団法人移動無線センター、株式会社NTTドコモ東海、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社ケーブルコモンネット三重、消防機関、住民自治協議会、自治会等
⑤主要道路、鉄道等の交通施設の状況及び交通状況	三重県県土整備部、中部地方整備局北勢国道事務所、管轄警察署、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、伊賀鉄道株式会社、三重交通株式会社等
⑥堤防、護岸の状況	三重県県土整備部、近畿地方整備局木津川上流河川事務所、管轄警察署
⑦市民の避難状況	管轄警察署、消防機関
⑧学校、病院、社会福祉施設等重要な施設、物の被害状況	管轄警察署、施設の管理者
⑨生活必需品、防災関係物資等の需給状況	県環境生活部、管轄警察署
⑩治安状況	管轄警察署
⑪各機関の行った応急対策	各防災関係機関（住民自治協議会、自治会等）

3 被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災害対策本部にその状況等を報告する。

なお、県災害対策本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する（下記）。

【消防庁への連絡先】

① 平日 9:30～17:45（消防庁 応急対策室）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
ファクシミリ 03-5253-7537	ファクシミリ 90-49033	ファクシミリ 8-7-048-500-90-49033

② 夜間・休日（消防庁 消防防災・危機管理センター）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
ファクシミリ 03-5253-7553	ファクシミリ 90-49036	ファクシミリ 8-7-048-500-90-49036

■ その他の防災関係機関が実施する対策

＜津地方気象台が実施する対策＞

1 特別警報・警報・注意報の発表

大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

2 水防活動等に必要な予報及び警報等の発表

(1) 水防活動用予報及び警報

気象、高潮、洪水及び津波について、水防活動の利用に適合する注意報及び警報をいう。水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報・特別警報、水防活動用洪水注意報・警報は、洪水注意報・警報をもって代えるものとする。

(2) 洪水予報

洪水予報河川（木津川上流、服部川、柘植川）は、大阪管区気象台（大阪市）と淀川ダム統合管理事務所（大阪府枚方市）が共同して、洪水についての水防活動や行政機関・一般住民等への防災の利用に適合する予報を発表するものとする。

3 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するための情報で三重県と津地方気象台が共同で発表するものとする。

なお、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。

(1) 気象台における伝達系統については、気象・洪水・高潮・波浪に関する警戒情報の伝達に準ずる。

(2) 県における伝達系統については、「三重県災害対策本部運営要領」に準ずる。

4 気象情報（警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完など）の発表

台風その他について、その状況を具体的に説明するもので、注意報及び警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる気象の現況やこれらの推移について、防災活動に活用できるよう随時発表するものとする。

5 警報・注意報などの発表基準

伊賀市における警報・注意報発表基準（津地方気象台）を資料編に示す。

警報や注意報は、気象要素（表面雨量指数、流域雨量指数、風速など）が基準に達すると予想した場合に発表される。ただし、地震で地盤がゆるんだりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表することがあるとともに災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもある。また、特別警報は、数十年

に一度の規模の事象が予想される場合に発表される。

気象に関する特別警報の発表基準

現象の種類	発表	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

<移動通信事業者の実施する対策>

1 緊急速報メールによる情報の配信

各移動通信事業者は、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、携帯電話利用者等に対し緊急速報メールを配信し、情報の周知に努めるものとする。

<報道機関の実施する対策>

1 災害関係情報の市民への広報

報道機関は、気象庁や市災害対策本部等から得た情報をもとに市民に対して災害関係情報に関して必要な報道を行うものとする。

<その他の防災関係機関の実施する対策>

1 被害情報等の収集と連絡

(1) 被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集するものとする。

(2) 被害情報等の連絡

防災関係機関は、収集した情報を防災情報システム、電話、ファクシミリ、三重県防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて市災害対策本部へ連絡するものとする。

2 災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに防災総括部に報告するものとする。

防災総括部は、必要に応じて報道機関へ提供する。

3 水防警報の発表

「水防警報」は、河川が所定の水位に達した際に水防団(消防団)や消防機関などが出動の指針とするために発令されるものである。

国土交通大臣又は都道府県知事は、河川を指定して水防管理団体の水防活動に指針を与えるため、河川の洪水予報等の一般の方への情報より早目に、より低い水位で段階的に水防警

報を発令する。

国土交通大臣の指定する河川については国土交通省出先機関の長（木津川上流河川事務所長）が、また、知事の指定する河川については三重県水防本部長（知事）又は水防支部長（伊賀建設事務所長）が、水防上必要と認めた時に警報（「待機」「準備」「出動」「指示」「解除」「情報」）を発するものとする。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

1 風水害からの自衛措置

(1) 気象情報の収集及び避難の準備

住民は、市が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビ、インターネット、防災情報システム等を通じて、気象情報や市の発令する警戒レベルが付された避難指示等情報の収集に注意を払うものとする。また、指定緊急避難場所や避難経路だけでなく、日常生活において自らが居ることが多い場所（自宅・勤務先・要配慮者利用施設等）の災害リスクを把握し、立ち退きが必要な場所なのか上階への移動（垂直避難）等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等について確認しておき、自らの判断で主体的な避難行動をとるための準備を行うものとする。

なお、立退き避難を行う場合は、市により洪水や土砂災害等の災害種別ごとに避難場所が指定されていることから、あらかじめ目的地となる避難場所や避難経路を確認しておくものとする。

(2) 「[警戒レベル3] 高齢者等避難」発令時の対応

要配慮者、特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令時点で避難行動を開始できるよう、介護者や避難支援等関係者、地域が避難行動を支援するものとする。また、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや、浸水しやすい局所的に低い土地等、早めの避難が望ましい場所に居住する住民は、自らが居住等する地域に市から[警戒レベル3] 高齢者等避難が発令された場合は、立ち退き避難又は垂直避難を行うものとする。

上記以外の住民についても、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備えるものとする。

(3) 「[警戒レベル4] 避難指示」発令時の対応

住民は、自らが居住等する地域に市から[警戒レベル4] 避難指示が発令された場合は、災害発生がひっ迫している状況であることを鑑み、速やかに立ち退き避難を行う。ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できることが確認できれば、自らの判断で垂直避難等により安全を確保する等、生命を守ることを最優先した行動をとるものとする。

なお、立ち退き避難を行う場合は、災害の状況に応じて避難経路と避難場所の安全を確認した上で避難するものとする。

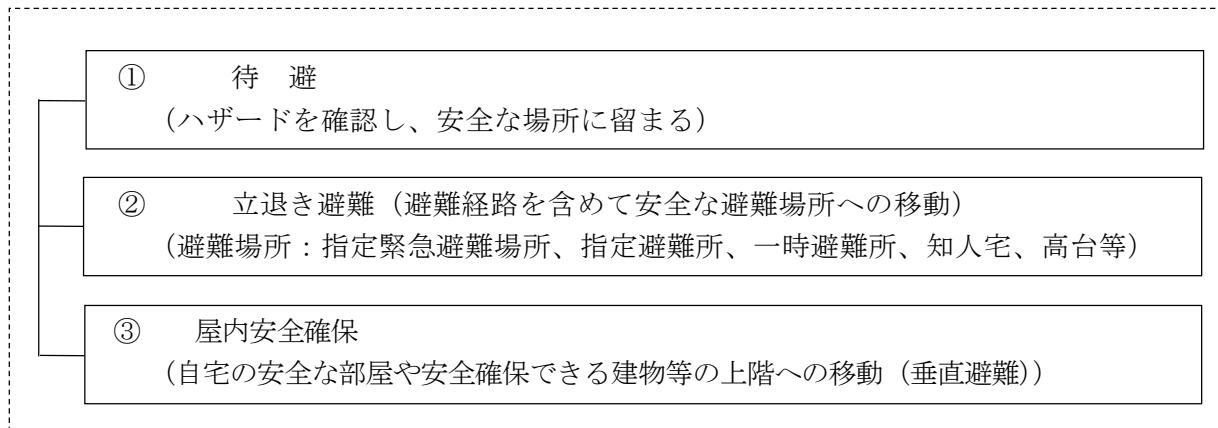
(4) 「[警戒レベル5] 緊急安全確保」発令時の対応

住民は、自ら居住等する地域に市町から[警戒レベル5] 緊急安全確保が発令される状況において、未だ必要な避難行動が完了していない場合は、避難経路が浸水している等、指定緊急避難場所等への立ち退き避難が安全にできない可能性があるため、自宅等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動するなど、その時点において自らが今いる場所よりも安全である場所へ直ちに移動するものとする。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令されるものではなく、また、本行動は避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。そのため、このような状況に至る前の段階で、必要な避難行動を完了していることが前

提であることから、事前に災害リスクのある場所を把握した上で、[警戒レベル3] 高齢者等避難や[警戒レベル4] 避難指示が発令されたタイミングで必ず避難できるよう、常に備えておくものとする。

(5) 避難行動の種類

避難行動を空間的な移動の観点から整理すると、次図のように、①待避、②立退き避難、③屋内安全確保の3類型が考えられる。この中で、基本的には早期の立退き避難を優先させつつ、周囲の状況変化や災害の切迫度、規模、時間帯等に応じて、生命を守ることを最優先した適切な避難行動を選択するものとする。



2 災害に関する現場情報の報告

市からの警戒レベルが付された避難指示等が発令されていない場合において、周辺の河川・堤防や急傾斜地等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知した場合は、周辺の住民に“声かけ”を行い、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努めるものとする。

3 被害情報等の提供

人的被害や人家等の建物被害を発見したものは、速やかに消防機関などの防災関係機関に通報するものとする。また、道路等の公共施設における被害を発見した場合は、市や施設管理者への報告に努めるものとする。

第3節 避難指示等の発令

第1項 活動方針

○避難指示等の適切な発令により、住民が安全かつ円滑に避難できるようにする。

第2項 対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難指示等の発令	防災総括部(総括班)	市災害対策本部設置後速やかに	・災害関連情報全般(防災関係機関)
避難指示等への対応自主避難	総務部(広報班) 消防本部(消防班) 地域連携部(地域対策班)	市災害対策本部設置後速やかに	・被害関連情報全般(防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

避難指示等を発令する際には、住民がとるべき行動を下記一覧表のとおり5段階に分け、「住民に行動を促す情報」と「住民がとるべき行動」の対応を明確化し、「警戒レベル」の段階に応じて住民がとるべき行動が直感的に理解しやすいように伝達を行う。

警戒レベル	住民に行動を促す情報	住民がとるべき行動	発表・発令者
警戒レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める。	気象庁
警戒レベル2	注意報	避難に備え、自らの避難行動を確認する。	
警戒レベル3	高齢者等避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難する。 その他の人は避難の準備や、自発的避難をする。	市長
警戒レベル4	避難指示	速やかに安全な避難先へ避難する。 避難場所までの移動が危険な場合、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所へ避難する。	
警戒レベル5	緊急安全確保 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	

■市が実施する対策

1 避難指示等の発令

(1) 河川洪水に関する避難指示等の発令基準

市は、河川洪水に関する避難指示等について、柘植川、服部川、木津川それぞれの水位等を踏まえた発令基準を参考に気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断し、日没等避難完了までの時間帯を考慮して発令する。

県の定める各河川の基本的な発令基準は下記のとおりであり（ア～ウ）、市はこれらを踏まえ、各地区における実情等を勘案しつつ適切なタイミングで避難指示等を発令する。

なお、「[警戒レベル5] 緊急安全確保」は、災害が実際に発生していることを市が把握した場合、可能な範囲で発令する。

ア 柘植川

対象情報	基本的な発令基準
[警戒レベル3] 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・佐那具水位観測所において、水位が3.70m【避難判断水位】を超過するなどさらに水位が上昇する見込みがある場合で、市長が必要と判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が高まった状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。
[警戒レベル4] 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・佐那具水位観測所において、水位が4.20m【氾濫危険水位】を超過するなどさらに水位が上昇する見込みがある場合で、市長が必要と判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が明らかに高まった状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。

イ 服部川

対象情報	基本的な発令基準
[警戒レベル3] 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・荒木水位観測所において、水位が1.80m【避難判断水位】を超過するなどさらに水位が上昇する見込みがある場合で、市長が必要と判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が高まった状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。
[警戒レベル4] 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・荒木水位観測所において、水位が2.00m【氾濫危険水位】を超過するなどさらに水位が上昇する見込みがある場合で、市長が必要と判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が明らかに高まった状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。

ウ 木津川

対象情報	基本的な発令基準
[警戒レベル3] 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・比土水位観測所において、水位が3.19m【避難判断水位】を超過するなどさらに水位が上昇する見込みがある場合で、市長が必要と判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が高まった状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。
[警戒レベル4] 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・比土水位観測所において、水位が3.68m【氾濫危険水位】を超過するなどさらに水位が上昇する見込みがある場合で、市長が必要と判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が明らかに高まった状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・川上ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があったとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。

(2) 土砂災害に関する避難指示等の発令基準

市は、土砂災害に関する避難指示等について、以下の基本的な発令基準を参考に気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断し、日没等避難完了までの時間帯を考慮して発令する。

なお、「[警戒レベル5] 緊急安全確保」は、災害が実際に発生していることを市が把握した場合、可能な範囲で発令する。

対象情報	基本的な発令基準
[警戒レベル3] 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・津地方気象台から大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、三重県土砂災害情報提供システムの土砂災害危険度情報が警戒レベル3相当に該当する警戒（赤色）となったときで、市長が必要と判断したとき。 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・量の変化など）が確認され、市長が必要と判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。
[警戒レベル4] 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険度情報が警戒レベル4相当に該当する紫色（危険）となったときで、市長が必要と判断したとき。 ・近隣で前兆現象（溪流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等の亀裂、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂など）が確認され、市長が必要と判断したとき。 ・近隣で土砂移動現象や前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂など）が確認され、市長が必要と判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。

特に注意を払うことが必要な地域は、本計画の資料編「防災上注意すべき自然的社会的条件」に掲載されている次の地区等である。

- ア 山腹崩壊危険地区
- イ 崩壊土砂流出危険地区
- ウ 砂防指定地内の溪流
- エ 急傾斜地崩壊危険箇所
- オ 地すべり危険箇所
- カ 土石流危険溪流
- キ 土砂災害警戒区域
- ク 道路注意箇所
- ケ 防災重点農業用ため池

(3) 要配慮者の避難

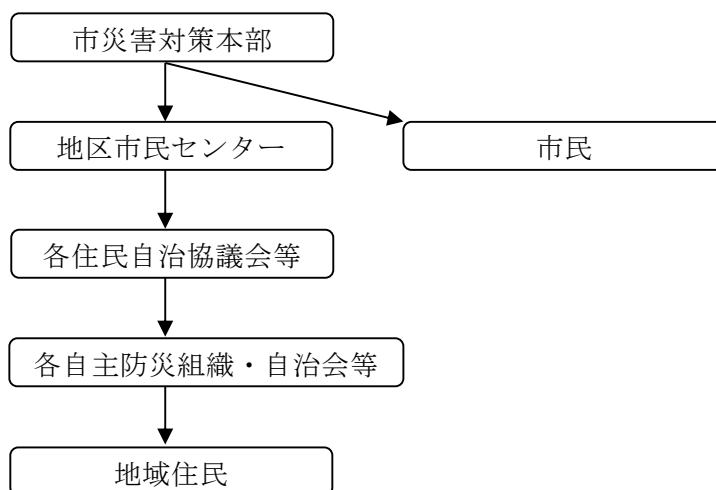
要配慮者への避難情報等については、防災情報システム等を活用して伝達するとともに、市から住民自治協議会長や自治会長へ連絡をとり、住民自治協議会長や自治会長を通じて要配慮者及び避難支援者等へ伝達する。その際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、要配慮者等に対して確実に情報伝達する。

保育所、病院、介護保険施設などの要配慮者利用施設に対しては、洪水予報、避難判断水位の水位到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保する。特に、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設には洪水予報等（洪水注意報、警報、水位到達情報等）及び避難情報等の伝達を行い、早期の適切な避難を促す。

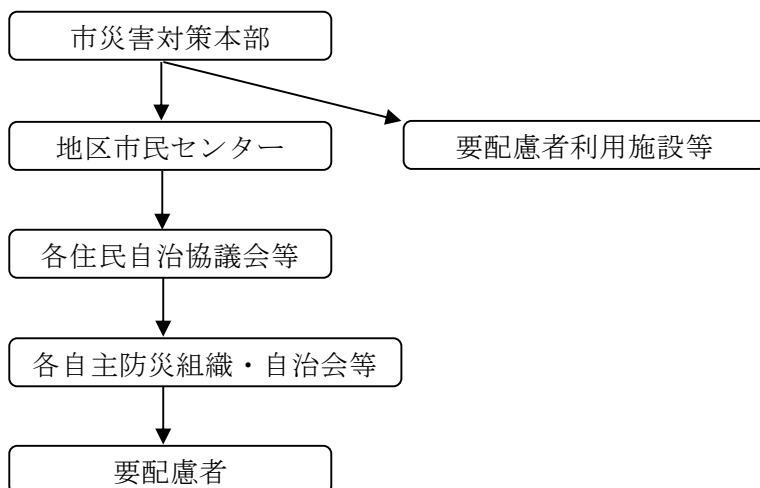
(4) 避難指示等の情報の伝達方法

各施設や各地域への避難情報の周知は、伊賀市防災情報システムを活用し、緊急速報メール、伊賀市防災・情報アプリ（HAZRADON）、防災情報メール、SNS（フェイスブック・LINE等）、L-アラート（テレビ、ラジオ等）、市ホームページ、ケーブルテレビ（文字放送等）等を活用して行う。また、状況に応じて、地区市民センター等を通じて地域の住民自治協議会長、自主防災組織の長、自治会（区）長等へ連絡する。

ア 伝達系統例



イ 要配慮者利用施設等への伝達系統例



■市民が実施する対策

1 避難指示等への対応及び自主避難

雨が強く降り始めたときなどにおいて、市民はテレビ・ラジオ・インターネット等により最新の気象情報を確認しつつ、雨の降り方や土砂災害の前兆現象に注意するとともに公共機関・消防団・自主防災組織からの呼びかけに注意するものとする。身の危険を感じた場合は、避難の呼びかけがなくても自主的に早目の避難を行うことを考えるものとする。

(1) 適切な避難行動の選択

市から警戒レベルが付された避難指示等が発令された場合、市民はあらかじめ計画された避難所等へ避難することを基本とするものとする。通常、避難所が開設されるのは、「[警戒レベル3] 高齢者等避難」が発令されてからであり、自主的に避難する際には、避難所が開設されているかを下記で確認するものとする。

◆市ホームページ <https://www.city.iga.lg.jp/>

◆市災害対策本部 TEL 0595-22-9640

また、不測の事態も想定されることから、計画された避難所等へ避難することが適切でない場合もある。例えば、浸水により避難所までの歩行等が危険になった場合には、生命を守る行動として自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難するなどの行動をとるものとする。あるいは、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難するなど、状況等に応じて柔軟な対応を心がけるものとする。

(2) 避難の準備

「[警戒レベル3] 高齢者等避難」が発令されたら、高齢者・子ども・体の不自由な方など避難時に支援を必要とする人や、避難に時間がかかる人は、避難を開始するものとする。また、それ以外の方は、非常持ち出し品や避難所・避難経路を確認するとともにガスの元栓や火の始末など、避難の準備にとりかかるものとする。

(3) 安全に避難するための留意事項

ア 「[警戒レベル4] 避難指示」は危険が迫った時に発令されるため、指示に従い速やかに避難するものとする。

イ 一人での避難は正確な判断や所在の確認がとりにくくなり、助ける人がいなくなる場合があるため、近隣と協力して複数で避難するものとする。

ウ 車による避難では、30cm以上の浸水で走行が困難となり、50cm以上で車内に閉じこめられることがある。

エ 動きやすい服装で避難するものとする。

(4) 浸水している状況での避難時の留意事項

ア 浸水している状況で歩ける深さは膝の高さくらいまでであり、流速が速い場合には20cm程度の浸水深でも歩行不可能なことがある。

イ 用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度の浸水深でも危険なことがある。

ウ 水面下には何があるか分からないため、傘などを杖代わりに確認しながら避難するものとする。

■県・市・住民等が連携して実施する対策（タイムラインによる行動計画）

1 タイムラインについて

(1) タイムラインの定義

「タイムライン」とは、米国に端を発して導入が進み、国内では「発災前から関係機関が実施すべきことをあらかじめ時系列にプログラム化したもの」、「時間軸に沿った防災行動計画」等として紹介されている。台風等の発生から被害に至るまでに可能な事前準備対策について、いつ、誰が、どのような防災行動を行うかについて、明確にするものである。

(2) タイムラインの意義と伊賀市台風タイムラインの策定

台風や前線を伴う大雨等は、数日前から規模や進路等についてある程度の予測が可能であり、県や市町その他の防災関係機関が到達までのリードタイムを活かした事前対策に万全を期すことで、防災及び減災効果を高めることができる。近年の台風等は頻発化・強大化しており、よりきめ細かな対策が求められているため、タイムラインによる行動計画は有効な対策の一つとして考えられることから、事前対策から発災後の対策までを、「いつ、誰が、何をするか」を三重県版タイムラインの考え方にに基づき、時系列で整理して対策を講じる「伊賀市台風タイムライン」を策定し資料編に示す。

2 木津川上流域における避難指示等の発令等に着目したタイムライン

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした木津川上流域における避難指示等の発令等に着目したタイムラインを資料編に示す。

台風の到達予想時間から遡って2日前（48時間前）より、気象・水象情報に基づく木津川上流河川事務所・伊賀市・住民等の行動計画を具体的に定めている。また、三重県版タイムラインの運用については詳細な対応となること、伊賀市台風タイムライン（資料編参照）により県と連携して対応することとしている。

実際の台風接近時には様々な状況が想定され、時間どおり・計画どおりに進まないこともあるが、関係主体間でタイムラインの行動計画内容を目安として共有し、実際の場面でそれらを調整しつつ行動することで、スムーズな連携と適切な避難に結び付けることとしている。

(1) 気象・水象情報

岩倉水位観測所において、水防団待機水位（4.5m）、氾濫注意水位（6.0m）、避難判断水位（6.7m）、氾濫危険水位（7.7m）を定めている。

(2) 木津川上流河川事務所

上記の気象・水象情報に基づき、「水防警報（待機・準備）」「洪水予報（氾濫注意情報）」「水防警報（出動）」「洪水予報（氾濫警戒情報）」「洪水予報（氾濫危険情報）」「洪水予報（氾濫発生情報）」等の情報を市等に伝えるものとする。

(3) 伊賀市

気象庁や木津川上流河川事務所等の情報を参考にして、住民等に警戒レベルが付された避難指示等を発令し、決壊しそうな状況では非常体制をとる。

(4) 住民等

市の警戒レベルが付された避難指示等の発令に基づき、適切な避難行動等をとるものとする。

要配慮者は、「[警戒レベル3] 高齢者等避難」が発令された段階で避難を開始するものとする。

第2章 避難誘導体制の確保

第1節 避難所の確保及び早期避難の促進

第1項 活動方針

- 避難指示等を適切に発令するとともに大規模な被害の発生が危惧される台風等の接近が予想される時には、必要に応じ、早期・広域避難を支援する体制を確保する。
- 早期・広域避難の実施体制及び避難所指定を受けている施設における受入体制整備について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難実施体制の確立	防災総括部(総括班) 地域力創造部(情報班)	市災害対策本部設置後	・雨量、水位、土砂関連情報等 (気象庁、防災みえ)
避難所の開設	健康福祉部(救助防疫班) 各避難所施設所管	避難情報等発令前	・避難所の状況(各施設所管)
避難指示等の発令 避難行動の周知及び支援等	防災総括部(総括班)	市災害対策本部設置後	・雨量、水位、土砂関連情報等 (気象庁、防災みえ)
避難者の大規模移送の要請	防災総括部(総括班)	市災害対策本部設置後	・避難者の状況

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 避難の実施

(1) 避難実施体制等の確立

市は、災害発生の危険等が予測される地域に対し、速やかに避難指示等を発令できるよう雨量や河川水位情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分布等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。また、避難指示等の発令区域やタイミング、指定緊急避難場所・避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(2) 避難所の開設

避難指示等を発令する必要が生じた場合は、あらかじめ指定されている避難所について各避難所の「避難所運営マニュアル」等に沿って速やかに避難所を開設するとともに、住民等に周知する。また、避難所を設置したときは、以下の事項について直ちに県に報告する。

ア 避難指示等の種類(自主避難、[警戒レベル3]高齢者等避難、[警戒レベル4]避難指示、[警戒レベル5]緊急安全確保)

イ 避難所開設の日時及び場所

ウ 箇所数及び収容人員

(3) 避難指示等の発令

市は、雨量や河川水位情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を確認し、あらかじめ定める避難指示等判断基準に達した場合は、今後の気象状況を勘案して災害発生の危険のある地域に対し速やかに〔警戒レベル3〕高齢者等避難、〔警戒レベル4〕避難指示、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を発令するとともにその旨を県に報告する。

避難指示等が発令する際には次の項目から必要な情報を明示して行い、伊賀市防災情報システムを活用し、緊急速報メール、伊賀市防災・情報アプリ（HAZRADON）、防災情報メール、SNS（フェイスブック・LINE等）、L-アラート（テレビ、ラジオ等）、市ホームページ、ケーブルテレビ（文字放送等）等を活用して、住民等に対する避難情報の周知を図る。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難場所
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など避難指示等の判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、避難行動をとりやすい時間帯における早期の避難所開設や、高齢者等避難の発令等を検討する。

(4) 避難行動の周知及び支援

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は住民自らの判断で上階への移動や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保することについても住民等に周知を図る。

(5) 広域避難の実施

避難指示の発令による避難先を市内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため当該避難者を一定期間他の市町に滞在させる必要があるときは、その受入れについて避難先の市町と協議する。

なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。

(6) 避難者の大規模移送の要請

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市において措置できないときは、市は県災害対策本部に避難者移送を要請する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 住民等への避難情報の広報（報道機関）

市からの要請に基づき、県災害対策本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力するものとする。

■市民が実施する対策

1 避難指示等発令時の行動

市民は、市が発令する警戒レベルが付された避難指示等の意味を理解するものとする。また、水害ハザードマップ等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の想定やどのような段階でどのような避難行動（指定避難所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、警戒レベルが付された避難指示等が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとるよう努めるものとする。

第2節 避難行動要支援者・要配慮者の保護

第1項 活動方針

○避難行動要支援者・要配慮者の避難状況を把握するとともに、避難が必要な要配慮者施設の利用者の他施設への受入要請や、福祉避難所等への受入等の調整を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難行動要支援者の避難支援	健康福祉部(避難行動要支援者支援班) 地域連携部(地域対策班)	市災害対策本部 設置後	・避難行動要支援者への支援に資する情報(防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援

[警戒レベル3] 高齢者等避難等を発令した場合、避難行動に支障をきたす避難行動要支援者がいる場合には、避難支援等関係者の協力を得て避難行動支援等を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 住民等への避難情報の広報(報道機関)

市からの要請に基づき県災害対策本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力するものとする。

2 要配慮者の避難受入(社会福祉施設等)

要配慮者の避難について受入れの要請があった場合は、可能な範囲で受入れに努めるものとする。

■市民が実施する対策

1 地域住民等による取組み

地域住民等は、市、避難支援等関係者等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用するなどして地域社会全体で要配慮者の安全確保及び避難行動要支援者の避難行動の支援に努めるものとする。また、住民自治協議会・自主防災組織等は、各避難所の「避難所運営マニュアル」の作成に努め、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施するものとする。

2 避難行動要支援者及び避難支援等関係者の対策

避難行動要支援者及び避難支援等関係者は、個別避難計画等により地域住民等の協力を積極的に求め、その安全を確保するものとする。

第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保

第1項 活動方針

- 大雨・暴風等による風水害被害等の発生のおそれがある場合において、学校・園における児童生徒等の保護及び登下校や保護者への引き渡し等に際し、安全の確保を図る。
- 風雨等が強まる前の段階において、休校（園）を判断するなど児童生徒等の事前の安全確保対策について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
休校(園)措置の実施	教育委員会部(教育支援班) 健康福祉部(救助防疫班)	暴風警報等の発表後速やかに	・気象情報等(気象台)
児童生徒等の安全確保	教育委員会部(教育支援班) 健康福祉部(救助防疫班)	休校措置の実施を判断した場合速やかに	・気象情報等(気象台) ・通学路周辺の河川水位、大雨警報(土砂災害)の危険度分布等(県土整備部等) ・通学路周辺の危険箇所(教職員等) ・公共交通機関の運行状況(交通機関等)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 休校(園)措置の実施

(1) 休校(園)措置の判断

市立学校(園)の校(園)長は、始業前に暴風警報が発表されるなど登校に危険が予想される場合は、学校(園)の防災計画に基づき速やかに休校(園)の措置を行う。また、始業後に暴風警報が発表されるなど時間の経過とともに危険が増すことが予想される場合は、下校時の安全を確認した上で、速やかに児童生徒等を下校させる。

(2) 休校(園)措置の連絡

市立学校(園)の教職員等は、休校(園)措置の実施を判断した場合、あらかじめ定められた方法により、保護者等に対し速やかかつ確実に措置の内容等を連絡する。

2 児童生徒等の安全確保

(1) 児童生徒等の下校・引き渡し

下校措置を実施する際は、保護者等に直接引き渡すなど児童生徒等の安全確保に十分配慮する。また、児童生徒等を下校させる場合は、教職員等による通学路等の安全確認やできる限り集団で下校させるなどの安全確保対策を行う。

(2) 帰宅困難児童生徒等の保護

帰宅途中での浸水や交通機関の運行休止、保護者等の不在等により帰宅が困難な児童生徒等については、校（園）内や避難場所などの安全な場所において保護する。

第3章 災害未然防止活動

第1節 公共土木施設等の災害未然防止体制の確保

第1項 活動方針

- 市管理公共土木施設等の安全確保・被害情報収集体制を確立する。
- 市有施設、市管理道路及び上下水道等（市管理）の台風接近前の被害防止体制を検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
公共土木施設等の安全確保対策	建設部（土木河川班） 産業農林部（農業施設班） 上下水道部（復旧班・下水道班）	台風等発生後速やかに	・気象情報等（気象台） ・施設の危険箇所等（施設管理者）
公共土木施設等の被害情報等の収集	各公共施設等所管部	市災害対策本部設置後速やかに （大雨警報等発表後）	・施設の被害情報等（施設管理者）
せき・水門・樋門・排水機場等の操作	建設部（土木河川班） 産業農林部（農業施設班）	雨量、水位等の状況に応じて	・雨量、水位等情報（気象台、建設事務所等）

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 公共土木施設等にかかる災害未然防止活動

(1) 市管理道路

ア 市管理道路における安全確保対策

市管理道路について、アンダーパス等浸水時における通行止や通行規制による安全確保対策を講じる。

イ 被害情報等の収集

市管理道路における通行規制や被害情報等を収集し、市災害対策本部へ報告を行うとともに市ホームページ等での情報提供に努める。また、緊急輸送道路の確保に必要な高速道路、国道、県管理道路等についても、通行規制や被災状況等の情報を収集する。

(2) 下水道施設（市管理）

ア 下水道施設における安全確保対策

下水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

イ 被害情報等の収集

下水道施設における被害情報等を収集し、市災害対策本部へ報告を行うとともに市ホームページ等での情報提供に努める。

(3) 上水道施設（市管理）

ア 水道施設における安全確保対策

水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

イ 被害情報等の収集

水道施設における被害情報等を収集し、市災害対策本部へ報告を行うとともに市ホームページ等での情報提供に努める。

(4) せき・水門・樋門・排水機場等（市管理）

せき・水門・樋門・排水機場等の管理者（操作責任者）は、雨量や水位の変動を監視し、必要に応じて適切な門扉開閉等の操作を行う。また、操作に伴い放流を行う場合は、あらかじめ定める関係市町や機関等に対し、必要な事項を通知するとともに住民に周知する等の措置を講じる。

第2節 水防活動体制の確保

第1項 活動方針

- 気象・水象等に関する予報・警報等に基づき、速やかに水防活動を実施する体制を確立する。
- 雨量計、水位計等の動作状況を、事前に確認する体制について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水防活動の実施	消防本部(消防班) 建設部(土木河川班) 産業農林部(農業施設班)	気象等に関する注意報・警報・特別警報の発表後速やかに	・雨量情報、水位情報(气象台、建設事務所等)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 水防活動の実施

(1) 巡視

市は、職員等の安全が確保できる範囲内で区域内の河川・堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは当該河川の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

市は、水防施設の被害が予測される場合、市職員等の安全が確保できる範囲内で水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

■水防団(消防団)が実施する対策

1 水防活動の実施

水防団(消防団)は、市、関係機関と連携し、危険箇所の巡視や住民への正確な情報の周知及び適切な水防作業を行うものとする。

第3節 市民・企業等による安全確保

第1項 活動方針

- 市民や企業が、自らの判断で風水害からの安全確保対策を講じ、適切な避難行動をとることができるよう、各種ホームページやメール等による気象情報等の提供を行う。
- 台風情報や気象予警報情報と合わせて、気象情報や避難判断情報等の活用情報等を市民等に提供し、自らを守るための事前の防災行動の実施を促進する対策を検討する

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水害ハザードマップ、避難所等の情報の提供 避難指示等の伝達・報告 被害情報等の報告	防災総括部(総括班) 総務部(広報班)	市災害対策本部設置後	・避難情報、被害情報等(関係防災機関)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 水害ハザードマップ、避難所等の情報の提供

住民・企業等が、自らの防災行動や適切な避難行動等の判断材料としての活用を図るため、市は、ホームページや防災パンフレット等により、市内の洪水時の浸水箇所等を示したハザードマップや風水害被害等が発生した場合に避難をするための避難所情報等を提供する。

2 避難指示等の伝達・報告

市において避難指示等を発令する場合は、防災情報システムや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて住民等への伝達を行う。また、避難指示等を発令した場合は、速やかに県災害対策本部へ報告を行う。

3 被害情報等の報告

市内で災害による被害等が生じた場合は、速やかに県に対し報告を行う。また、市ホームページ等において、被害状況の公表に努める。

■企業・事業所等が実施する対策

1 企業・事業所等の安全確保対策

台風等の接近が予想される場合は、事業所内の施設や設置物等の固定状況など危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植えや立て看板等の配置物の収納など安全確保対策を講じるものとする。

2 従業員の安全確保対策

台風や大雨の影響による道路の冠水や公共交通機関の運行休止等で従業員の通勤困難、帰宅困難等が生じるおそれがある時は、業務を休止し、従業員を自宅待機させる等の措置によ

る安全確保対策を検討するものとする。また、帰宅困難となった従業員対策として、必要に応じ食料や毛布等の確保に努めるものとする。

■地域・市民が実施する対策

1 避難所運営への協力

市から要請があった場合は、住民自治協議会、自治会、自主防災組織等は「避難所運営マニュアル」等に基づき速やかに避難所を開設するとともに、主体的に運営・管理を行うものとする。

2 自宅の安全対策

台風等の接近が予想される場合は、自宅敷地内の施設や設置物等の固定状況など危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植え等の配置物を収納するなど安全確保対策を講じるものとする。

3 適切な避難行動の実施

市民は、自宅や勤務場所、通学場所等で発生し得る洪水や土砂災害等の様相や、災害発生時の避難場所、気象台が発表する気象情報や予警報、市が発令する警戒レベルが付された避難指示等、避難判断情報等の意味をあらかじめ十分に理解しておくものとする。また、台風や大雨の影響が懸念される場合は、テレビやラジオ、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」や「メール配信サービス」等で最新の気象情報等を把握し、市から避難判断情報が発令された場合は、自らの判断で速やかに適切な避難行動をとるよう努めるものとする。

○「気象庁ホームページ」のアドレス：<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

○「防災みえ.jp」のアドレス：<https://www.bosaimie.jp/>

○市ホームページ：<https://www.city.iga.lg.jp/>

4 危険な行動の自粛

台風に伴う自宅等の風雨対策についてはなるべく早めに行うものとし、風雨が強まってからの作業は不慮の事故を招くため、これを自粛するものとする。また、特に農林業従事者等においては、台風の影響が強まってから農地・林地・農林業用施設等を見回りに行き、水路や谷等に転落して命を落とすような事故が多発していることから、台風が通過し安全な状況になるまでは見回りを控えるなど危険な行動を自粛するものとする。

第4部 発災後の応急対策

第1章 市災害対策本部活動の実施

第1節 災害対策活動の実施体制の確保

第1項 活動方針

- 市災害対策本部は、災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 大規模災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全庁的に災害対応を最優先して実施するために市災害対策本部の配備体制を増強し、災害対策活動にあたる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・報告	地域力創造部(情報班) 地域連携部(地域対策班)	災害が発生次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等
災害応急対策活動の実施	防災統括部(総括班) 各部	災害応急対策実施方針を作成し、各機関との調整ができ次第	・災害発生情報、被害情報等

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市の活動体制

「第3部第1章第1節 準備・警戒体制の確保 <市が実施する対策>」に基づき実施する。

2 災害情報の収集・報告

(1) 災害発生情報の収集・報告

市内に災害が発生したとの通報を受けた場合、市は、その時点で可能な範囲で災害に関する情報を収集した上で、速やかに県に対し報告を行う。

(2) 詳細情報の収集・報告

市内に災害が発生した場合、市は、県警察、消防機関や住民自治協議会、自治会等、自主防災組織を通じて災害の詳細についての情報収集を行うとともに、必要に応じ、職員や消防団員等を現地へ派遣して情報収集を行う。また、収集した情報は、随時、県に対し報告を行う。

3 災害派遣要請等の実施

自衛隊への災害派遣要請(応急措置の実施要請)が必要と判断した場合は、「第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に基づき県への派遣要請(応急措置の実施要請)の要求を行う。

4 災害応急対策活動の実施

災害応急対策活動の実施が必要と判断した場合は、「第4部 発災後の応急対策」各節に基づき必要な対策を実施する。

第2節 通信機能の確保

第1項 活動方針

- 災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受理伝達等重要通信を確保する。
- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
- 水害等の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、市は県と防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため、応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
- 大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信ルートを利用して情報の伝達を行う。このため、平常時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
通信手段の確保	防災総括部(総括班) 消防本部(消防班)	市災害対策本部設置後速やかに	・市、防災関係機関 ・固定通信網や移動体通信網の通信事業者
通信途絶時の対応	防災総括部(総括班) 消防本部(消防班) 総務部(広報班) 地域力創造部(情報班)	既存の通信手段が機能低下又は停止し、通信確保が困難な防災機関を認知した時点	・防災関係機関
通信設備の応急復旧	防災総括部(総括班) 消防本部(消防班) 総務部(広報班)	通信設備の故障等が判明した時点	・防災関係機関

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■計画関係者共通事項等

1 災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、 移動体通信網等	電話、ファク シミリ、携帯 電話など	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な通信手段で取り扱いが容易 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻 輳、途絶等によ り使用できない 可能性がある
三重県防災通信 ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	<ul style="list-style-type: none"> 地上系及び衛星系無線は、市と県、消 防機関、県警察、拠点病院等医療機関、 国関係機関と通信可能 地上系無線は雨雲等の影響を受けにく く、衛星系無線は地上施設が少ないこ とから地震に相対的に強い 有線系設備は、市、消防へ気象情報等 を伝達するための通信ネットワーク で、大容量データ通信が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地上系無線、 有線系設備は 地震に対し、 相対的に弱 く、衛星系無 線は雨雲等の 影響を受けや すい
MCA無線	地上系移動 無線	<ul style="list-style-type: none"> 市の非常用通信設備として、本庁、各 支所・地区市民センター及び孤立想定 地区に配置している。また、必要に応 じて災害対応職員や避難所等に配置す る。 	<ul style="list-style-type: none"> 無線機器の取 り扱いを習得 する必要がある
伊賀市防災・情 報アプリ (HAZARDON)、防 災情報メール、 SNS(フェイス ブック・LINE等)	携帯電話電 波網(データ 領域)	<ul style="list-style-type: none"> 市が発令する避難情報や気象情報等を 通知する携帯電話アプリ等 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の携帯電 話で設定する 必要がある
市防災行政無線	地上系無線	<ul style="list-style-type: none"> 市から屋外スピーカーにより情報伝達 する 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外スピーカ ーのため、音 声情報が届く 範囲が限ら れ、風雨時 には音声情報 が聞き取りに くい 地震に対し、 相対的に弱い
地域衛星通信 ネットワーク	衛星系無線	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町、国、全国自治体との間で直 接連絡可能 	<ul style="list-style-type: none"> 雨雲等の影響 を受けやすい
消防防災無線	地上系無線 衛星系無線	<ul style="list-style-type: none"> 県と消防庁間の電話、ファクシミリ及 び消防庁からの一斉通報が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地上系無線は 地震に対し、 相対的に弱 く、衛星系無 線は雨雲等の 影響を受けや すい
中央防災無線	地上系無線 専用有線回 線	<ul style="list-style-type: none"> 県と中央省庁等間の電話、ファクシミ リ及びテレビ会議等が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、 相対的に弱い

通信手段	種類	概要	課題
三重県防災情報提供プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、県地方災害対策部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、市民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ.jp」ホームページ、市民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関にアラートを通して提供するとともに、「防災みえ.jp」ホームページにより市民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
消防救急デジタル無線	地上系デジタル無線	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部と消防署、消防車・救急車等の間の無線網 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、相対的に弱い
衛星携帯電話	衛星通信	<ul style="list-style-type: none"> 通信インフラの整備されていない場所での通話が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 雨雲の影響を受けやすい 衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない
衛星インターネット通信機器	衛星通信	<ul style="list-style-type: none"> 通信インフラの整備されていない場所での高速・大容量のインターネットの利用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない

■市が実施する対策

防災情報システム等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、市は県と防災関係機関相互の通信回線の確保にあたる。

1 通信手段の確保

市は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、市防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

(1) 電話による通話

市及び関係機関は、通信設備の優先利用についてNTT西日本三重支店とあらかじめ協議し、使用手続きを決めておく。

ア 非常通話

天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な事項を内容とする通話は、すべて手動接続通話に優先して接続される。

イ 緊急通話

災害の発生、重大な事故等緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の予防、援助、復旧等を内容とする緊急通話については、非常通話の次順位として手動接続通話により接続する。

(2) 無線通信

災害時の手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信手段には、市の保有する無線網を有効に利用して情報の疎通に支障のないようにする。

(3) 電報による通信

ア 非常扱いの電報

災害による非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

電報発信にあたって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

(※22時以降～翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- ・非常扱いの電報であること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

イ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

電報発信にあたって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

(※22時以降～翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- ・緊急扱いの電報の申込みであること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

(4) 非常通信

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、三重県地域防災計画の定めるところにより非常通信を利用して通信する。

また、非常通信協議会は、災害時に相互の通信を確保するため、平常時より会員相互の連携及び通信訓練を実施し、その体制を強化する。

(5) 県防災行政無線による通信

災害時において、市、県等防災関係機関は、相互に無線電話及びファクシミリを利用し、幅広く正確な情報交換を行う。

(6) MCAによる通信

災害時において、電話等が不通になった場合は、各支所・地区市民センターに配置及び防災危機対策局が保有しているMCA無線機を活用し、市内の災害対策の各種情報の伝達及び報告等を行う。

(7) 孤立地域の通信

災害により孤立した地域で電話等が不通になった場合は、孤立の可能性が高い集落の公民館等に設置しているMCA無線機等を活用し、迅速かつ的確な情報の伝達及び連絡を行う。

2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、警戒レベルが付された避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、市は伊賀市防災・情報アプリ(HAZARDON)、防災情報メールやMCA無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車や市ホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災害対策本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想され

る場合は、三重県防災行政無線の活用や、県災害対策本部に対する緊急派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

3 通信設備の応急復旧

(1) 専用通信

風水害等の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有効な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市、県警察、気象台、国土交通省、さらに電力・ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっており、適切な応急措置が要求される。

各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に注意して対応が図られるように努める。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発電施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時にこれらの点検整備を行っていくことが必要である。

ウ 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配備し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努める。

エ 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、災害時に備えるよう努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<固定通信事業者の実施する対策>

1 応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

ア トラフィック疎通状況（通信回線やネットワーク上で送受信される信号やデータの情報量及びその流れ）、交換機等通信設備の監視強化

① 対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施するものとする。

また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認するものとする。

② 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認するものとする。

イ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定されるため、重要ケーブル等については、その影響度合を確認するものとする。

2 応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧するものとする。

なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施

するものとする。

(1) 緊急復旧（初動体制）

発災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確認するまでの対策とするものとする。

ア 対策

- ① 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- ② テレビ・放送回線の救済
- ③ 長期避難所への特設公衆電話設置

イ 復旧方法

- ① 移動無線機等の活用
- ② 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- ③ 中継送路のマイクロ方式による救済
- ④ 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確認するまでの対策とするものとする。

ア 対策

- ① 重要加入者及び重要専用線の救済
- ② 公衆電話の復旧
- ③ 孤立地域（村落）の通信途絶解消

イ 復旧方法

- ① 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- ② 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被災地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策とする。

3 孤立地域の通信の確保

災害による孤立の可能性のある特定地域の通信途絶を防止するため、災害時における通信の確保を図るものとする。

<移動通信事業者の実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施するものとする。

- ア 関係部局等への情報伝達体制の確保
- イ 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ウ 市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災害対策本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ア 設備の常時監視により被災状況の情報収集を行うものとする。
- イ 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を行うものとする。

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたっての広報活

動を行うものとする。

- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- イ 通信の途絶又は利用制限を実施した理由及び状況
- ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- エ 住民に対して協力を要請する事項
- オ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- カ その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要がある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより応急的な通信を確保するものとする。

2 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備での復旧工事を実施し通信の疎通を早急に確保するものとする。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努めるものとする。

順位	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、県警察、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関、放送事業者
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施するものとする。

3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図るものとする。

<東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）の実施する対策>

1 非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して非常通信を確保するための協力を求めることができるものとする。また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びMCA無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、市は、必要に応じて要請を行う。

<その他の防災関係機関の実施する対策>

1 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には適切な通信手段を用いて相互に連絡を取れる体制を構築するものとする。

2 通信手段が確保できない場合の対応

(1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信を利用して通信するものとする。

(非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照)

(2) 市災害対策本部への連絡員派遣

市災害対策本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を県災害対策本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努めるものとする。

3 通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下、若しくは停止した場合には、必要な要員や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行うものとする。

第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求

第1項 活動方針

○市民の生命、身体及び財産を保護するために、市長が自衛隊の支援を必要と判断したときは、基本法第68条の2の規定に基づき、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県への自衛隊災害派遣要請の要求	防災総括部(総括班)	災害対策会議での意思決定後速やかに	・被害状況
受入体制の整備	防災総括部(総括班) 消防本部(消防班) 各部	派遣要請後速やかに	・派遣状況(自衛隊)
撤収要請	防災総括部(総括班) 各部	災害対策会議での意思決定後速やかに	・活動状況(自衛隊)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請書に次の事項を記入し、県地方災害対策部(伊賀地域防災総合事務所長)を経由して知事に提出する。ただし、事態が急を要するときは、知事(県災害対策本部総括班)へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。この場合、市長は、事後速やかに陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知した旨を知事に通知する。

- ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
(特に災害区域の状況を明らかにすること。)
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

※ 緊急時派遣要請要求先電話番号

要 請 先	所 在 地	電 話 番 号
三重県防災対策部災害対策課	津市広明町13番地	059-224-2186
陸上自衛隊 (第33普通科連隊長)	津市久居新町975番地	059-255-3133 (内線236. 夜間302) 三重県防災行政無線20-4010

(2) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した地域の市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定める。

- ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水費、入浴料
- ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用
- エ その他必要な経費については、事前に協議しておく。

(3) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行った上、知事へ撤収要請書により撤収要請を行う。

(4) 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第2項ただし書きに規定する自主派遣）

この場合、市長等は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる。

(5) 航空機による災害派遣とヘリポートの指定

市が災害時に航空機による救助を受ける必要がある場合の要請手続き及びその受入れのためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

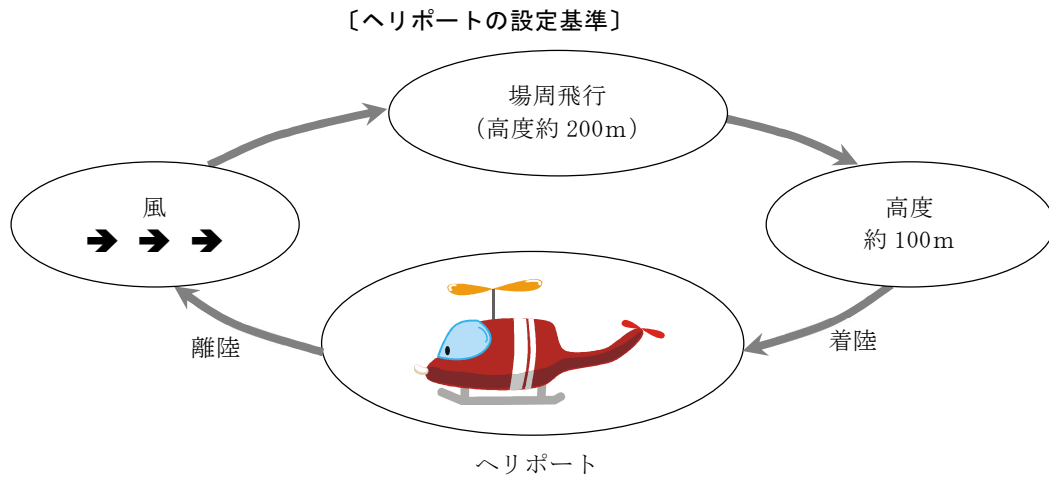
ア 航空機派遣要請の受入れ準備

- ① 派遣要請を行う場合は、前記「陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図」に示す要請手続きによるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き資料に記載されているヘリポートを使用する。）、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災情報システムその他の方法で県に連絡を行うこと。
- ② ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流しや発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- ③ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10mの⊕印を造形し、上空より降下場所選定に備えておくこと。
- ④ 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別が容易な灯火標識の掲示を行うこと。
- ⑤ 着陸場と市役所及びその他主要箇所と通信連絡手段を確保しておくこと。

イ ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分にしておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県にその概要（略図添付）を報告すること。

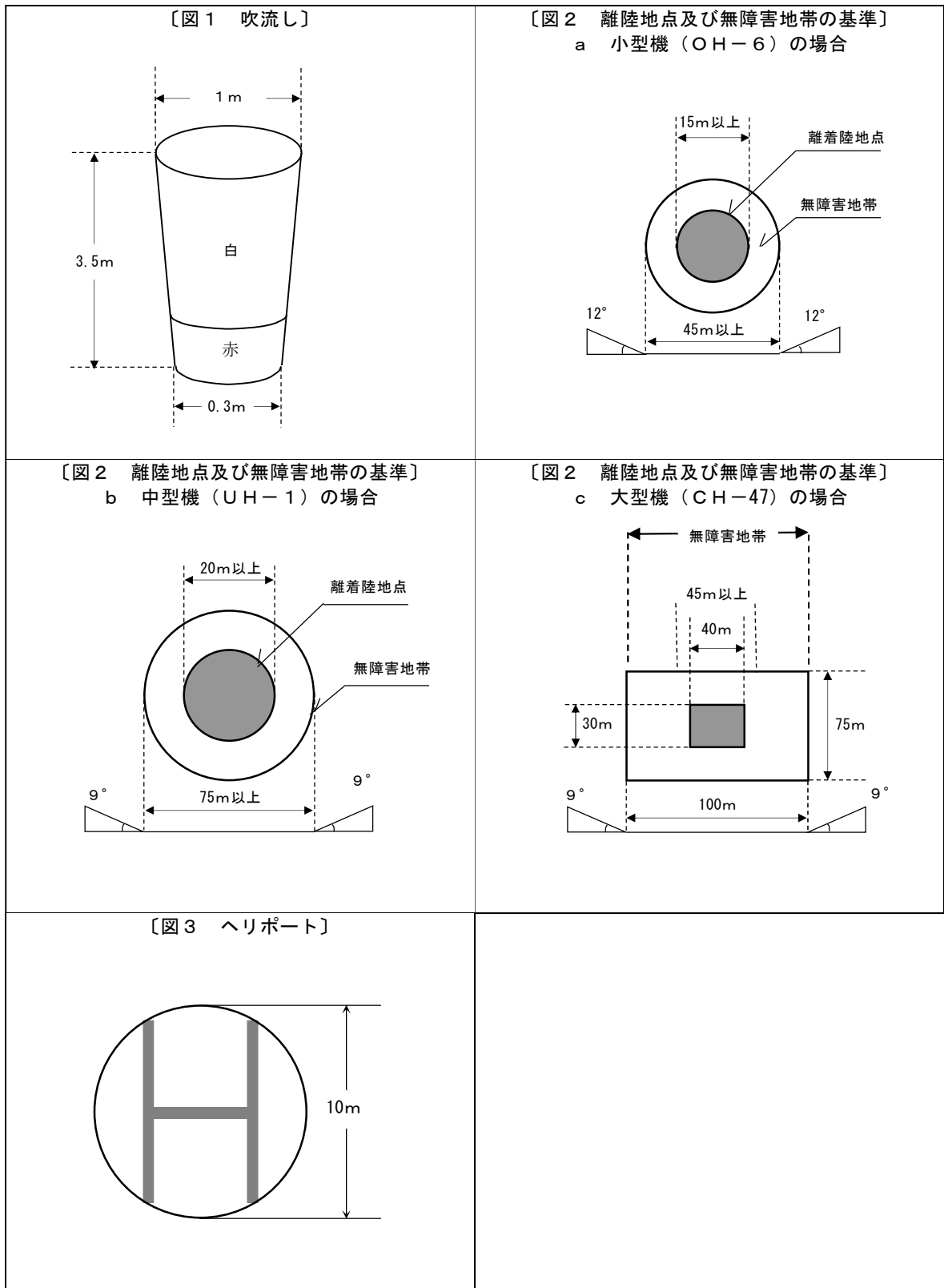
- ① 面積を変更した場合
- ② 地面に新しく建物又は建築物が施設された場合
- ③ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- ④ 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの侵入に新しく障害を加えた場合
- ⑤ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合



設定にあたっては次の事項に注意すること。

- a ヘリコプターの機能を事前に確認しておく。ヘリコプターは風に向かって通常約 12° 以下の上昇角、降下角で離陸し、垂直に離着陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- b 地面は堅固で傾斜 9° 以内であること。
- c 四方に仰角 9° （OH-6の場合は 12° ）以上の障害物がないこと。また、離着陸に要する地積は（図2）に示すとおりである。
- d 風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てる。吹流しの標準寸法は図のとおりであるが、できなければ小さいものでもよい。（図1）
- e 着陸地点には石灰等を用いて、Ⓜの記号を標示して着陸中心を示す。（図3）
- f 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備する。
- g 大型車両等が進入できること。
- h 林野火災対策に使用する場合は、面積（ $100\text{m}\times 100\text{m}$ 以上）、水利（ 100t 以上）を考慮する。
- i ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずる。

(4) 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い



※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

- 1 災害時の自主派遣 (自衛隊法第83条第2項ただし書規定)

災害の発生により、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

《自主派遣の判断基準》

- (1) 災害に際し、関係機関に対して情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
- (2) 災害に際し、県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- (4) その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

2 災害派遣時に実施する救援活動

(防衛省防災業務計画 第三 8 災害派遣時に実施する救援活動)

- (1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- (2) 避難の援助（誘導、輸送）
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水の支援
- (10) 救助物資の無償貸与又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去等

3 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限

(基本法第63条～第65条、第76条及び第94条)

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はその他災害がまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができるものとする。この場合において当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長等に通知しなければならないものとする。

- (1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- (2) 避難の措置・立入
- (3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物等の除去等
- (6) 市民等を応急措置の業務に従事させること

4 連絡員の派遣

災害発生時等、県と連携して災害応急対策活動等にあたる場合は、県又は市災害対策本部に連絡員（リエゾン）を派遣し、災害対策本部との調整・連絡にあたらせるものとする。

第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の 確保と運用

第1項 活動方針

- 災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を迅速かつ的確に収集し、関係機関へ連絡する。
- 大規模な災害と認められる場合、初期段階で概括情報を収集し、災害規模の把握に努める。
- 災害関連情報の提供等にあたっては、市民や地域の協力を積極的に求める。
- 災害関連情報の提供や広報にあたっては、報道機関と緊密に連携する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・伝達	地域力創造部(情報班) 地域連携部(地域対策班) 防災総括部(総括班)	市災害対策本部設置後速やかに	・災害関連情報全般(防災関係機関)
被害情報等の収集及び報告	地域力創造部(情報班) 地域連携部(地域対策班) 財務部(物資・被害調査班) 防災総括部(総括班)	市災害対策本部設置後速やかに	・災害関連情報全般(防災関係機関)
市民等の安否情報の収集	地域力創造部(情報班) 地域連携部(地域対策班) 防災総括部(総括班)	市災害対策本部設置後速やかに	・災害関連情報全般(防災関係機関)
通信ボランティアの活用	地域連携部(地域対策班) 防災総括部(総括班)	随時	・災害関連情報全般(防災関係機関)
住民への広報・広聴	総務部(広報班)	随時	・災害関連情報全般(防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害情報の収集・伝達

(1) 情報収集・連絡

消防機関や県警察、住民自治協議会や自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に、要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努め、収集した情報は、各地区市民センター及び支所を通じて迅速に市災害対策本部に連絡する。また、各部(各班等)は、所管する施設や関係団体等に関する被害情報を収集し、市災害対策本部(情報班)に報告する。

(2) 情報の連絡手段

市は、防災関係機関から三重県防災情報システム、電話、ファクシミリ、携帯電話等の通信手段で情報連絡を受ける。

(3) 県等への報告等

市は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害の発生状況等の情報を収

集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた範囲から直ちに県地方災害対策部又は緊急派遣チームを通じ、県災害対策本部へ連絡する。また、安否不明者及び行方不明者については、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

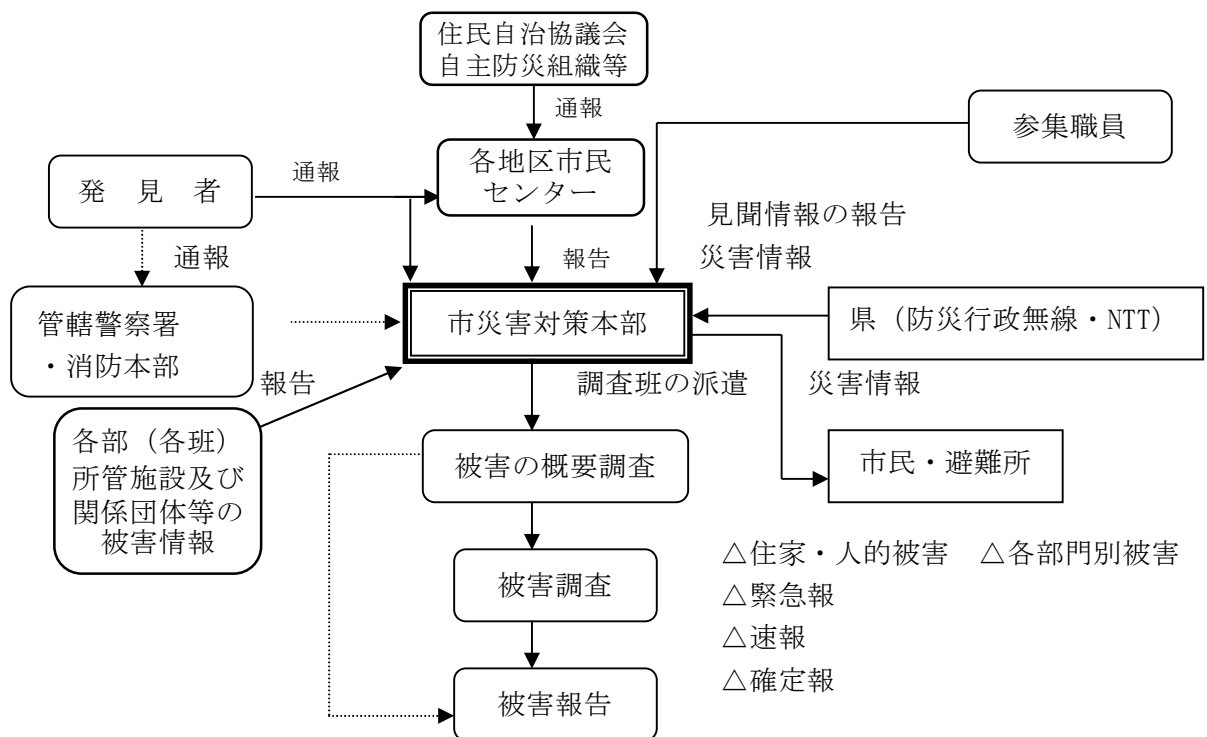
なお、通信の途絶等により県災害対策本部に連絡できない場合は、市から直接消防庁へ連絡する。さらに、災害発生に伴い実施する応急対策の活動状況を、県地方災害対策部又は緊急派遣チームを通じて県災害対策本部へ報告する。

2 収集すべき情報の内容

市は、防災関係機関から災害情報等を収集する。

災害の発生に対して、災害応急対策を実施するために必要な情報は概ね次のとおりである。

〔情報収集・報告の流れ〕



〔防災関係機関から収集する情報の内容〕

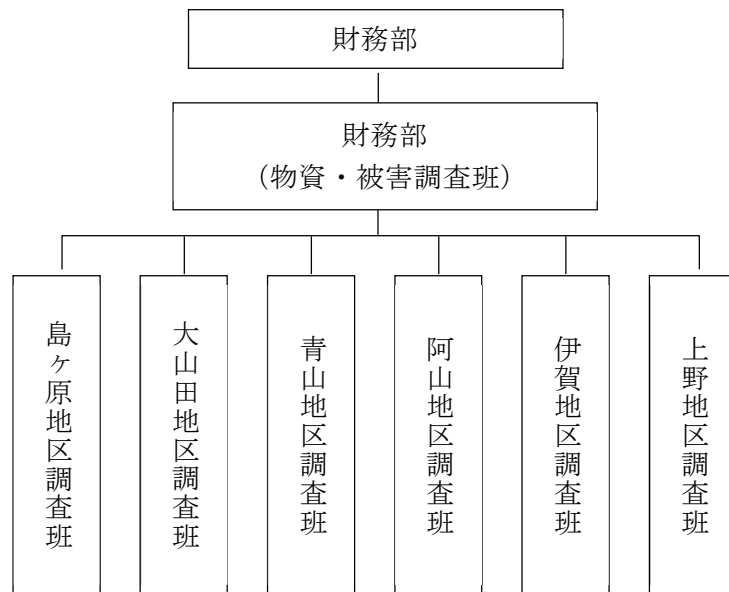
必要な情報	主な情報収集機関
① 災害の発生状況	消防機関、管轄警察署、住民自治協議会、自主防災組織等
② 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	管轄警察署、消防機関、住民自治協議会、自主防災組織等
③ 家屋の倒壊	管轄警察署、消防機関、住民自治協議会、自主防災組織等
④ 電気、ガス、水道、下水道、通信施設の被災状況及び応急復旧状況並びにその見通し	中部電力パワーグリッド株式会社、三重県伊賀LPガス協議会、伊賀市上下水道部、NTT西日本株式会社、一般財団法人移動無線センター、株式会社NTTドコモ東海、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社ケーブルコモンネット三重等

必要な情報	主な情報収集機関
⑤主要道路、鉄道等の交通施設の状況及び交通状況	三重県県土整備部、中部地方整備局北勢国道事務所、管轄警察署、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、伊賀鉄道株式会社、三重交通株式会社等
⑥堤防、護岸の状況	三重県県土整備部、近畿地方整備局木津川上流河川事務所、独立行政法人水資源機構（木津川ダム総合管理所）等
⑦市民の避難状況	管轄警察署、消防機関、住民自治協議会、自主防災組織等
⑧学校、病院、社会福祉施設等重要な施設、物の被害状況	施設の管理者、管轄警察署
⑨生活必需品、防災関係物資等の需給状況	住民自治協議会、自主防災組織、消防団等
⑩治安状況	管轄警察署
⑪各機関の行った応急対策	各防災関係機関（住民自治協議会、自主防災組織等）

3 情報収集体制及び伝達系統

災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を把握し、併わせて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部各班において所掌事務に基づき被害状況の調査を実施する。また、本調査のうち、建物の被害調査については次のとおり調査部を編成し、調査を担当する。

〔調査部の編成〕



※ 各地区調査班に地区調査班長を置く。

4 被害状況等の収集及び報告

(1) 災害の報告

市内に災害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領、火災・災害等即報要領に基づき、三重県防災情報システムを通じて県にその状況等を報告する。

(2) 報告責任者

ア 災害情報及び被害報告は、災害対策上極めて重要なものであることから、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任をもつ。

イ 県への災害情報及び被害報告は、防災総括部総括班が遅延なく県へ報告する。

(3) 報告の要領

ア 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

- ① 概況速報
- ② 災害速報
- ③ 被害速報
 - a 中間報告
 - b 確定報告

イ 報告の内容と時期

① 概況報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を主とし、全般的な状況を主とするもので、様式（1）（三重県災害対策活動実施要領）に基づく内容とし、市から県地方災害対策部（伊賀地域防災総合事務所）を経て、県災害対策本部事務局総括班に報告する。

なお、様式（1）の代替として、被害速報送受信票も可とする。

特に、以下のa～fに該当する災害が発生した場合には、速やかに報告する。

- a 救助法の適用基準に合致するもの
- b 県、市が災害対策本部を設置したもの
- c 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- e 災害による被害が軽微であっても、今後上記a～dの要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの
- f 崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、破堤等による人的被害又は住家被害が生じたもの等、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により県地方災害対策部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、連絡がとれるようになるまで市は直接消防庁へ連絡する。

また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等（直接即報基準に該当するもの）については原則30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で第1報を県地方災害対策部（伊賀地域防災総合事務所）のほか、直接消防庁に対しても報告する。

なお、県と連絡が取れるようになったあとの連絡は、原則に戻って県に対して行う。

② 災害速報

被害状況が判明次第逐次報告するもので、被害速報送受信票及び様式（2）（三重県災害対策活動実施要領）に基づく内容とし、市から県地方災害対策部（伊賀地域防災総合事務所）を経て県災害対策本部事務局総括班に報告する。ただし、通信手段の途絶、輻輳等により県地方災害対策部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、市は直接消防庁へ連絡する。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行う。

住家の被害状況が救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の速報とは別に様式（1）による住家等被害状況速報を伊賀保健所を経由して県災害対策本部に報告する。

③ 被害報告

a 中間報告

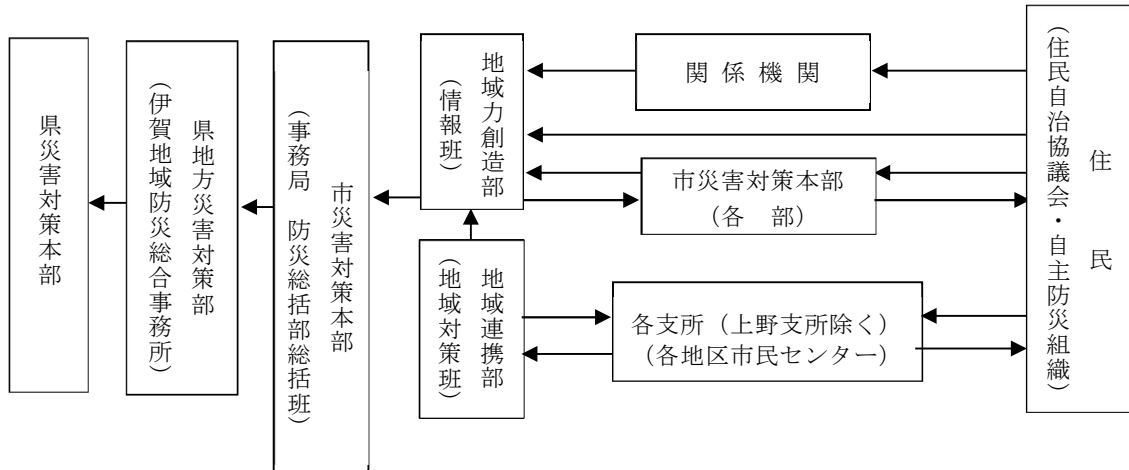
前記①、②の速報の段階において報告を求められたときは、その都度、所定の様式項目により県関係地域機関に報告する。

b 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令、その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告する。

報告要領は、「a 中間報告」のとおりとする。

〔災害報告系統図〕



被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、即ち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だ著しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 ※住家被害戸数については「独立して家庭生活を営む事ができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位として算定する。 ※「損壊」：住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったもの。 ※「主要な構成要素」：住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を滅失したもの、即ち住家の損壊が甚だ著しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
	準半壊に至らない (一部損壊)	住家の損壊程度が半壊に至らないもの。ただし、窓ガラス数枚程度割れたものは除く。

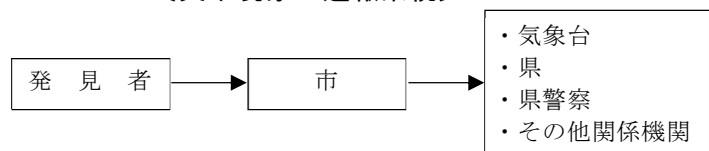
被害項目		報告基準	
非住家被害	非住家	住家以外の建物で他の被害個所項目に属さないもの。ただし、これらの施設に人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
	公共建物	例えば、市庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。	
その他	田・畑	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育に供する施設。	
	道路	道路法に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの。 ※がけ崩れ、地すべり等により生じた道路に係る被害については、「道路崩壊」、「道路閉塞」として記入する。	
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。	
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川及びその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。	
	砂防	砂防法に規定する砂防施設及び同法が準用される砂防のための施設、又は同法の規定によって同法が準用される天然の河岸。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害。	
	電話	災害により通信不能になった一般回線数のうち最大時の回線数。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。	
	水道	断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。	
	被災世帯	災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又は同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。	
被災者	被災世帯の構成員。		
避難の状況	避難指示等の発令状況並びにそれらの情報による避難者数。		

(4) 異常現象発見時の通報

「異常現象」の通報を受けた市は、直ちに次の機関に通報又は連絡する。

- ア 気象台
- イ 県
- ウ 県警察
- エ その他関係機関

〔異常現象の通報系統〕



5 市民等の安否情報の収集

大規模な災害が発生した場合、多数の情報が錯綜し、正確な市民等の安否情報を収集することが困難になるおそれがあることから、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者及び行方不明者について、防災関係機関並びに住民自治協議会、自主防災組織、自治会等の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

(1) 市災害対策本部

市災害対策本部は、多数の者を収容する施設の把握に努め、大規模な災害が発生した場合における市民等の安否情報を集約する。

(2) 市民

市民は、大規模な災害が発生した場合、家族が離れ離れになったときのため、あらかじめ連絡方法や避難場所等を定めておくものとする。また、災害伝言ダイヤル等を活用し、電話の輻輳の緩和に努めるものとする。

(3) 自主防災組織

自主防災組織は、市民の正確な安否情報を把握するため、大規模災害が発生した場合の集合場所（一時避難所等）をあらかじめ定めておき、市民に周知しておくものとする。また、自主防災組織の情報収集班は、集合場所に参集しない市民の安否について情報収集に努めるものとし、事態がある程度落ち着いた段階で、収集した市民の安否について、各市民センター及び支所を通じて市災害対策本部へ報告するものとする。

(参考) 主要交通機関の災害速報

災害時における主要交通機関の運行状況等は、必要に応じ、次の機関により収集する。

1 西日本旅客鉄道株式会社

関西本線、草津線

近畿統括本部 伊賀上野駅（電話 0595-28-3613）

関西本線（柘植－島ヶ原）

草津線（柘植）

2 近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 大阪統括部 運行課

平日の昼間（電話 06-6775-3433）

平日の夜間及び土、日、祝日（電話 06-6772-9436）

鉄道路線全線

3 三重交通株式会社

三重交通株式会社伊賀営業所

（電話 0595-66-3715）バス路線全線

4 伊賀鉄道株式会社

伊賀鉄道株式会社上野市駅

（電話 0595-21-3231）

6 通信ボランティアの活用

(1) 大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、インターネットの利用者やアマチュア無線家といった通信ボランティアの協力を得る。

(2) ボランティアの募集

ア インターネット利用者のボランティア活用は、平常時から市ホームページ等を通じて協力を促す。

イ アマチュア無線家のボランティア募集は、日本アマチュア無線連盟三重県支部、伊賀地区防災アマチュア無線連絡協議会及び日本赤十字社三重県支部無線奉仕団の協力を得て行う。

7 住民への広報・広聴

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災情報システム等を用いて情報提供するほか安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確かな情報の提供に努める。また、避難情報等に関しては、緊急速報メール、伊賀市防災・情報アプリ（HAZRADON）、防災情報メール、SNS（フェイスブック・LINE等）、Lアラート（テレビ、ラジオ等）、市ホームページ、ケーブルテレビ（文字放送等）を活用する等、伝達手段の多様化・多重化を図る。

【広報内容】

- ① 災害発生の状況（被害状況）
- ② 気象状況
- ③ 市災害対策本部に関する情報
- ④ 救助・救出に関する情報
- ⑤ 避難に関する情報
- ⑥ 被災者の安否に関する情報
- ⑦ 二次災害危険性に関する情報
- ⑧ 主要道路状況
- ⑨ 公共交通機関の状況
- ⑩ ライフラインの状況
- ⑪ 医療機関及び救護所等の状況
- ⑫ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑬ 公共土木施設状況
- ⑭ 防疫・衛生に関する情報
- ⑮ 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- ⑯ ボランティア及び支援に関する情報
- ⑰ 住宅に関する情報
- ⑱ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

市長が報道機関（ケーブルテレビを除く。）による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。また、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

■市民や自主防災組織が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡

(1) 異常現象の発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市又は管轄警察署に通報するよう努めるものとする。

(2) 市民による安否情報の収集

市民は、大規模な災害が発生した場合、家族が離れ離れになったときのため、あらかじめ連絡方法や避難場所等を定めておくものとする。また、災害用伝言ダイヤルを活用し、電話の輻輳の緩和に努めるものとする。

(3) 自主防災組織による安否情報の収集

自主防災組織は、地域内市民の正確な安否情報を把握するため、大規模な災害が発生した場合の集合場所（一時避難所等）をあらかじめ定めておき、地域内市民に周知しておくものとする。また、自主防災組織の情報収集班は、集合場所に参集していない市民の安否について情報収集に努めるものとし、事態がある程度落ち着いた段階で収集した地域内市民の安否について、各地区市民センター等を通じて市災害対策本部へ報告するものとする。

第5節 広域的な応援・受援体制の整備

第1項 活動方針

《応援体制》

○各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築する。

《受援体制》

○県に対する要請、及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の支援の受入れ体制を構築する。

第2項 主要対策項目

応援体制

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請の受理	防災総括部(総括班)	随時	・被災状況(要請元自治体) ・応援要請内容(資源(人・物)等)
情報収集のための職員の派遣	総務部(動員班)	各協定に基づく派遣基準	・被災状況(要請元自治体) ・移動ルート
応援内容の検討	各部 総務部(動員班)	随時	・対応可能な資源(人・物)の確保状況(各部局)
応援体制の構築 県外被災地への応援	各部 総務部(動員班)	随時	・具体的な要請内容、 進出拠点(要請元自治体)

受援体制

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請	防災総括部(総括班)	随時	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況
連絡要員の受入れ	総務部(動員班) 防災総括部(総括班)	随時	・受入時期・人数等(応援自治体)
具体的な要請内容の検討	各部 総務部(動員班)	随時	・不足している資源(人・物)の状況
受入体制の構築	各部 総務部(動員班)	随時	・受入時期・資源(人数・数量)・場所

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

《応援体制》

1 各協定等に基づく応援要請の受理

市は、三重縣市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の3第4項

や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、関係市町間での定めによるとともに県災害対策本部に対し応援を行う旨の報告を行う。

2 情報収集のための職員の派遣

個別の応援協定等による応援を実施する場合は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。

なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、応援市町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

3 応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告する。

4 応援体制の構築

応援要請に基づく応援活動に先立ち応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。また、応援要員の健康管理や感染症対策等に十分留意するとともに、応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保する。

応援活動の実施にあたっては、応援活動が自活的に行えるよう応援要員の移手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

5 県外被災地への応援

三重県外における災害に対する応援（協定及び基本法第74条の2第4項）についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

《受援体制》

1 各協定等に基づく応援要請

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定ほか各協定及び基本法第67条並びに第68条や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市内の被害状況や応急措置及び災害応急対策の実施に必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

なお、県は、被災市町において災害情報の収集に支障が生じている場合等には、県災害対策本部から緊急派遣チーム又は県地方災害対策部から先遣隊等を派遣し、災害情報の収集に努めるものとする。

2 連絡要員の受入れ

市は、市災害対策本部に県災害対策本部等からの応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受入体制の構築

市は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入れ拠点を確保する。また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等の派遣要請等

第1項 活動方針

- 災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあつせんを求め、要員を確保する。
- 応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等	防災総括部(総括班)	災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況
従事命令等受援状況の取りまとめ	総務部(動員班)	災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等

市長又は市の委員会若しくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は県の職員の派遣要請、派遣のあつせんを求める。

(1) 職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、指定地方行政機関に対して文書で行う。

(2) 職員の派遣あつせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あつせんを県知事に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき文書で行う。

(3) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

(4) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。

2 従事命令等*

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、市長は、当該期間において当該事務を行う。

なお、市長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に県が行う。

※県知事が災害応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、保管命令により、施設・土地・家屋・物資を管理・使用・収用したり、職員に施設・土地・家屋・物資のある場所や物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、物資を保管させた者から必要な報告を得ることができる。

3 受援状況の取りまとめ

受援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し、受援状況の進行管理を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<国及びその他の地方公共団体の対策>

1 災害対策要員の確保

(1) 動員体制の確立

各機関の災害応急対策責任者は、災害時における動員体制を確立するものとする。

(2) 機関相互の応援

応急体制の要員は、その機関において確保するものとする。

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保

第1項 活動方針

- 道路交通渋滞等により人命にかかる応急対策活動が支障をきたさないよう交通を確保する。
- 発災後の緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行う緊急輸送道路及び緊急交通路を迅速に確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路交通情報・被害情報の収集	地域力創造部(情報班) 建設部(土木河川班) 消防本部(消防班)	情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者等)
道路パトロール時における緊急時の措置	建設部(土木河川班) 消防本部(消防班)	発災後速やかに	・市内の被災状況や道路情報(関係機関等)
交通規制の実施	建設部(土木河川班) 消防本部(消防班)	緊急交通路の通行可能を確認でき次第	・市内の被災状況や道路情報(関係機関等)
災害輸送の方法	財務部(管財班)	災害対応車両の被災状況を確認でき次第	・協定先企業等の被災情報

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 道路交通情報・被害情報の収集

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、伊賀建設事務所と連携し、主要道路等の監視用テレビカメラの活用やパトロールなどにより、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

2 道路パトロール時における緊急時の措置

(1) 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

(2) 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生(発生のおそれのある場合を含む。)に遭遇したときは、直ちに市災害対策本部及び関係機関にその状況を報告し、通行規制等を実施する。

(3) 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、基

本法第76条の3第4項及び第6項の規定により次の「路上放置車両に対する措置」により警察官のとり措置を行うことができる。ただし、消防吏員のとり措置については、直ちに管轄警察署長に通知しなければならない。

(4) 住民への周知

前記の災害が附近の住民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

3 交通規制の実施

道路管理者は、基本法第76条の6に基づき、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるとき、その管理する道路についてその区間を指定して、車両等の運転者等に対し、車両等を道路外へ移動すること等を命じることができるものとする。

4 災害輸送の方法

(1) 主な輸送手段

- ア 貨物自動車等による輸送
- イ 鉄道による輸送
- ウ 航空機による輸送
- エ 作業員等による輸送

(2) 緊急輸送

緊急輸送手段を確保するため、市が保有する車両等の一括管理により緊急車両を調達する。

(3) 輸送力の確保

- ア 市は、あらかじめ保有する車両の数、種類等を把握し、輸送計画を作成する。
- イ 営業車を所有する者に協力を求める。
 - ① 乗合自動車、貨物自動車
 - ② 三重交通株式会社伊賀営業所
 - ③ 特殊自動車
 - ④ 三重県トラック協会伊賀支部

(4) 災害時の車両燃料の確保

災害時における車両燃料や庁舎（災害対策本部）等で使用する燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所の協力により確保を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<県警察の対策>

1 交通規制の実施

警察官は、基本法第76条の3第1項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。また、現場に管理者等がないため命じることができない場合は、自らその措置を行うものとする。

2 緊急通行車両等の確認

(1) 災害発生前の緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

- ア 災害応急対策が円滑に行われるよう、災害発生前に災害応急対策に従事する関係機関

の届出により、緊急通行車両等として使用する車両について、緊急通行車両確認証明書及び標章を交付するものとする。

イ 受付は、管轄警察署交通課において行うものとする。

(2) 緊急通行車両等事前届出済証の携行車両への対応

災害時において、緊急通行車両等事前届出済証を携行している車両の使用者に対して、緊急通行車両として確認後、緊急通行車両確認証明書及び標章を交付するものとする。

(3) 緊急通行車両等確認の取扱い

上記(1)(2)の緊急通行車両等の確認は、警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊及び災害時に設置される交通検問所において取り扱うものとする。

3 緊急交通路の周知

消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行うものとする。

<自衛隊の対策>

1 路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し現場に警察官がいない場合に限り、警察官のとることのできる措置を行うことができるものとする。ただし、自衛官のとした措置については、直ちに管轄警察署長に通知しなければならないものとする。

2 応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、県、市町、中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所道路の道路啓開又は応急復旧工事を行うものとする。

<中部地方整備局の対策>

1 状況の把握

道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。また、ヘリコプター、無人航空機等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるとともに、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努めるものとする。

2 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板、道路情報提供システム等により周知するものとする。

3 応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、道路啓開等に関する計画に基づき道路啓開を実施し、緊急輸送道路を早期に確保するものとする。また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。

4 排水作業の実施

冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活

動を行うため、排水作業を行うものとする。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

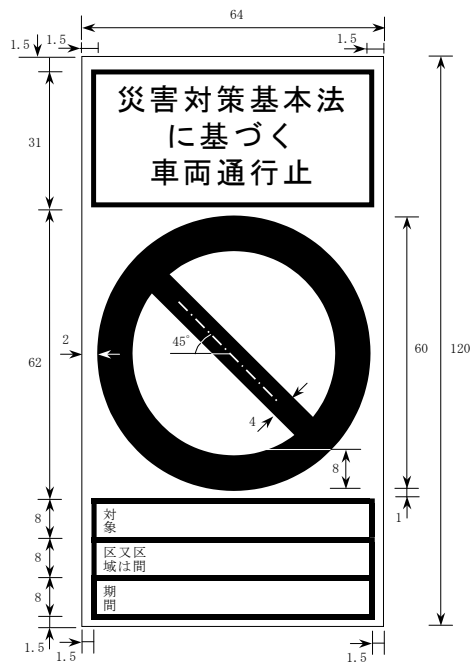
<自動車運転者がとるべき行動>

1 交通規制時の行動

基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならないものとする。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させるものとする。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車するものとする。
- (3) 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車するものとする。

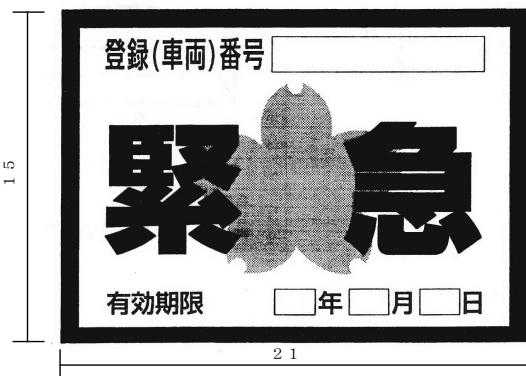
〔通行の禁止及び制限の標示の様式〕



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

〔緊急通行車両標章〕



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第2節 水防活動

第1項 活動方針

○災害発生後の河川、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)等	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
監視、警戒体制の整備	水防団(消防団) 産業農林部(農業施設班) 建設部(土木河川班)	水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・水防管理団体(市) ・県水防支部(各建設事務所)
水門等の操作	水防団(消防団) 産業農林部(農業施設班) 建設部(土木河川班)	河川水位等の状況に応じて速やかに	・気象情報等(气象台) ・河川水位情報(各河川管理者)
応急復旧工事の実施	産業農林部(農業施設班) 建設部(土木河川班) 水防団(消防団)	水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・水防管理団体(市) ・県水防支部(各建設事務所)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 監視、警戒体制の整備

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で区域内の河川堤防やため池を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該施設等の管理者及び市災害対策本部に報告し、必要な措置を求める。また、監視・観測機器の設置にも努める。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川堤防等の管理者及び市災害対策本部に報告するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 水防組織

知事から指定水防管理団体に指定されている本市においては、的確な事前措置及び応急対策を講ずるよう、その規模、地勢条件に応じ、市水防計画に準じて災害に即応できる有効かつ適切な水防体制を確立する。また、出水時には、土のう積みなど迅速な水防活動を実施するよう努める。特に、水防団(消防団)は、市、関係機関と連携し、水防作業の主導的な役割を担う。

なお、水害防止のための情報収集・伝達、予報又は警報の発表・伝達については、地域の要配慮者への周知に留意するとともにその内容や連絡体制等について明確にしておく。

2 水門等の操作

河川管理者及び農業用排水施設管理者は、洪水等の発生を未然に防止するため、管理する堰・水門等の適切な操作を行うとともに、必要に応じ、関係地域や管轄警察署への通知、地域住民への周知等を行う。

3 応急復旧工事の実施

堤防、ため池、水門等が決壊したときは、水防管理者、消防機関の長、消防団長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに施設管理者は二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

第3節 公共施設被災時の応急対策

第1項 活動方針

○市民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し、被害状況を把握するとともに、応急対策を実施することで、二次災害を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路、橋梁にかかる応急対策	建設部(土木河川班) 産業農林部(農業施設班)	被害発生を確認次第	・被害状況(道路管理者等、防災関係機関(出先機関含む。))
土砂災害発生時の応急対策	建設部(土木河川班) 産業農林部(農業施設班)	被害発生を確認次第	・被害状況(防災関係機関(出先機関含む。))
農業用施設にかかる応急対策	産業農林部(農業施設班)	被害発生を確認次第	・被害状況(防災関係機関(出先機関含む。))
林業用施設にかかる応急対策	産業農林部(農業施設班)	被害発生を確認次第	・被害状況(防災関係機関(出先機関含む。))

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 道路、橋梁にかかる応急対策

(1) 被害情報の収集

緊急輸送道路を最優先として被害情報を収集するものとし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や市民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

(2) 通行障害発生時の応急対策

大雨等により道路冠水や法面崩落等の通行障害が生じた場合は、速やかに通行止め等による二次災害防止措置を講じる。

2 土砂災害発生時の応急対策

県から提供される土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報及び土砂災害に関する防災情報や、基本法第61条の2に規定する避難指示等にあたっての技術的助言を活用し、土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。

3 農業用施設にかかる応急対策

(1) 被害情報の収集

農業用施設について、的確な被害情報の収集を図る。

4 林業用施設にかかる応急対策

(1) 被害情報の収集

林業用施設について、的確な被害情報の収集を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<道路管理者が実施する対策>

1 公共土木施設等にかかる応急対策

(1) 道路、橋梁（道路管理者）

「<市が実施する対策> 1 道路、橋梁にかかる応急対策」に準ずる。

第4節 ライフライン施設被災時の応急対策

第1項 活動方針

- 上下水道等について、被害状況を迅速に把握し、二次災害防止措置を講じる。
- ライフライン施設の管理者は、市災害対策本部との連絡体制を確保するとともに、被害状況を迅速に把握し、利用者等への広報に努める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
施設の応急対策活動	上下水道部(各班)	被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害状況

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 上水道施設(市管理)の応急対策活動

(1) 被害状況の把握等

発災後、市が管理する水道施設について、職員を招集して施設の損傷及び機能の確認にあたらせるとともに、被害状況を把握し、市災害対策本部へ報告する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

2 下水道施設(市管理)の応急対策活動

(1) 被害状況の把握等

発災後、市が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行うとともに被害状況を把握し、市災害対策本部へ報告する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<電気事業者の実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施するものとする。

ア 関係部局等への情報伝達体制の確保

イ 施設・設備等の被害状況の把握

ウ 市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ 市災害対策本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2) 情報収集

災害発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握するものとする。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車やホームページ等により地域の利用者に広報するとともに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行うものとする。

<都市ガス事業者が実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施するものとする。

- ① 関係部局等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 市災害対策本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 情報収集

災害発生時においては、ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等によりガス設備の被害情報を把握するものとする。

(3) 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回点検を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握するものとする。

(4) ガス供給停止の判断

- ① 下記に挙げるような大きな災害が確認された地域では即時にガス供給を停止するものとする。
 - a 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の大変動により供給継続が困難な場合
- ② ガス工作物の被害が予想される地域では、直ちに以下のような情報収集を開始し、経時的に得られるそれらの被害状況等からガスの工作物の被害による重大な二次災害のおそれがあると判断される場合は、速やかにガス供給を停止するものとする。なお、二次災害のおそれの有無の判断は、可能な限り速やかに行うものとする。
 - a 道路及び建物の被害状況
 - b 緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況
 - c ガス漏洩通報の受付状況

(5) 緊急連絡体制

災害発生時の被害状況の連絡、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧にかかる情報連絡や救援要請を関係機関に行うものとする。

(6) 利用者等に対する広報

都市ガス事業者は、災害によってガス供給に支障をきたした場合、広報車やホームページ等により地域の利用者に広報するとともに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行うものとする。

<LPガス販売事業者の実施する対策>

- (1) 協会員及び市災害対策本部、関係機関等との連絡体制を確保し、ガス貯蔵施設等の被害

状況、安全確認を行うものとする。被害状況は早急に把握し、二次災害の防止に努めるものとする。また、LPガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、避難場所、公共施設等におけるLPガス設備の安全総点検を実施するものとする。

- (2) LPガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行うものとする。
- (3) その他、LPガス消費設備の安全総点検を行うものとする。
- (4) 安全確認後、早期ガス供給を開始するものとする。

＜コミュニティガス販売事業者の実施する対策＞

「＜都市ガス事業者が実施する対策＞」及び「＜LPガス販売事業者の実施する対策＞」に準ずる。

＜固定通信事業者の実施する対策＞

「第4部第1章第2節 通信機能の確保 ＜その他の防災関係機関が実施する対策＞ 固定通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜移動通信事業者の実施する対策＞

「第4部第1章第2節 通信機能の確保 ＜その他の防災関係機関が実施する対策＞ 移動通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜鉄道事業者の実施する対策＞

1 台風・大雨等時の運転基準及び運転規制区間

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行うものとする。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施するものとする。

- ア 関係部局、駅、列車等への情報伝達体制の確保
- イ 施設、旅客等の被害状況の把握
- ウ 市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災害対策本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 旅客等に対する広報

災害時の利用客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内するものとする。

- ア 災害の規模
- イ 被害範囲
- ウ 被害の状況
- エ 不通線区
- オ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備するものとする。

- イ 災害により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずるものとする。
- ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町、県警察、消防機関等に協力を依頼するものとする。

<一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）の実施する対策>

1 台風・大雨等発生時の運転規制

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行うものとする。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施するものとする。

- ア 関係部局、車両等への情報伝達体制の確保
- イ 施設、乗客等の被害状況の把握
- ウ 市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災害対策本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内するものとする。

- ア 災害の規模
- イ 被害範囲
- ウ 被害の状況
- エ 不通区間
- オ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ア 車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備するものとする。
- イ 災害により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずるものとする。
- ウ 災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町、県警察、消防機関等に協力を依頼するものとする。

(4) 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やホームページ等により周知を図るものとする。

第5節 ヘリコプターの活用

第1項 活動方針

○風水害の発生により、市内で甚大な被害が発生し、陸上での災害応急対策活動に支障が生じた場合には、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出、救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県防災ヘリコプターの応援要請	防災総括部(総括班) 消防本部(消防班)	ヘリコプターが必要な場合速やかに	・ヘリコプターの運航状況(ヘリコプター保有機関)
受入体制の構築	消防本部(消防班)	ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・飛行場外離着陸場の被災状況(各施設管理者)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

市は、ヘリコプターの特性を十分活用できるよう、情報収集に努め、空路からの支援の必要性が認められる場合に応援を要請する。

【ヘリコプター等の活用例】

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動
- (7) 空中消火の実施
- (8) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

1 県防災ヘリコプターの応援要請

市は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合でヘリコプターによる活動が必要と認められる場合、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき県に対してヘリコプターの応援要請を行う。その概要は、次のとおりとする。

(1) 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、市長又は消防長が要請する。

ア 災害が隣接自治体に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 市等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請の方法

知事に対する応援要請は電話等により次の事項について連絡を行うが、事後速やかに「防災ヘリコプター緊急運航要請書(三重県地域防災計画添付資料参照)」により要請する。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 災害現場の指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他の必要事項

(3) 緊急応援要請連絡先

区分	連絡先	N T T回線	地域衛星通信ネットワーク
平日	三重県防災航空隊	TEL 059-235-2555 ファクシミリ 059-235-2557	TEL 7-145-11 ファクシミリ 0-p-7-p-145-19
夜間・休日	三重県防災航空隊	TEL 059-235-2555 ファクシミリ 059-235-2557	TEL 7-145-11 ファクシミリ 0-p-7-p-145-19

県防災対策部 消防・保安課 防災航空班 TEL 059-235-2558 (緊急専用回線)
ファクシミリ 059-235-2557

2 受入体制の構築

市は、ヘリコプターの運航が安全かつ確実にできるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受入体制を整える。

(1) 連絡調整

市災害対策本部又は消防本部とする。

(2) 受入れ場所

災害の発生場所や孤立化など状況により異なるため、その時点での判断とするが、基本としては県に届出しているヘリコプター離着陸場を基本とする。

(3) 離着陸場

県に届け出を行っている離着陸場を基本とするが、地震災害の発生場所や孤立化している状況により、臨時離着陸場を指定する。

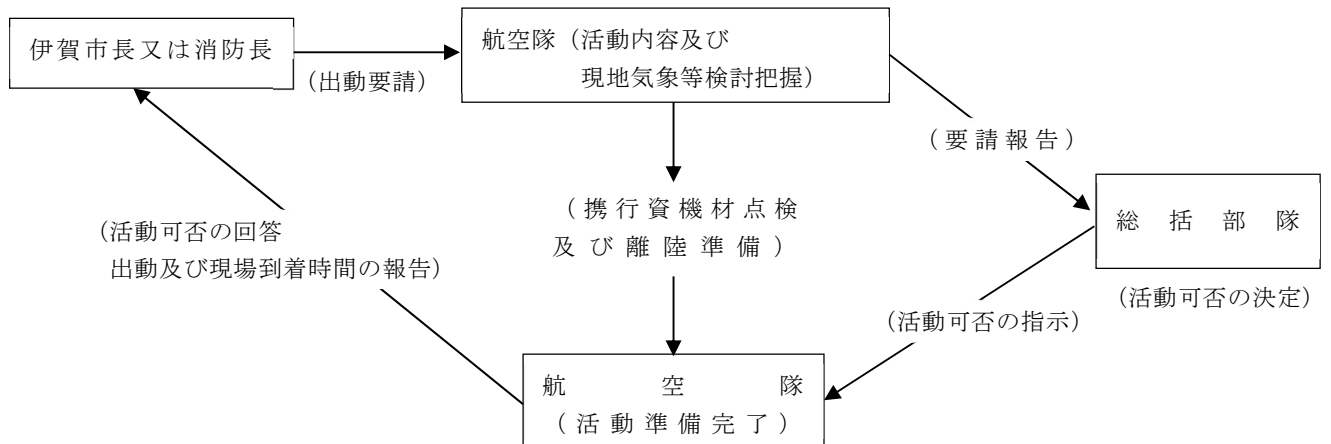
民有地の場合は、所有者の協力を得て指定する。

(4) 安全対策等

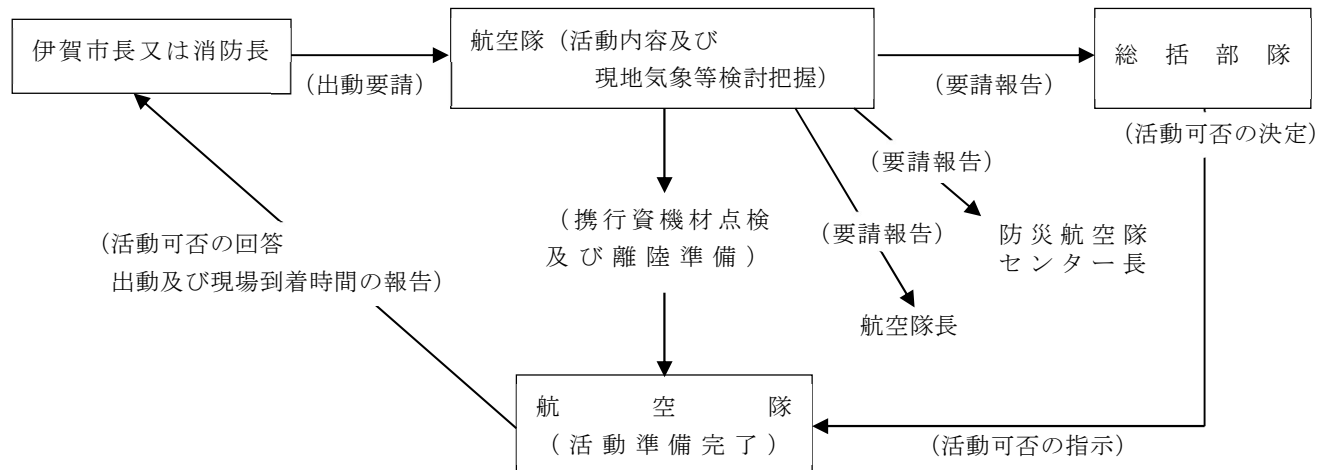
ヘリコプターの受入れ時の安全対策等については、消防本部の指示に従う。

〔防災航空隊緊急運航要請に伴う報告及び指令フロー〕

ア 勤務時間中（平日、月～金 8：30～17：15）



イ 執務時間以外（祝日、土、日曜日）



(5) 場外離着陸場の設置基準

ア 設置手順

- ① その土地の所有者又は管理者の承認を受ける。（承諾書）
- ② 航空隊に次の事項を連絡する。
 - a 所在地（番地まで）
 - b 正確な位置（地図1／5万）
 - c 離着陸地帯、周辺の見取り図（広さ、障害物、付近の不時着適地等）
- ③ 航空隊が当該離着陸場を調査し、管轄する空港事務所長に対し、「飛行場外離着陸許可申請」を行う。

イ 安全対策等

- ① 離着陸地帯は、堅固平坦地とすること。
- ② 離着陸地帯には、ヘリコプターから明瞭に視認できる境界線を示す標識（直径10mの⊕表示）を設けること。
- ③ 離着陸地帯から20～50mに風向指示（吹流し）を設置すること。

- ④ 離着陸地帯及び付近に人の出入りを禁止すること。(安全員を配置すること。)
- ⑤ 付近に道路があるときは、離着陸の際、一時通行止めの措置をとること。
- ⑥ 離着陸地帯(離着陸方向)近くの進入区域内は、人又は物件が存在しないよう開放すること。
- ⑦ 砂塵等の飛散防止のために、事前に散水等の処置をとること。
- ⑧ 飛散又は転倒するおそれのある障害物等は、事前に撤去又は移動しておくこと。
- ⑨ ヘリコプターの離着陸時の騒音、砂塵飛散等については、周辺住民に事前周知しておくこと。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<指定地方行政機関及び自衛隊の実施する対策>

1 被害情報の収集

風水害の発生により市内に甚大な被害が想定される場合には、各機関の判断により独自に情報収集を開始するとともに市災害対策本部等、関係機関間での情報共有に努めるものとする。

2 要請に基づく活動

市災害対策本部から要請があった場合には、市災害対策本部と調整の上、必要な活動を実施するものとする。

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節 救助・救急活動

第1項 活動方針

- 発災後、72時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、県警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 発災後は、要救助者が多数発生し、自衛隊、県警察及び消防機関のみでは対応が困難な状況となることが想定されるため、消防団や住民自治協議会、自主防災組織・自治会を始めとする市民、事業者が、可能な限り、居住者、従業員等の救助・救急活動にあたる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
救助・救急活動の実施	健康福祉部(各班) 消防本部(消防班) 地域連携部(地域対策班)	市災害対策本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(消防、県警察) ・応援要請(県、市町)
消防活動の実施及び応援・受援	消防本部(消防班)	市災害対策本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(消防、県警察) ・応援要請(県、市町)
活動拠点等の確保	防災総括班(総括班) 消防本部(消防班)	市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(消防、県警察)
重機・資機材の調達等	財務部(調達班)	市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(消防、県警察)
惨事ストレス対策	総務部(動員班) 消防本部(消防班) 健康福祉部(救助防疫班)	随時	・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状態

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 救助・救急活動の実施

市は、消防機関の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

なお、市単独では十分な救助・救急活動が困難な場合は、県へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに管内における自衛隊、県警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

【救助活動】

(1) 実施機関

市災害対策本部は、管轄警察署及び住民自治協議会、自主防災組織等の協力を得て救助活動を実施する。

(2) 救助対象

災害により救助を必要とする対象は、次のとおりとする。

ア 火災時に渦中に取り残された等の場合

- イ 倒壊家屋の下敷きになった等の場合
- ウ がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合
- エ 電車、自動車等による集団的事故が発生した場合
- オ ガス、危険物、化学薬品等の流出、爆発、漏えい等が発生した場合
- カ その他アからオに類する場合

(3) 救助の手順

ア 市災害対策本部は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは、直ちに全力を挙げて救出活動を実施する。

なお、救出困難と認められたときは、管轄警察署、消防機関、住民自治協議会、自主防災組織、市民等の応援を得て実施する。

イ 救出された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に合った医療機関、その他に搬送する。

(4) 救助活動

被災者の救出は、市災害対策本部において迅速に実施することを原則とする。

しかしながら、救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術器具等を必要とする場合もあり、市独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあることから、県、管轄警察署及び自衛隊等と緊密な連携をとり、万全を期する。

ア 本来の救助機関として、迅速かつ優先的に救助活動にあたる。

イ 市は、災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合と締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

(5) 行方不明者の搜索

ア 行方不明者の搜索にあたっては、救助活動に引き続き市災害対策本部が管轄警察署、地域住民等と協力して実施する。

イ 行方不明者や搜索された遺体については、リストに整理する。

ウ 行方不明者が多数いる場合は、受付窓口を設置して、その受付、手配、処理などを円滑に措置する。

エ 搜索が困難な場合には、県に応援を要請する。

オ 行方不明者（安否不明者、死者を含む。）の氏名等の公表については、防災基本計画において人的被害の数について一元的に集約、調整を行うとされている三重県が実施することを基本とし、県内統一した対応を行う。

(6) 関係機関等への応援要請

大規模な災害により市だけで対応できない場合は、消防機関等、県警察、自衛隊等の応援要請を県に依頼する。

【救急活動】

- (1) 市は、医療機関・福祉事業所等の協力を求めて救急活動を実施する。
- (2) 市は、多数の傷病者が発生し、他市町への搬送の応援を必要とする場合、救助活動同様、県に対し救助機関への応援出動を要請する。
- (3) 市は、平常時において、市民に対し応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図る。

2 消防活動の実施及び応援・受援

(1) 消火活動の実施

市は、市内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに住民の避難時における安全確保及び

延焼防止活動を行う。また、速やかに市内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

(2) 協定に基づく応援要請

市は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して「伊賀市における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。この場合において、県災害対策本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

(3) 協定に基づく応援出動

消防相互応援協定を締結している県内市町等から応援要請があった場合は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

3 活動拠点等の確保

市は、県と連携して、自衛隊、県警察及び消防機関等救助機関の応援部隊や宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

4 重機・資機材の調達等

(1) 消防活動に必要な重機・資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。

市は、必要に応じて、民間からの協力等により救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。また、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助資機材の整備に努めるものとし、救急救助資機材の所在についてあらかじめ周知する。

(2) 市は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに非常時の電源等を確保しておく。

5 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

自衛隊は、県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施するものとする。また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行するものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 初期救助活動

大災害が発生した場合には、被害が広域において同時多発し、輸送路も麻痺しやすいことから救助機関が被災地に赴くのに時間を要する。

被災地の住民や住民自治協議会、自主防災組織、自治会等は、初期救助活動を行うものとする。

2 初期救急活動

被災地の住民や住民自治協議会、自主防災組織、自治会等は、応急手当及び医療機関への搬送を行うものとする。

3 初期消火活動

発災直後には、道路交通等の寸断が予測されることから、消防機関が被災地に赴くのに時間を要する。このため、被災地の住民や消防団、住民自治協議会、自主防災組織、自治会等は、出火防止、初期消火及び延焼防止活動を行うものとする。

4 資機材の調達等

地域住民間の協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

第2節 医療・救護活動

第1項 活動方針

- 大規模災害が発生した場合に、急性期から中長期にわたる円滑な医療・救護活動を展開する。
- 発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等をはじめとして人的被害を最小限に抑えることができる体制を速やかに整える。
- 現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行う。
- 後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
医療情報の収集・共有	健康福祉部(救助防疫班) 消防本部(消防班) 市民病院(医療班)	発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等
救護に必要な医薬品、衛生材料の確保	健康福祉部(救助防疫班) 市民病院(医療班)	発災後速やかに	被害状況及び供給体制(医薬品等備蓄所)
医療・救護活動	健康福祉部(救助防疫班) 消防本部(消防班) 市民病院(医療班)	医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等
医療施設の応急復旧	健康福祉部(救助防疫班) 市民病院(医療班)	医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報(医療機関)
災害時の心身のケア対策 収容施設	健康福祉部(救助防疫班)	避難者の収容後	避難者の情報(避難所等)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を迅速に把握し、関係機関との共有に努める。

2 救護に必要な医薬品、衛生材料の確保

災害の状況により医療機関の医薬品等が不足する場合は、県を含む関係機関に対し医薬品等の支給を求める。

3 救護活動

(1) 実施体制

市は、医師会、一般社団法人伊賀薬剤師会と協力して、速やかに救護活動の要請を行う。

医療救護班を中心として活動するほか、DMAT(災害派遣医療チーム)の受入・派遣に協力する。

(2) 救護班の編成

ア 直轄救護班の編成

医師会からの派遣医師が加わり、次のように編成する。

派遣医師 1名 薬剤師 1名 看護師 2名 保健師 2名

イ 医師会において、有事に備え次のとおり救護活動時の編成計画が立てられており、必要に応じて協力を依頼する。

- ① 医師会会長は救護本部を設定し、また救護班を編成し、その指揮を行う。
- ② 救護班の編成は、医師会班組織を基本とし、災害の状況により複数単位の編成を行う。
- ③ 災害発生地域の班は要請を受けた場合、直ちに現場へ急行し、その状況を報告すると同時に救護にあたる。
- ④ 班長は現場責任者となり、その指揮を行う。
- ⑤ 大きな災害があるときは、各班からの連絡者（事務員、その他）を本部に派遣する。
- ⑥ 本部を医師会とするが、状況により移動して臨時本部を設置することもある。

(3) 救護所の設置

市長は、被災状況に応じて、救護所の設置を行う。

ア 救護所の設置場所は、各支所及び指定避難所、診療所、保健福祉センターなどを候補地とする。

イ 避難所及び現地から救護要請があったときは、直ちに出動する。

ウ 避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所に救護所を併設することもある。

エ 状況に応じて、救護所を現地又は避難所に設置する。

オ 必要に応じ、医師会救護班に協力を依頼し、救護班の出動及び救護所の設置を行う。

カ 住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。

キ 救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行う。

4 医療活動

(1) 実施責任機関

ア 原則として、被災地等に対する医療及び助産の救助は、市が実施する。

なお、救助法が適用される場合、知事が救助にあたるものとする。

また、知事は必要と認めるときは、市長に委任することができるものとする。

イ 県は、市から要請があった場合、県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど医療及び助産の救助を行うものとする。

(2) 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施する。

ア 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

イ 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

(3) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法による。

なお、必要に応じて、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

ア 医療救護班の派遣による実施

市長は、市において、医療及び助産救助を自ら実施することが不可能又は困難な場合には、県地方災害対策部に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療及び助産救助を実施するものとする。ただし、人命に重大な影響を及ぼすおそれがあり、緊急を要する場合には、県への要請に先立ち、又は並行して、隣接自治体等に対し医療救護班の派遣を要請し、迅速な医療救護活動の確保を図るものとする。

① 救護所（現地医療活動場所）の場合

a 設置期間

災害発生直後数日間

b 設置者

市等

c 設置場所

市があらかじめ選定した候補地（休日応急診療所等）の中から、災害の態様に応じて適切な場所に設置

d 役割

(a) 医療のトリアージ

(b) 応急措置

(c) 周辺医療機関への搬送指示

(d) 遺体の一次収容

(e) 遺体の検視・検案に対する協力

② 避難所救護所の場合

a 設置時期

避難所の設置が長期間と見込まれるときから周辺医療機関において医療行為が可能となるまでとし、避難所救護所の撤去にあたっては、災害医療コーディネーター、医師会と行政（県災害対策本部、県地方災害対策部、市災害対策本部）とが協議して決定する。

b 設置場所

避難所内周辺

c 設置者

市等

d 役割

(a) 避難者の健康管理等の長期的ケア（内科、健康診断等）

(b) その他、状況に応じ、こころのケア、歯科等の医療行為

イ 医療機関による方法

① 市内の医療機関による実施

市は、救護所の設置若しくは医療救護班が到着するまでの間、市内の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

【上野総合市民病院による医療活動】

上野総合市民病院は、被災地域の状況に応じ来院が多数であると見込まれるときに

はトリアージポストを設置すると同時に、医療器材、医薬品のほか、搬送用ストレッチャーや担架、トリアージタグ、机・椅子等の物品を調達し、案内表示板の設置や搬送ルートの確保に努める。また、病院連携による後方病院への患者搬送とともに、被災状況に応じてDMAT（災害派遣医療チーム）等とも連携し、広域搬送を実施する。

② 被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施

市は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ、周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施する。

ウ 患者搬送及び収容の実施

現地救護所及び市内一次医療機関等で対応できない患者は、地域内の災害拠点病院等へ搬送し、医療を実施する。

地域内の災害拠点病院等で対応できない患者は、災害拠点病院等で医療処置を受けた後、DMAT広域医療搬送要領等に基づき航空機等により地域外の災害拠点病院等へ搬送する。

エ 応援体制の確保

市は、災害の規模や被害状況等により、市及び派遣された医療救護班のみでは医療、助産救助の実施が不可能又は困難な場合には、県地方災害対策部に対し、医療人材、資機材等を含む応援の要請を行う。この場合において、特に緊急を要する場合には、隣接自治体等との相互応援により、医療救護体制の補完及び強化を図るものとする。

オ 病院、診療所等との連携体制

市災害対策本部は、病院、診療所等の医療機関と患者搬送についての協力依頼を行い、医療救護を行う。

(4) 費用の支弁

ア 医療救助の費用

医療のため支出できる費用は、医療救護班以外の病院診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

イ 助産救助の費用

助産のため支出できる費用は、医療救護班以外の助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

ウ 医師等に対する費用

医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師に対する日当、旅費等の費用弁償は、災害救助法施行令（以下「救助法施行令」という。）第5条の規定に基づき知事が定めた額若しくは基本法の規定に準じた額とする。

エ 費用の支弁区分

① 市の支弁

市長が対策を実施する責務を有する災害については、市が負担する。

② 県の支弁

救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁するものとする。

③ 会社、工場、企業等が第一原因者で発生した災害事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担する。

(5) 消防本部による患者搬送

消防本部は、市長から要請のあったとき、若しくは自らの判断により必要と認めるときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第5章 第1節 緊急輸送手段の確保」

により応急的に措置する。

また、市長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる

5 医療施設の応急復旧

(1) 公共病院診療所施設応急復旧計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

(2) 指定医療機関応急復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合には、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

(3) 応急復旧用物資の優先供給

医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼する。

6 災害時の心身のケア対策

(1) 被災地、特に避難所においては、生活環境の急な変化に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所の設置やこころのケアを含めた対策を行う。

(2) 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

(3) 上記の対策が十分に取組めない等の場合は、三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）の派遣及び協力を県に要請する。

7 収容施設

傷病者及び妊産婦で、医療、助産の処置を要する者は、被災地若しくは被災地周辺の救急病院等の医療機関及び災害拠点病院へ収容する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<医療機関の実施する対策>

1 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法によるものとする。

(1) 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行うものとする。

(2) 患者の急増等に対応するため、医療機関相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるものとする。

(3) 医療救護班の編成協力機関は、知事又は市長からの派遣要請を待つことなく、災害発生直後において自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備するものとする。

(4) 医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時、派遣できる体制を整えておくものとする。

2 患者搬送

医療機関は、市長から要請のあったとき若しくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。

<日本赤十字社三重県支部の対策>

1 医療及び助産の実施方法

(1) 日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行うものとする。

なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行うものとする。

(2) 救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより医療救護活動を行うものとする。

<赤十字奉仕団の対策>

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請するものとする。

<三重県歯科医師会の対策>

1 口腔のケア

被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により必要な箇所で被災者の口腔ケア活動を行うものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者が数日間受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取するものとする。

第4章 緊急避難対策

第1節 避難指示等及び避難場所・避難所の確保

第1項 活動方針

- 避難の指示等が市長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む。
- 近隣市町と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者をはじめとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各班が連携して市の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難指示等	防災総括部(総括班) 総務部(広報班) 地域連携部(地域対策班) 消防本部(消防班)	市の避難指示等発令後速やかに	・避難指示等
避難誘導等	消防本部(消防班) 地域連携部(地域対策班)	市の避難指示等発令後速やかに	・避難所施設
避難所の開設等	健康福祉部(救助防疫班) 開設避難所所管各部	必要に応じて速やかに	・避難所の支援要請情報

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 自主避難の周知

市長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともにその地域や住民に対しては、避難場所、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態時の緊急避難が実施できるように周知する。

2 避難情報の啓発

本市には土砂災害警戒区域等、多くの災害危険箇所がある。

近年の風水害被害でも要配慮者対策の必要性が高まっているため、「警戒レベル3：高齢者避難」、「警戒レベル4：避難指示」、「警戒レベル5：緊急安全確保」について、市民に避難情報の内容と行動規範を啓発する。

3 避難指示等

(1) 避難指示等

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき、市長は、速やかに当該地域住民に対して避難を指示する。この場合、市長は、その旨を知事に報告する。(基本法第60条)

降雨等による水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに当該地域住民が警戒避難し得るよう、周知のために必要な措置を講ずる。また、市長は、必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への住民の立入りを制限する。

(2) 避難指示等にかかる市長不在時の対応

市長不在時における避難指示等については、その判断に遅れを生じることがないようにする代理規定は本部要綱による。

4 警戒区域の設定

- (1) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命・身体を保護するため必要があると認めるときは警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し又は退去を命じる。
- (2) 警察官は、市長又はその職権を使う職員が現場にいない場合、又はこれらのものから要求のあった場合、市長の権限を代行するものとする。この場合は、直ちに市長に対して報告するものとする。
- (3) 災害派遣を命じられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行するものとする。この場合は、直ちに市長にその旨報告するものとする。

5 避難のための立退き指示等の権限

実施者	災害の種類	要件	根拠法令
市長 (避難指示等)	災害全般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	基本法第60条
知事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退き指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	基本法第60条
警察官 (指示) 警察官 (措置)	災害全般	市長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条
消防長又は署長、その委任を受けた消防吏員又は団員	火災	火災発生のおそれが大きく、発生したときに人命財産に著しい被害を与えると認められる場合(火災警戒区域)	消防法23条の2
消防吏員又は団員	火災	火災現場で消火等の活動を行うために区域の確保が必要な場合(消防警戒区域)	消防法28条
職員	災害全般	災害による著しい危険が切迫し、市長による委任を受けたとき	地方自治法第153条第1項
知事、その命を受けた職員 (指示)	洪水	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第(昭和24年法律第136号)第22条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法(昭和32年法律第30号)第25条
自衛隊 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官が災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条

6 避難の一般的基準

避難指示等は、原則として、次のような状態になったときに発令する。

- (1) 大規模な災害が発生し、火災や家屋倒壊の危険のため避難の必要が生じたとき。
- (2) 地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
- (3) 土砂災害警戒情報が発表された場合。
- (4) 爆発のおそれがあるとき。
- (5) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (6) その他、市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

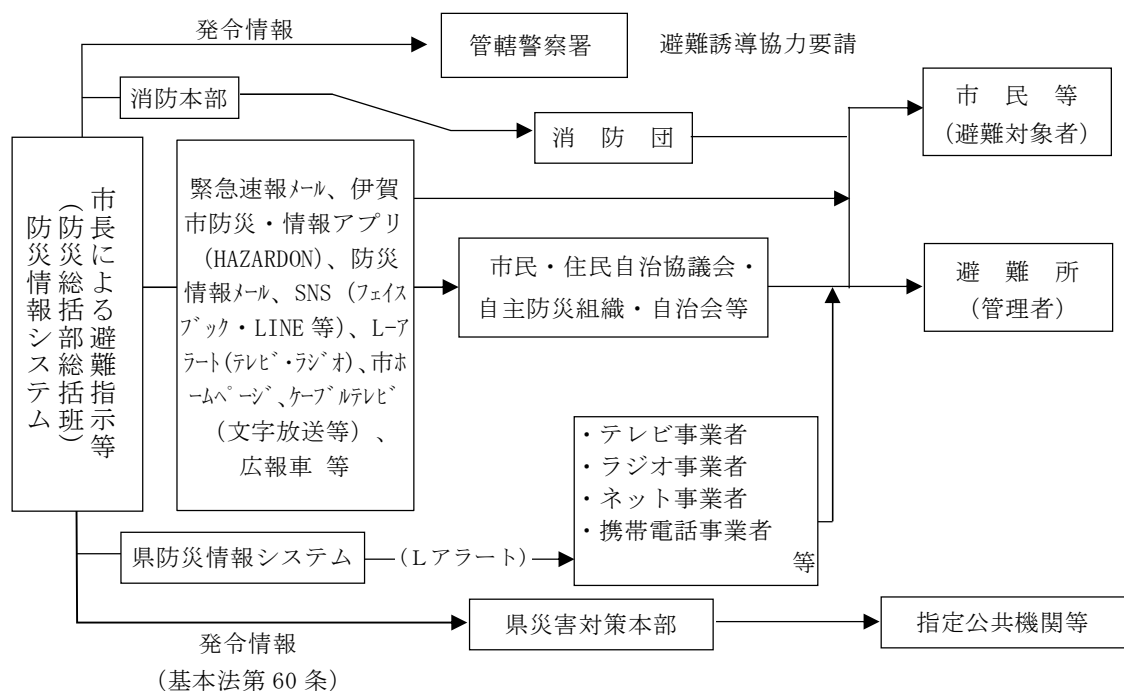
7 避難指示等の内容及びその周知

(1) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の内容を明示して行う。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先（指定緊急避難場所）
- ウ 避難理由

〔避難指示等の伝達方法 概念図〕



(2) 避難の周知徹底

避難のため、避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図る。

ア 関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。また、放送事業者や通信関連事業者等の情報伝達者を介して避難情報等を一斉に配信できるLアラート（災害情報共有システム）に送信するため、防災情報システムを活用する。

イ 住民等に対する周知

① 避難指示等の周知

避難指示等を発令したとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

- a 防災情報システムによる携帯電話（緊急速報メール・伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）、防災情報メール・SNS（フェイスブック・LINE等））からの一斉通知による周知
- b 行政情報チャンネル・市ホームページによる周知
- c 広報車による周知
- d 三重県防災ヘリコプターによる周知
避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し三重県防災ヘリコプターの要請をすることができる。
- e 放送事業者等による周知
防災情報システムから県防災情報システムを介して放送事業者（テレビ・ラジオ）にアラート（災害情報共有システム）で避難指示等の情報を提供する。
- f 避難支援等関係者を通じた周知

要配慮者及び特に支援を要する避難行動要支援者に対し、地域の避難支援等関係者を通じた避難情報の周知を図る。

② 避難指示等の文例

避難指示等の文例は、次のとおりとする。

（警戒レベル4 避難指示）
 ○○地区で○○災害の危険性が高まっています。○○区域にいる方は、安全な場所に避難して下さい。
 土砂災害警戒区域 or 洪水浸水想定区域は、ハザードマップをご確認ください。ハザードマップは以下のURLからも確認できます。
 URL <https://www.city.iga.lg.jp/0000009993.html>
 市開設の避難所は、伊賀市ホームページの緊急情報で確認ください。
 URL <https://www.city.iga.lg.jp/>
 ご近所との声のかけあい、周囲の状況に注意して安全な場所に避難して下さい。

③ 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警 鐘	乱 打				
余いん防止付 サイレン信号	1分 ●———	5秒	1分 ●———	5秒	1分 ●———

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

8 避難指示等の解除

市長は、避難指示等の解除にあたっては十分に安全性の確保に努める。

9 避難場所への避難誘導

避難場所への避難は、徒歩を原則として誘導する。ただし、要配慮者の避難等、やむを得ないケースについて、地域の合意形成がなされている場合については自家用車等での避難を

誘導する。

10 避難所への避難誘導、方法

(1) 避難の順序

避難行動要支援者避難支援プランの実施に努め、避難の誘導にあたっては避難行動要支援者を優先して行う。また、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿を使用し、避難支援の実施は個別避難計画により行う。個別避難計画を作成していない避難行動要支援者の場合は、地域の民生委員・児童委員や地域住民と連携して避難支援を行う。

避難場所から避難所等への誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

(2) 移送の方法

避難者が自力により避難が不可能な場合は、車両、船艇等によって行う。

(3) 避難者の大規模移送の要請

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市において措置できないときは、市は、県災害対策本部に避難者移送を要請する。また、事態が急迫しているときは、直接、隣接自治体、管轄警察署等に連絡して移送を実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難にあたっての携帯品を必要最小限（次項 11 の準備物）にするよう指示するなど、円滑な避難について適宜の指導を行う。

11 市民の避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知を図る。

- (1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を行う。
- (2) 避難に際しては、3日分以上できれば7日分の食料、飲料水、タオル等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医療品等を準備する。
- (3) 避難に際しては、素足、無帽は避け、必要最小限の下着等の着替えや防寒雨具を準備する。
- (4) 避難に際しては、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する。
- (5) 持ち出す貴重品を準備する。
- (6) 必要なものを「非常持ち出し袋」等にまとめる。
- (7) その他避難指示等が発せられたときは、直ちに避難できるように準備を整えておく。

12 避難誘導

- (1) 避難誘導員は、住民自治協議会、自主防災組織、自治会等と協力し、警察官等と連携して行う。
- (2) 誘導にあたっては要配慮者、特に避難行動要支援者の避難誘導を優先的に行う。
- (3) 避難路については安全を十分確認し、特に危険な場所は避難誘導員を配置し、誘導ロープ等を設置する。また、夜間においては、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。
- (4) 避難にあたっては、携行品を必要最小限（前項 11 の準備物）に制限し、早期に避難を完了させる。
- (5) 避難場所・避難所から避難行動要支援者等の福祉避難所等への移動及び輸送が必要になった場合は、市等が手配した車両により移送し、移送のための費用は市が負担する。移送にあたっては、必要に応じ管轄警察署と連携を図るとともに移送道路の整理警戒等の措置を要請する。

(6) 要配慮者の避難誘導

災害発生時において、要配慮者は迅速・的確な避難行動がとりにくいため、避難誘導において取り残される等の危険性がある。そこで、要配慮者を適切に避難誘導するため、平常時より民生委員・児童委員等を中心に地域の要配慮者の状況を把握するとともに災害時において避難誘導をバックアップするための地域住民、住民自治協議会、自主防災組織、自治会等、ボランティア組織等の協力・連携体制を図る。また、社会福祉施設等については、発災時において施設に入居する高齢者、障がい者等が速やかに避難できるよう、避難誘導計画を作成するとともに避難訓練の実施等により職員等への周知に努める。さらに、施設入居者については自分の力で避難することが困難である場合が多いため、施設職員のみでは十分な避難誘導ができないと想定される場合には、地域住民、住民自治協議会、自主防災組織、自治会等、ボランティア組織等に協力を要請する。

13 避難所施設の危険度判定

避難所の開設及び避難の促進に際して、建築物の倒壊等から生じる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災宅地危険度判定を実施する。

14 避難所の開設等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民や帰宅困難者を一時的に収容し、保護するため、避難所を開設する。

必要に応じて、避難場所の開設・開設を住民自治協議会や自主防災組織等で担うなど、円滑な避難のために自主防災組織等のコミュニティを活用する。ただし、避難者の健全な住生活を早期に確保するため、応急仮設住宅の迅速な提供等により早期解消に努める。

(1) 収容する者の範囲

住居が全壊（焼）・流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者で、一時的に避難所に収容する必要のある者。また、福祉避難所に関しては、前述の者の中で避難行動要支援者であり、かつ福祉避難所への避難の必要のある者。

(2) 設置の方法

ア あらかじめ指定されている避難所については、各避難所の開設手順に沿って避難所を開設する。また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外についても土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、必要に応じて福祉避難所を開設するとともにその受入状況に応じて、被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

イ 避難所を設置したときはその旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

ウ 避難所の開設及び避難の促進に際して、宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災宅地危険度判定を実施する。

(3) 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にはいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができるものとする。（自衛隊法第94条）

2 避難指示等の市民への広報（報道機関）

市長からの要請に基づき、県災害対策本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民に避難指示等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送するものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 避難所における地域及び避難者の協力

(1) 避難方法

避難立退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各自で行うことを原則とするものとする。

(2) 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアル等に沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力するものとする。

(3) 要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力するものとする。

(4) 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに在宅避難に切り替えるとともにその他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努めるものとする。

2 避難指示等の情報の積極的な入手

市民は、緊急速報メール、伊賀市防災・情報アプリ（HAZRADON）、防災情報メール、SNS（フェイスブック・LINE等）、L-アラート（テレビ、ラジオ等）、市ホームページ、ケーブルテレビ（文字放送等）等を活用し、避難指示等の情報を自ら積極的に入手して、できるだけ早期での対応に努めるものとする。

第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策

第1項 活動方針

- 地域住民等は、市が作成する避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、要配慮者の安全確保や避難行動要支援者の避難支援等に協力する。
- 市は、要配慮者利用施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
要配慮者利用施設等の被災状況の把握・受入調整等	健康福祉部(避難行動要支援者支援班)	市災害対策本部設置後速やかに	・要配慮者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況(要配慮者利用施設)
避難行動要支援者の安否確認	健康福祉部(避難行動要支援者支援班)	避難行動要支援者の安否関連情報等を入手次第	・避難行動要支援者の安否情報(防災関係機関)
避難行動要支援者の避難支援	健康福祉部(避難行動要支援者支援班)	使用できる避難施設や要配慮者の情報を入手次第	・必要な支援の内容(要配慮者利用施設、避難所等)
要配慮者の生活環境の確保等	健康福祉部(避難行動要支援者支援班)	要配慮者の情報を入手次第	・必要な支援の内容(要配慮者利用施設、避難所等)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 要配慮者利用施設等の被災状況の把握・受入調整等

要配慮者利用施設、福祉避難所の被災状況の把握、施設との受入調整等に努める。

2 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否を確認するとともに、必要な避難施設等の把握に努める。

3 避難行動要支援者の避難支援及び要配慮者の生活環境の確保

(1) 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、発災やレベル3：高齢者等避難の発令後速やかに避難行動要支援者の避難支援等を行う。

(2) 要配慮者の生活環境の確保等

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、要配慮者の生活環境の確保を図る。

4 避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに避難所での生活が困難になった要配慮者については、福祉避難所等に移送する。福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

5 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに的確な情報提供を行う。

6 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。また、やさしい日本語や多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 地域住民等による取り組み

地域住民や住民自治協議会、自治会等、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険サービス事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿の活用等により地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともにあらかじめ作成した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援するものとする。また、市及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施するものとする。

2 要配慮者及びその家族等の対策

市から〔警戒レベル3：高齢者等避難〕が発令された場合、危険な場所にいる要配慮者及びその家族等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始し、その家族や地域の避難支援等関係者等は要配慮者や避難行動要支援者の支援を行うものとする。また、要配慮者及びその家族等は、避難の際には地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全の確保に努めるものとする。

第3節 学校・園における児童生徒等の避難対策

第1項 活動方針

○災害発生時には、学校関係者、防災関係機関が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
学校・園(幼稚園、保育所、保育園)における児童生徒等の安全確保	教育委員会部(教育支援班) 健康福祉部(救助防疫班)	発災後できる限り速やかに	・被災状況及び救助活動の状況 (学校・防災関係機関)
登下校時の児童生徒等の安全確保	教育委員会部(教育支援班) 消防部(消防班)	発災後できる限り速やかに	・被害状況及び救助活動の状況 (学校・防災関係機関)
夜間・休日等における対応	教育委員会部(教育支援班) 健康福祉部(救助防疫班)	発災後できる限り速やかに	・被害状況及び救助活動の状況 (学校・防災関係機関)
学校・園の被害状況の把握、情報提供	教育委員会部(教育施設班) 健康福祉部(救助防疫班)	発災後できる限り速やかに	・被害状況 (学校・防災関係機関)
児童生徒等の下校又は保護継続の判断	教育委員会部(教育支援班) 健康福祉部(救助防疫班)	下校経路・手段等の状況に応じて	・被害状況 (学校・防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 学校・園(幼稚園、保育所、保育園)における児童生徒等の安全確保

公立小中学校・園(幼稚園、保育所、保育園)の教職員等は、災害による校(園)舎の損壊等により校(園)内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員等の安否確認を行い、教育委員会部等に対し安否情報を報告するとともに行方不明者等がいる場合は県警察、消防機関に通報する。

(1) 在校(園)中の安全確保

児童生徒等の危険が予想される場合は、教育長又は学校長、園長の判断で次により臨時休校(園)の措置をとる。

ア 在校(園)中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な防災教育、安全指導を行うとともに災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう啓発する。

イ 災害が始業後であった場合は早急に児童生徒等を帰宅させることとし、小中学校で集団下校等により帰宅させる際は危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教職員等が地区別に付き添う。

なお、幼稚園、保育所、保育園については、保護者等に連絡し引き渡すものとする。ただし、保護者等が不在の者又は居住地域に危険のおそれがある者は、学校等で保護する。

登校（園）前に休校（園）の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童生徒等に連絡する。

ウ 学校長等は、災害等で校舎等が危険であると予想される場合は直ちに教育委員会部等に報告し、適切な緊急避難の措置を行うとともに教職員等を誘導にあたらせる。

2 登下校時の児童生徒等の安全確保

公立小中学校・園（幼稚園、保育所、保育園）の教職員等は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる災害が発生した場合、直ちに校内の児童生徒等を掌握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。また、児童生徒等の安否の確認に努め、教育委員会部等に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は県警察、消防機関に通報する。さらに、災害に関する情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員等、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

3 夜間・休日等における対応

公立小中学校・園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員等は、災害発生を確認次第、参集基準に従い登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

災害により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在の確認に努め、教育委員会部等に対し安否情報を報告する。

4 学校・園（幼稚園、保育所、保育園）の被害状況の把握、情報提供

教育委員会部は、公立小中学校、健康福祉部は園（幼稚園、保育所、保育園）の人的被害及び施設の被害状況を各学校及び園から収集し、整理する。また、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努めるとともに児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供する。

5 児童生徒等の下校又は保護継続の判断

帰宅経路等の安全が確認できた児童生徒等については、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらうことにより下校させる。

保護者が迎えに来ることができない児童生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下に置く。

■地域・住民が実施する対策

地域住民や住民自治協議会、自治会等、自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努めるものとする。

第5章 特定自然災害対策

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策

第1項 活動方針

- 気象庁（津地方気象台）と連携して速やかに情報を収集し、市民に対して適切かつ速やかに情報提供する。
- 収集した情報を分析し、災害の可能性等に応じて必要な防災対策を講じる。
- 市民や事業者等は、これら災害に遭遇した場合、速やかに自らの身を守るための対策を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
局地的大雨対策	防災総括部（総括班） 建設部（土木河川班）	市内に局地的大雨が発生した場合	・降水短時間予報(気象台) ・大雨注意報・警報(気象台) ・降水ナウキャスト(気象台) ・顕著な大雨に関する気象情報(線状降水帯等)(気象台)
竜巻等突風対策	防災総括部（総括班） 建設部（土木河川班）	「竜巻注意情報」が発表された場合	・竜巻注意情報(気象台) ・竜巻発生確度ナウキャスト(気象台)
雪害対策	防災総括部（総括班） 建設部（土木河川班）	県内に「大雪警報」が発表された場合	・大雪に関する気象情報(気象台)

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 県や防災関係機関との情報共有

災害の発生が予想される早い段階から県や防災関係機関と情報を共有し、避難指示等の発令時期の検討等、必要な防災対策を講じる。

(2) 住民への注意喚起

局地的大雨により道路通行止め措置等がなされた場合には、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない、必要に応じて早期の避難を検討する等、住民一人一人の安全確保行動が重要となる。

そのため、後述する「<市民・事業者等が実施する対策> 1 局地的大雨対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。

2 竜巻等突風対策

(1) 住民への注意喚起

気象台が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達するとともに、「<市民・事業者等が実施する対策> 2 竜巻等突風対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。

(2) 避難所の開設及び運営

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

(3) 災害がれき処理

伊賀市災害廃棄物処理基本計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

(4) 道路の応急復旧

竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

3 雪害対策

(1) 住民への注意喚起

気象台から大雪警報等が発表されるなど深刻な降雪被害が想定される場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達し、注意を促すとともに「<市民・事業者等が実施する対策> 3 雪害対策」で記す内容を住民等へ周知するよう努める。

(2) 道路除雪

主要な幹線道路について、優先的な除排雪の実施に努める。

(3) 適切な道路管理と交通対策

道路管理者及び管轄警察署その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。

車両滞留が発生した場合には、基本法第76条の6の規定に基づき直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講ずる。

(4) 防災関係機関との協力

迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保する。

■市民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難指示等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、市民や事業者が自助の対策により、自らの命を守る対策を講じることが重要である。

1 局地的大雨対策

(1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る。）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「降水ナウキャスト」「キキクル（警報の危険度分布）」などの防災気象情報により、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、早期避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずるものとする。

(2) 局地的大雨からの避難対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に局地的大雨が発生した場合、その危険性に鑑み、早めに安全な避難所等への避難行動を取るものとする。また、夜間や避難路の状況が不明であるなど避難所等への避難が危険と判断した場合は、高層階への垂直避難や山とは反対側の部屋への避難、近隣のより安全な住居・施設等への避難など、想定される災害事象に応じ適切な対策を講ずるものとする。

(3) 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数が利用する地階を有する建築物の管理者は、局地的大雨による浸水の危険性に鑑み、利用者や従業員等の上層階への避難誘導など適切な対策を講ずるものとする。

2 竜巻等突風対策

(1) 竜巻等突風に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、竜巻等突風、局地的大雨の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの防災気象情報により、竜巻等突風が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、その危険性に鑑み、危険物の飛散防止等の対策を講ずるとともに避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずるものとする。

(2) 竜巻等突風からの避難・防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に竜巻等突風が発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動をとるものとする。

ア 屋内での退避行動

- ① 窓やドア、外壁から離れる。
- ② 家の一階で中心部に近い、窓のない部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。
- ③ 浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。

イ 屋外での退避行動

- ① コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む。
- ② 駆け込める屋内がない場合は、頑丈な構造物の側にうずくまったり、側溝等に伏せる。
- ③ 車庫や物置、プレハブを退避場所にしない。

3 雪害対策

(1) 大雪に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、気象庁が発表する大雪注意報・警報や24時間降雪量などにより大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努めるものとする。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着又はタイヤチェーンを携行・装着するものとする。

(2) 雪害からの防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等の屋根などが雪の重みで崩れたり、雪の固まりの落雪等によって通行人がけがをするなどの事故を防止するため、建物周辺の安全確保や除雪等の適切な防護措置を講ずるものとする。

なお、除雪を行う場合は、安全な服装・装備により2人以上で作業を行うよう努めるものとする。

第5部 被災者支援・復旧対策

第1章 市災害対策本部活動体制の確保

第1節 市災害対策本部の継続・廃止

第1項 活動方針

- 災害応急対策を継続して実施する必要があるときは、市災害対策本部の設置を継続する。
- 市災害対策本部の設置が長期化する場合は、職員の健康管理に配慮する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
市災害対策本部の継続	防災総括部(総括班)	災害の状況により、必要に応じて	・被害情報、気象情報等(津地方気象台等)
市災害対策本部の廃止	防災総括部(総括班)	災害の状況により、必要に応じて	・被害情報、気象情報等(津地方気象台等)
災害対策職員の健康管理	総務部(動員班)	市災害対策本部活動の状況により、必要に応じて	・各職員の勤務状況

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市災害対策本部の継続・廃止

(1) 市災害対策本部の継続

下記「(2) 市災害対策本部の廃止」の状況にあると認められない場合は、市災害対策本部を継続し、県、関係機関と連携を図るとともに情報収集等必要な対応に努める。

(2) 市災害対策本部の廃止

市は、下記の状況になったときに市災害対策本部を廃止する。

- ア 市内において予想された災害の危険が解消したとき。
- イ 市災害対策本部の業務が概ね完了したとき。
- ウ その他市長が適当と認めたとき。

2 災害対策職員の健康管理

(1) 連続勤務の制限

部局等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことがないように、必要に応じて交替で休暇を与えるなど適切な措置を講じる。

(1日2交替以上の勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。)

(2) こころのケア

市は、災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、適切な措置を講ずる。

第2節 災害救助法の適用

第1項 活動方針

○災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害救助法の適用手続	防災総括部(総括班) 健康福祉部(救助防疫班)	被害状況判明後	・住居の被害状況 ・法適用に関する意向
災害救助法の運用	健康福祉部(救助防疫班)	災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害救助法の適用手続

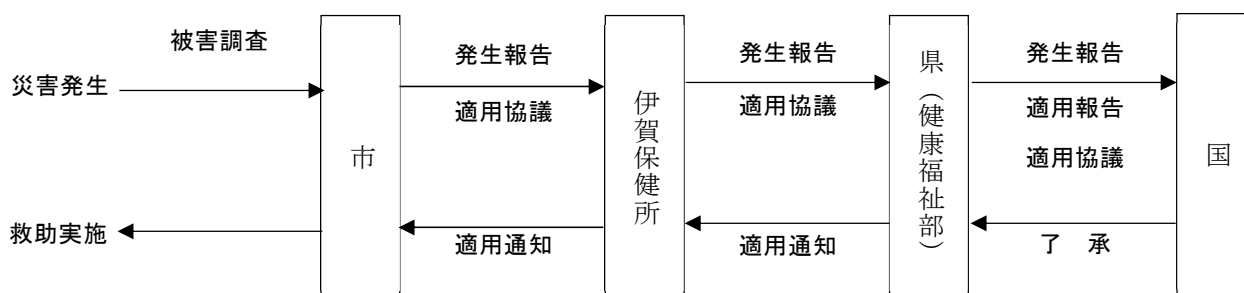
(1) 被害状況等の報告・適用要請

市長は、災害が災害救助法の「市町別適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請する。また、市長は、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともにその状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事と協議する。

2 救助の実施

市長は、知事が救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに知事が実施する救助の補助を行う。

〔各部の情報伝達活動〕



3 適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は概ね次のとおりとする。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1)市内の住家が滅失（注1）した世帯の数	市 80 世帯以上	第1条第1項第1号
(2)県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500 世帯以上 かつ市 40 世帯以上	第1条第1項第2号
(3)県内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000 世帯以上	第1条第1項第3号
(4)災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき（注2）	第1条第1項第3号
(5)多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合	（知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある）	第1条第1項第4号

（注1）住家の滅失等の認定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（注2）知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

4 適用手続き

市内の災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて手続きをする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする機関
- (5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (6) その他必用な事項

5 被災世帯の算定基準

(1) 住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」による被害認定方法を用いる。

(2) 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

6 救助の種類と実施権限の委任

(1) 救助法による救助の種類

ア 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与

- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金の貸与、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居その周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- (2) 知事から委任を受けた市長は、委任された救助の実施責任者となる。
- (3) (1)のキにおける生業資金の貸付等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。

7 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- (1) 県の支弁 : 救助に要する費用は県が支弁する
- (2) 国庫負担 : (1)の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される
- (3) 市負担 : 災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は市が負担する

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の2/100以下の部分	50/100
標準税収入見込額の2/100を超え、4/100以下の部分	80/100
標準税収入見込額の4/100を超える部分	90/100

8 救助の実施内容

救助の内容等については、資料編に示す「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表による。

第2章 避難者支援等の活動

第1節 避難所の運営

第1項 活動方針

- 県内市町や近隣府県と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各班が連携して市の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
長期滞在看通した避難所等の設置計画の検討・調整	防災総括部(総括班)	避難所生活の長期化が見込まれる場合	・避難所運営情報
隣接自治体への避難受入要請	防災総括部(総括班)	避難所の状況確認次第速やかに	・避難所運営情報
再避難の実施	健康福祉部(救助防疫班) 地域連携部(地域対策班)	被害発生の危険等があり次第速やかに	・避難所の情報
避難所の運営及び管理	健康福祉部(救助防疫班) 地域連携部(地域対策班) 各避難所施設所管各部	要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報
要配慮者への対応等	健康福祉部(救助防疫班・避難行動要支援者支援班)	要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 長期滞在看通した避難所等の設置計画の検討・調整

避難者の長期滞在看通のため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所等の設置の計画を検討・調整する。

2 隣接自治体への避難受入要請

災害の様相が深刻で市内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、県を通じ、隣接自治体に住民の受入れを要請する。

3 再避難の実施

避難所が万一危険になった場合等における再避難についての対策を講じるため、避難所や避難経路の正確な情報把握に努め、機を失することなく適切な措置を講ずる。

4 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、「避難所運営マニュアル」等に沿って行い、住民等が

主体的に避難所を運営できるように配慮する。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。さらに、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、住民自治協議会、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人（食物アレルギー、ハラル認証品等）をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるように、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

イ 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いや性の多様性など多様な視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

エ 被災地、特に避難所においては、生活環境の急な変化に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。また、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。

オ 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がけるとともに災害発生後の健康相談、生活相談をはじめ、要配慮者相談窓口を設置するなど、各種の支援活動を検討していく。また、必要に応じて、救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害派遣ナース等専門職を派遣する。

さらに、救急医療情報キット等の導入により、要配慮者が避難支援等関係者以外の住民や救急隊員等に救助された場合でも、必要な救助・避難支援情報が伝わるようにする。

カ 外国人被災者に対しては、避難所における多言語表記または「やさしい日本語」の活用、伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）、災害時にも使える翻訳アプリ等の活用を努めるとともに、通訳ボランティアや災害時外国人支援コーディネーター等と連携・協力して必要な支援を行うよう努める。また、必要に応じて県の被災者支援部隊（避難者支援班）に支援を要請する。

キ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅に戻れない避難者については、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

ク 帰宅困難者については、交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに状況に応じて、早期の帰宅の促進を検討する。

ケ ペットが同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

コ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

サ 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレ

レを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、県警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

シ 避難所の安全を確保するため、夜間を含め避難所の出入り口や避難所内での警備体制の確保に努める。

5 開設の期間

ア 救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長を行うことができる。

イ 避難者によっては長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅に戻れない避難者については、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

ウ 帰宅困難者については、交通機関が停滞しているときは一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応じて、早期の帰宅の促進を検討する。

6 費用の限度

救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は下記のとおり。

限度額	備考
(基本額) 1人1日あたり 340円以内	「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、基本額を超える額を加算できる。(「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表のとおり)

7 エコノミー症候群に対する対策

狭い車中での避難生活でエコノミー症候群を発症することがあるため、個人のプライバシーの保護を前提とするものの、車中での避難生活については注意を喚起し、避難所での避難生活を促す。また、避難所においても窮屈な生活を強いられ同様の症状が発生するおそれもあるため、適度な運動を行うよう対策を講じる。

8 避難所の閉鎖

- (1) 災害の状況により被災者が帰宅できる状態となったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所職員に必要な指示を与える。
- (2) 市災害対策本部の指示により被災者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
- (3) 被災者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合は、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

第2節 緊急輸送手段の確保

第1項 活動方針

○大規模な災害が発生し、市内で甚大な被害を受けた場合、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
市有車両等の確保	財務部(管財班)	発災後速やかに使用可能公用車の把握を行う	・市有車両等(管財班)
輸送ルートの情報収集・伝達	建設部(土木河川班) 産業農林部(農業施設班)	随時	・公共土木施設の被害情報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報
輸送手段の確保 応援の要請等	財務部(物資・被害調査班) 防災総括部(総括班)	緊急の必要があると認める場合、速やかに	・県(輸送手段の要請) ・各協定締結団体

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市有車両等の確保

各部局及び各事務所等が所有する公用車では輸送手段が十分確保できないときは、財務部(管財班)に市有集中管理車両の確保を要請する。また、財務部(管財班)は、緊急通行車両等の燃料の確保に努める。

車両等の確保は、概ね次の順序による。

- ア 応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 自動車運送事業用車両等
- エ その他の自家用車両等

2 輸送ルートの情報収集・伝達

市は、交通規制等道路情報を一元的に収集し、関係機関や緊急通行車両の運転者等に提供できる体制を敷く。また、輸送上の拠点となる「しらさぎ運動公園」等の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案した上で、必要となる輸送手段を確保する。

3 輸送手段の確保

(1) 陸上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、陸上輸送については次の機関へ要請を行う。

要請にあたっては、輸送に必要な情報を提供するとともに緊密に連絡を取り合

い効果的な輸送を行う。

ア 指定公共機関、指定地方公共機関への要請（基本法第86条の18）

緊急輸送が必要となった場合、基本法に基づき運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して支援を要請する。

＜指定公共機関＞ 日本貨物鉄道株式会社、日本郵便株式会社

＜指定地方公共機関＞ （一社）三重県トラック協会

イ 国への要請

指定公共機関、指定地方公共機関及び協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

ウ 自衛隊への要請

上記による輸送が困難なとき、又は急を要するときは「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に基づき、県を通して自衛隊に対し陸上輸送の支援要請を行う。

(2) 航空輸送手段の協力要請

「第4部第2章第5節 ヘリコプターの活用」に準じる。

4 応援の要請等

市長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜各協定締結団体の対策＞

1 緊急対策

各協定締結団体内及び市災害対策本部、関係機関との連絡体制を確保するものとする。また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認するものとする。

2 各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき市から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行うものとする。

第3節 救援物資等の供給

第1項 活動方針

- 市民の非常用備蓄等にもかかわらず災害の規模により食料及び生活必需品等（以下「物資等」という。）の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
- 市は備蓄物資が確保できない避難者に対し、市が備蓄している物資等を供給するとともにそのために必要となる物資等の緊急調達を行う。
- 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに物資等の円滑な供給に十分配慮する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
必要物資情報の収集・整理・調整	財務部(物資・被害調査班)	随時	・被災状況と必要物資
救援物資の受入れ	財務部(物資・被害調査班)	随時	・広域物資提供情報
物資等の調達	財務部(調達班)	避難所開設後、速やかに	・物資確保状況(協定締結団体等) ・物資調達要請状況
物資等の供給	財務部(物資・被害調査班)	避難所開設後、速やかに	・物資拠点状況 ・物資配送状況(協定締結団体等)
燃料の確保	財務部(調達班)	随時	・必要な市有車両等 ・庁舎非常電源設備

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 食料の調達・供給活動

市は、避難所等の食料の状況について情報収集を行い、調達が必要となる食料の品目・数量を的確に把握することに努める。

(1) 避難者に対する食料供給

在宅及び車中泊等の避難所外の避難者並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や市外からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給は、概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

食料は原則として、1日3回提供する。

発災後の時間帯	供給食料の内容
災害発生～12時間以内	住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
災害発生 12時間後～	協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
災害発生 24時間後～	協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
災害発生 72時間後～	住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊出し）

※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接連絡要請することができる。

(3) 応急給食の実施

市が設置する物資拠点で食料を受け入れ、避難者に対して応急給食を実施する。応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢の違いなど多様なニーズに対応できるよう食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施などを通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2 生活必需品等の調達・供給活動

市は、避難所等の生活必需品等の状況について情報収集を行い、調達が必要となる生活必需品等の品目・量を的確に把握することに努める。

(1) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅及び車中泊等の避難所外の避難者並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や市外からの支援物資を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

発災後	主な品目
災害発生～ 24時間以内	医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ（※必要に応じて）、感染防止資機材（マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等）など
災害発生 24時間後～	日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート、ブルーシート等）など

(2) 県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請する。

(3) 生活必需品等の配分

市で設置する物資拠点で生活必需品等を受け入れ、避難者に対して配分する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し配慮し、必要な生活必需品の確保に努める。

3 燃料の確保

調達班は、庁舎非常電源設備及び応急対策に必要な緊急通行車両等（市有車等）の燃料を確保する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<生活必需物資等の調達に関する協定等締結団体の対策>

以下の団体については、市との協定に基づき、生活必需物資等の供給を行うものとする。

1 生活必需物資等の調達に関する協定締結団体

- ・イオンリテール株式会社東海カンパニー
- ・イオンリテール株式会社西日本カンパニー奈良伊賀事業部
- ・株式会社森永食品クック
- ・NPO法人コメリ災害対策センター
- ・上野卸商業団地連合会
- ・マックスバリュ中部株式会社
- ・上野商工会議所
- ・伊賀市商工会
- ・伊賀ふるさと農業協同組合
- ・株式会社P L A N T
- ・上野ガス株式会社
- ・株式会社堀川商店
- ・生活協同組合コープみえ
- ・コーナン商事株式会社

・株式会社ナフコ

<東海農政局の対策>

東海農政局は、市から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行うものとする。

<中部経済産業局の対策>

中部経済産業局は、災害対応物資の円滑な供給の確保のため関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係省庁と関係機関との連絡調整を行うものとする。

<自衛隊の対策>

三重県からの要請に基づき、応急給食等を実施するものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる3日間以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保するものとする。また、食料や生活必需品の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努めるものとする。

第4節 給水活動

第1項 活動方針

- 水は日常の市民生活や都市機能を維持していく上で必要不可欠なものであるため、災害により水道施設の損壊又は水道水源の枯渇及び汚染等により断水となった場合、飲料に適した水を迅速に確保し供給する。
- 応急給水にあたっては、緊急を要する医療機関、福祉施設、被災者の収容先など給水拠点優先を明確にし、衛生対策、要配慮者などに充分配慮した上で、被害状況に応じ適切な方法で効率的に給水する。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保	上下水道部(上下水道総括班、給水班)	発災後できる限り速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請
応急給水活動の調整	上下水道部(給水班)	発災後できる限り速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請
応急給水活動の実施及び広報	上下水道部(給水班)総務部(広報班)	応急給水活動の必要性が見込まれる時点	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 実施体制

災害発生により水道施設が損壊したときに、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を供給するため、「伊賀市水道部危機管理マニュアル」に基づき応急給水活動を実施する。また、迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど応急給水体制を確立し、断水等により飲料水を得られない住民に対して迅速に応急給水活動を実施する。さらに、医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

2 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

(1) 飲料水の確保

住民に対して一人あたり3日以上できれば7日分の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として浄水場や配水池、貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水、ため池やプール等の水をろ過、滅菌して飲料水を確保する。

なお、災害発生からの日数別の応急給水目標水量は以下を参考とする。

災害発生からの日数	目標水量	用途
～3日まで	1人1日3ℓ	飲料等
～7日	1人1日20ℓ～30ℓ	飲料、水洗トイレ、洗面等
～14日	被災前給水量 1人1日250ℓ	

出典：厚生労働省健康局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」

(2) 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽、プール等の整備に努めるとともに応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握する。

被災地給水人口から自己保有分で不足する場合は「三重県水道災害広域応援協定」に基づき給水車、給水タンク車及びろ過器等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。また、応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には速やかに関係団体及び関係事業者等に支援又は手配の要請を行う。

市災害対策本部、取水施設、浄水場の非常用発電機械燃料及び車両の燃料等についても、関係団体及び関係事業者等に緊急手配等の要請を行う。

3 応急給水活動の調整

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、市はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

ア 伊賀市は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。

イ 伊賀市は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。

ウ 伊賀市は、ブロック内の被災市からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県（被災者支援部隊(水道応援班)）に応援を要請する。

エ 伊賀市は、県（被災者支援部隊(水道応援班)）を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市に応援を要請する。

(2) 県内での応援の要請

災害の規模等により生活用水の調達が市内の調達だけで間に合わない場合は、県及び隣接自治体又は自衛隊に応援を要請する。

応援を受ける際、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係事業者等に協力を要請する。

(3) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災害対策本部へ連絡要員等を派遣するものとする。

4 広報体制

被災後の広報については、市民に対して、断水の状況、給水拠点、応急給水方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報することにより、市民の不安解消に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県災害対策本部の災害派遣要請に基づき市と連携して給水活動を実施するものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会等や地域住民が協力して行うものとする。

2 飲料水、生活水の確保

災害発生後3日以上できれば7日分は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努めるものとする。また、自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用するものとする。

第5節 ボランティア活動の支援

第1項 活動方針

- 災害発生後、被災者の生活や自立を支援するため、伊賀市災害ボランティアセンターは災害時体制に移行し、ボランティアが被災者ニーズに応じて支援活動が円滑に展開できるよう受入体制を確立する。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、様々な専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。
- 感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重県災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、ボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と共有	地域力創造部(情報班) 地域連携部(地域対策班) 防災総括班(総括班)	発災後速やかに	市災害対策本部等からの情報収集と情報共有
伊賀市災害ボランティアセンターの災害時体制移行	地域連携部(地域対策班)	災害ボランティア受入れが必要と認められた場合	被災状況、現地災害ボランティアセンターの設置状況
ボランティア団体への支援(災害支援団体との連携)	地域連携部(地域対策班) 健康福祉部(救助防疫班)	災害ボランティア受入れ後速やかに	被災地のボランティアニーズ、災害ボランティアの受入状況

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市、伊賀市社会福祉協議会、NPOが協働して実施する対策

1 被害情報の収集と共有

災害ボランティアセンターの災害時体制への移行を判断する情報収集及び情報共有を図る。

2 伊賀市災害ボランティアセンターの災害時体制移行

関係機関と連携・協働し、被災状況等に応じて常設の「伊賀市災害ボランティアセンター」を災害時体制に移行し、みえ災害ボランティア支援センター等との連携を図りながら市内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1) 災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターは、伊賀市災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき「伊賀市災害ボランティアセンター」を災害時体制に移行する。

(2) 現地災害ボランティアセンター

市は、災害の規模に応じて「伊賀市〇〇地区災害ボランティアセンター現地本部」、「〇〇地区現地災害ボランティアセンター」を設置するために必要な場所として市内の公共施設等を提供する。

(3) 専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

様々な専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことがで

きるよう、情報提供など必要な支援を行う。

(4) 災害ボランティアセンターの活動項目

- ア 災害ボランティアの募集、受入及びコーディネートの実施
- イ 被害状況及び必要な災害ボランティア活動の内容等の把握
- ウ 災害発生初期の避難所等における運営への協力
- エ 被災者に対する炊出し、飲料水輸送等の協力
- オ 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の協力
- カ 要配慮者の安否確認への協力
- キ 要配慮者の介助への協力
- ク 災害ボランティアの安全管理
- ケ 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
- コ 地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供
- サ 災害時における情報収集活動への協力（外国語、手話通訳要員等を含む。）
- シ こころのケアへの協力

3 ボランティア団体への支援（災害支援団体との連携）

伊賀市災害ボランティアセンターは、被災者の多様なニーズに対応するため専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）

(1) 日本赤十字社三重県支部

ア みえ災害ボランティア支援センターに職員等を派遣するものとする。

(2) 三重県社会福祉協議会

ア みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣するとともに伊賀市社会福祉協議会に現地災害ボランティアセンターへの職員の派遣を求め、センターの立ち上げ、運営にかかる支援を行うものとする。

イ みえ災害ボランティア支援センターを中心にボランティアのコーディネート、活動支援等を行うものとする。

(3) 災害支援団体等

ア みえ災害ボランティア支援センターにメンバーを派遣するとともに、関係ボランティア団体等に協力を要請するものとする。

イ みえ災害ボランティア支援センターを中心にボランティアのコーディネート、活動支援等を行うものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 被災状況の把握とボランティアの要請

住民自治協議会、自治会等や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、住民自治協議会を通じて伊賀市災害ボランティアセンターへ情報を提供するとともに必要に応じ、ボランティアの要請を行うものとする。

2 伊賀市災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、伊賀市災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボ

ランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力するものとする。

3 ボランティアの受入支援

伊賀市災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入れを行うものとする。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加するものとする。

第6節 防疫・保健衛生活動

第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
- 食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
防疫活動の実施	健康福祉部(救助防疫班)	発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況
被災者の健康管理等	健康福祉部(救助防疫班) 地域連携部(地域対策班)	発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 防疫活動の実施

(1) 市の責務

市は、知事が感染症の予防上必要と認めて次の指示命令を発した場合、災害の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに防疫活動を行わなければならない。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(本節において以下「法」という。)第27条第2項の規定による汚染された場所の消毒に関する指示

イ 法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示

ウ 法第29条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示

エ 法第31条の第2の規定による水の使用制限等の指示

オ 予防接種法第6条の着手による臨時予防接種に関する命令(市長をして実施されるのが適当な場合に限る。)

(2) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は市長が行う。

(3) 防疫班の編成

市災害対策本部は、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動体制を整える。

(4) 防疫実施要領

市長が実施する消毒その他の措置は、感染症予防法施行規則第14条から第16条までの規定により実施する。

2 被災者の健康管理等

(1) 避難所の防疫指導

避難所生活が長期化する場合は、住民自治協議会、自治会等、自主防災組織の協力を得て、避難所内の防疫指導を行い、衛生管理面の徹底を図るとともに感染症の早期発見に努める。

(2) 臨時予防接種の実施

知事の指示により、被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び期間等を定め、県や医師会の協力のもと臨時予防接種を実施する。

(3) 保健活動

ア 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。

要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

イ 栄養・食生活支援

① 関係機関・部局と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

a 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。

b 避難所での共同調理、炊出し等への指導・助言を行う。

c 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。

② 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

ウ 衛生に関する啓発・広報活動

衛生教育とともに、防疫に関する意識の普及及び啓発の広報活動に努める。

(4) 薬剤の備蓄整備

防疫薬剤については、計画的な備蓄整備を図るとともに緊急時には速やかに調達できるように調達可能事業者に協力を要請する。

(5) ペット対策

市は、(公社)三重県獣医師会伊賀支部の助言・協力を得て、避難所又は避難所に隣接した場所に飼い主責任を基本としたペットの管理場所を設置するよう努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がけるものとする。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携行するものとする。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行うものとする。また、市等によりペットの管理場所が設置されている場合は、ペットの管理場所での指示に従い、ペットを適正に管理するものとする。

第7節 災害警備活動

第1項 活動方針

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める。
- 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害警備等に関する情報収集	地域連携部(地域対策班)	被災状況等に応じて速やかに	被害状況、交通状況、治安状況等(関係機関等)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

管轄警察署との緊密な連携のもとに災害応急対策を実施する。

1 災害警備等に関する情報の収集

収集する情報は、「行方不明者」「迷子」「救出・救護」「避難誘導」「民心安定を著しく低下させる行為」等とし、管轄警察署と連携して行う。

2 災害警備に関する広報

県及び管轄警察署と連携して、市民に対しての広報を行う。

3 広報の方法

市が行う広報は、緊急速報メール、伊賀市防災・情報アプリ(HAZRADON)、防災情報メール、SNS(フェイスブック・LINE等)、L-アラート(テレビ、ラジオ等)、市ホームページ、ケーブルテレビ(文字放送等)等で行う。

4 活動拠点の調整

市は、県警察による災害警備活動に際して活動拠点の調整を図る。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進するものとする。

第8節 遺体の取扱い

第1項 活動方針

- 大規模災害発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの搜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
- 市は、関係機関と連携し、遺体の搜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
検視場所・遺体安置所の設置場所の調整・開設	健康福祉部(救助防疫班) 人権生活環境部(衛生班)	市災害対策本部設置後速やかに	被害状況、救助活動の状況(県、自衛隊、県警察、消防機関)
遺体の収容、処置等	健康福祉部(救助防疫班) 人権生活環境部(衛生班)	検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 (防災関係機関等)
遺体保存用資材等の支援	健康福祉部(救助防疫班) 人権生活環境部(衛生班)	検視場所・遺体安置所開設後	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 (防災関係機関等)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 遺体の搜索

(1) 実施者及び方法

市災害対策本部において消防機関、県警察、自衛隊等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な機械器具等を借上げて実施する。

(2) 応援の要請等

市災害対策本部において被災その他の条件により実施できないときは、隣接自治体に遺体搜索の応援を要請する。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ① 遺体が埋没していると思われる場所
- ② 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- ③ 応援を求める人数又は資機材等
- ④ その他必要な事項

2 検視場所・遺体安置所の設置場所の調整・開設

県及び管轄警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。

なお、検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、県及び管轄警察署と調整を図り

候補地を事前に検討しておく。

3 遺体の収容、処置

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、市災害対策本部は速やかに県及び管轄警察署等と連携して、指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに管轄警察署等による検視・検案後の身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処置する。

(1) 実施者及び方法

市は、管轄警察署及び日本赤十字社三重県支部と連携・協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、市において実施できないときは、他の市町の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を「災害時における葬祭業務等の協力に関する協定」により確保する。ただし、市において遺体保存用資材が不足する場合は、県に対し応援を要請する。

4 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので市災害対策本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、市において直接火葬若しくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が市災害対策本部でできないときは、「市が実施する対策 1 (2) 応援の要請等」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。また、埋火葬の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 事故死等による遺体については、県警察から引継ぎを受けた後埋火葬する。

イ 身元不明の遺体については、県警察、医師会、歯科医師会に連絡し、その調査にあたりるとともに埋葬にあたっては土葬とする。

(2) 遺体の搬送

市は「災害時における葬祭業務等の協力に関する協定」により、埋火葬場までの搬送車両を確保するが、不足する場合は車両の手配を県に要請する。

5 火葬処置の応援

大規模災害等により死体の数が多いとき、又は市火葬施設が損壊し、市施設だけでは処置しきれないときは、近隣市町に火葬の協力を依頼するとともに県に対して必要な措置を要請する。

6 費用負担

遺体捜索のためにかかる費用は、市の負担とする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県からの要請に基づき市、県警察等救助機関と連携して遺体の捜索活動等を行い、遺体を発見した場合は市等へ引き継ぐものとする。

第3章 社会基盤施設等の復旧・保全

第1節 公共施設等の復旧・保全

第1項 活動方針

- 市民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第2項 主要対策項目

(道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動)

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	建設部(土木河川班、都市計画・建築住宅班) 産業農林部(農業施設班)	情報収集体制が整い次第	被害状況
応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等	建設部(土木河川班、都市計画・建築住宅班) 産業農林部(農業施設班)	被害状況とりまとめ後速やかに	人員及び資機材確保状況
施設の復旧活動	建設部(土木河川班、都市計画・建築住宅班) 産業農林部(農業施設班)	人員及び資機材等が確保でき次第	被害状況
施設における危険箇所の周知	建設部(土木河川班、都市計画・建築住宅班) 産業農林部(農業施設班)	危険箇所を確認次第	被害状況

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

市及び防災関係機関は、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、市は、災害復旧事業推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動

(1) 道路、橋梁にかかる応急復旧活動

ア 被害情報の収集

緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や市民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図るものとする。

イ 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、市管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか建設業協会等との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、「第4部第2章第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」に基づき、緊急輸送路の確保を最優先して実施する。

緊急輸送路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や市民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

エ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、危険箇所の市民等施設利用者への周知に努めるものとする。

(2) 河川にかかる応急復旧活動

ア 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、市管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか水防計画や建設業協会等との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 施設の復旧活動

河川施設の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

ウ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立入禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(3) 農業用施設にかかる応急復旧活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、発災後、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。

また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行う。

(4) 林業用施設にかかる応急復旧活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに応急復旧工事に着手する。

また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<道路管理者、河川管理者の実施する対策>

1 公共土木施設等にかかる応急復旧

(1) 道路、橋梁（道路管理者）

「<市が実施する対策>1-(1)道路、橋梁にかかる応急復旧活動」に準ずる。

(2) 河川（河川管理者）

「<市が実施する対策>1-(2)河川にかかる応急復旧活動」に準ずる。

第2節 農作物等の被害軽減対策

第1項 活動方針

○風水害により被害を受けた農林産物等について、その被害をできる限り軽減するための被害拡大防止措置等を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
農作物被害軽減対策	産業農林部(農林班)	被害状況とりまとめ後速やかに	被害状況(関係団体等)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 農作物被害軽減対策

(1) 被害状況の把握

速やかに農作物被害の状況を把握し、県へ報告する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や農作物の病害虫防除対策等の技術指導を適切に行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<農業協同組合が実施する対策>

1 農作物被害軽減対策

被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や農作物の病害虫防除対策等の技術指導を適切に行うものとする。

<農業共済組合が実施する対策>

1 農作物被害軽減対策

被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や農作物の病害虫防除対策等の技術指導を適切に行うものとする。

第3節 ライフライン施設の応急復旧・保全

第1項 活動方針

- 災害発生後の二次災害を防止する。
- 被災者の生活確保のため、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。
- 大規模な災害により、電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン施設が被害を受けた場合には大きな社会混乱の要因となり、応急対策上の障害となる。このため、ライフライン施設等の関係機関は、相互に連携を図りながら迅速な応急対策・復旧体制を整備するものとする。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	地域力創造部(情報班) 建設部(土木河川班) 上下水道部(各班)	発災後速やかに	・施設中央監視システム等
施設の応急対策活動	建設部(土木河川班) 上下水道部(各班)	被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況
応援協定に基づく施設応急復旧への応援要請	上下水道部(上下水道総括班)	被災後速やかに	・施設被害状況
施設の応急復旧	上下水道部(復旧班・下水道班)	被災後速やかに	・施設被害状況

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

【上水道】

1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

(1) 被害状況の把握等

発災後、市水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため職員を招集の上、被害状況の把握に努める。

(2) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

2 施設の応急対策活動

(1) 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係事業者の協力を得て、応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。特に、他のライフライン事業者(電気、ガス、電話、情報供給機関)との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て早期復旧に努める。

(2) 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業は、浄水施設、送水管、医療施設等緊急を要する施設に供給する配水管及び重要な配水管などから優先的に実施する。また、管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。なお、必要に応じ、共同栓による仮設給水を進めながら伊賀市水道部危機管理マニュアル・配備体制に基づき、仮設管の敷設など早期復旧に努める。

(3) 市民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災行政無線等を活用して広報を実施し、市民の不安解消に努める。

3 応援協定に基づく応急復旧活動

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき県災害対策本部と連絡を密にしながら、水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う（同協定では県域を5つに区分し、各地域を「ブロック」と称する。北勢ブロック、中勢ブロック、南勢志摩ブロック、東紀州ブロック、伊賀ブロック）。

ア 伊賀市は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。

イ 伊賀市は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。

ウ 伊賀市は、ブロック内の被災市からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。

エ 伊賀市は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、可能な限り応援する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）を通じて要請する。

【下水道】

1 被害情報の収集

発災後、市が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

2 施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに応急復旧工事に着手するとともに処理不能となった場合、公共下水道管理者及び集落排水管理者は、市民に対し、使用制限の措置を講じる。また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災行政無線等を活用して広報を実施し、市民の不安解消に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<電気事業者の実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施するものとする。

ア 関係部局等への情報伝達体制の確保

- イ 施設・設備等の被害状況の把握
- ウ 市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災害対策本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2) 情報収集

発災後、施設・設備の被害状況を速やかに把握するものとする。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びホームページ等により地域の利用者に広報するとともに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行うものとする。また、通電火災等二次災害防止のため、停電時にはブレーカーを開放すること等について利用者に対し広報を行うものとする。

2 復旧方針

- (1) 大規模災害時等においてはヘリコプターや無人航空機等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに電力供給設備の巡視を行うものとする。
- (2) 変電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てるものとする。
- (3) 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図るものとする。

3 広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行うものとする。

<都市ガス事業者の実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施するものとする。

- ア 関係部局等への情報伝達体制の確保
- イ 施設・設備等の被害状況の把握
- ウ 市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災害対策本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 情報収集

災害発生時においては、ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等によりガス設備の被害情報を把握するものとする。

(3) 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第直ちに緊急巡回点検を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握するものとする。

(4) ガス供給停止の判断

供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難となるような大きな災害が確認された地域では、即時にガス供給を停止するものとする。

(5) 緊急連絡体制

被害状況の連絡、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧にかかる情報連絡や救援要請を関係

機関に行うものとする。

(6) 利用者等に対する広報

都市ガス事業者は、災害によってガス供給に支障をきたした場合、広報車及びホームページ等により地域の利用者へ広報するとともに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行うものとする。

2 復旧対策活動の実施

(1) 応急復旧対策

早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所へ安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努めるものとする。

(2) 本復旧対策

都市ガスの安定した供給を図るため、できる限り早期に被災施設の本復旧工事を行うものとする。

<LPガス販売事業者の実施する対策>

1 中期対策

- (1) 危険箇所からの容器の引上げ
- (2) 緊急性の高い病院等へのLPガスの供給
- (3) 避難所への生活の用に供するLPガスの供給
- (4) 一般家庭へ安全総点検後、早期のLPガスの供給

2 「災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書」に基づくLPガスの供給

「災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書」に基づき市からLPガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行うものとする。

3 利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について情報連絡体制を確立するとともに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やホームページ等により周知を図るものとする。

<コミュニティガス事業者の実施する対策>

「<都市ガス事業者の実施する対策>」及び「<LPガス販売事業者の実施する対策>」に準ずる。

<固定通信事業者の実施する対策>

「第4部第1章第2節 通信機能の確保 <その他の防災関係機関が実施する対策> 固定通信事業者の実施する対策」に準ずる。

<移動通信事業者の実施する対策>

「第4部第1章第2節 通信機能の確保 <その他の防災関係機関が実施する対策> 移動通信事業者の実施する対策」に準ずる。

<鉄道事業者の実施する対策>

1 災害時の運転基準及び運転規制区間

災害発生時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安

全確認を行うものとする。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施するものとする。

- ア 関係部局、駅、列車等への情報伝達体制の確保
- イ 施設、旅客等の被害状況の把握
- ウ 市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災害対策本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 旅客等に対する広報

災害時の利用客の不安感を除き動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内するものとする。

- ア 災害の規模
- イ 被害範囲
- ウ 被害の状況
- エ 不通線区
- オ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ア 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備するものとする。
- イ 災害により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずるものとする。
- ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、県警察、消防機関等に協力を依頼するものとする。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図るものとする。

- ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送
- イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画を作成するとともに、復旧工事を実施するものとする。

(6) 利用者に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やホームページ等により周知を図るものとする。

<一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）の実施する対策>

1 災害発生時の運転規制

災害発生時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行うものとする。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施するものとする。

- ア 関係部局、車両等への情報伝達体制の確保
- イ 施設、乗客等の被害状況の把握
- ウ 市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災害対策本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内するものとする。

- ア 災害の規模
- イ 被害範囲
- ウ 被害の状況
- エ 不通区間
- オ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ア 車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備するものとする。
- イ 災害により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに負傷者の応急手当で、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずるものとする。
- ウ 災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、県警察、消防機関等に協力を依頼するものとする。

(4) 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について情報連絡体制を確立するとともに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やホームページ等により周知を図るものとする。

(5) 鉄道の代替輸送

災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行うものとする。

<三重県石油商業組合の実施する対策>

1 緊急対策

- ア 石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じるものとする。
- イ 組合員及び市災害対策本部、関係機関との連絡体制を確保するものとする。
- ウ 各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握するものとする。

第4節 流木等漂着物対策

第1項 活動方針

○大雨により流出した木材等漂流物による二次被害を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
河川区域内の漂着物の処理	建設部(土木河川班)	区域内の漂着物を確認し次第	流木情報 (木材所有・占有者) 区域内漂着物情報 (河川管理者)
湛水・浸水区域内の漂着物の処理	建設部(土木河川班)	区域内の漂着物を確認し次第	区域内漂着物情報 (住民等)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 河川区域内の漂着物の処理

河川区域内に漂流する流木等漂着物について、河川管理者並びに市は、その所有者に直ちに除去させる。

所有者が不明の場合は、河川管理者又は市並びに関係者が協力して、直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。

2 湛水・浸水区域内の漂着物の処理

湛水又は浸水地域に漂流する流木等漂着物については、県警察及び市が「1 河川区域内の漂着物の処理」に準じた措置をとる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<木材の所有者・占有者が実施する対策>

木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努めるとともに下流の河川等の管理者に速やかに連絡するものとする。

第4章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動

第1項 活動方針

○大規模災害発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
障害物の除去	建設部(土木河川班、都市計画・建築住宅班) 産業農林部(農林班)	発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 ・応援要請(県)
し尿処理	人権生活環境部(衛生班)	発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 ・応援要請(県)
生活ごみ等処理	人権生活環境部(衛生班)	発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 ・応援要請(県)
災害廃棄物処理	人権生活環境部(衛生班)	がれき処理体制が確立した時点	・被害状況 ・応援要請(県)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 障害物の除去

市が管理する緊急輸送道路・主要幹線道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

(1) 実施機関

ア 山(崖)くずれ等によって住家又はその周辺に流れ込んだ障害物の除去は、災害救助法の障害物除去基準に従い市が行う。

イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行うものとする。

(2) 道路障害物の除去

道路の通行に支障をきたす障害物があるとき、その道路管理者がそれぞれ除去するとともに必要に応じ相互に支援し、速やかに道路施設の応急復旧を実施するものとする。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や協定締結団体等の協力を得て行う。

(5) 障害物の処理(3) 河川等の障害物の除去

損壊(倒壊)家屋等により河川等の流れに支障をきたすおそれがあるときは、河川の管

理者である国土交通省、県、市が協力してそれぞれの管轄河川の障害物を除去する。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や協定締結団体等の協力を得て速やかに行う。

(4) 住宅関係障害物の除去

救助法が適用された場合は知事が行うものとするが、知事から委任を受けた場合は市長がこれを行う。

救助法が適用された場合の除去対象は、救助法の住宅関係障害物除去の適用基準に従う。

障害物の処理については、次のことに留意して行う。

ア 障害物の発生量を把握する。

イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集する。

ウ 実施者は除去すべき廃棄物等についてできる限りの分別排出とリサイクルに努める。

(6) 除去した障害物の集積場所等

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するが、概ね次の場所に集積又は保管する。

ア 集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に適当な場所

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

(7) 死亡獣畜の処理

ア 処理方法

死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの)の処理は、必要に応じて次のように行う。

① 埋却

埋却に十分な穴を掘り、死体の上にクレゾール及び消石灰を散布し、土砂をもって覆うこと。

② 焼却

十分な薪、わら、石油等を用いて焼却させること。

また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

イ 特定動物(猛獣類)における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準じて行う。

2 し尿処理

災害により、上下水道設備が破壊され水洗トイレが使用できなくなった場合は、し尿の収集見込み量及び共同仮設トイレの必要数を把握する。また、共同仮設トイレの設置にあたっては、高齢者、障がい者、女性等多様なニーズに配慮する。

収集方法については、し尿汲取車により医療機関、避難所等緊急性の高いところから収集する。

(1) 処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を越えることがないように配慮する。

(し尿の発生量は、一人1日あたり1.7リットルを目安とする。)

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、環境衛生に支障の

ない方法を併用する。

(3) 被災地が広大な場合の措置

被災地が広大なときは、関係事業者の協力を要請するとともに近隣市町及び県の対応を求める。

(4) 応援の要請

災害により被害を受け、その処理能力が減少又は停止し、市のみで処理ができないときは近隣市町及び県の応援を求める。

3 生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

人員、処理機材等については、可能な限り市の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。また、特に甚大な被害を受け、人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じん（特に石綿の飛散）や騒音の発生抑止に十分配慮するとともにできる限りの分別とリサイクルに努める。

4 災害廃棄物処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模や被災状況の把握、災害廃棄物の発生量の推計等を行うとともに、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等を整理し、「伊賀市災害廃棄物処理計画」に基づき、三重県と連携の上、適正かつ迅速に処理を行う。

なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、災害ボランティアセンター、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなど、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うよう努める。

(2) 処理の方法

市災害廃棄物処理計画に基づき処理を行う。

人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りのリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い適正に処理を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力するものとする。

2 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市の指示を遵守するものとする。また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともにごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わないものとする。

第2節 住宅の保全・確保

第1項 活動方針

- 被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
- 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
- 被災宅地危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行い、在宅避難を促進する。
- 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもと、あらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
住宅関連情報の収集	建設部(都市計画・建築住宅班)	市庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(住宅相談窓口)
被災宅地危険度判定の実施	建設部(都市計画・建築住宅班)	被災宅地危険度判定実施本部を設置次第、速やかに	・危険度判定対象宅地に関する情報
応急仮設住宅等の確保	人権生活環境部(衛生班) 建設部(都市計画・建築住宅班)	必要に応じて速やかに	・建設資機材の確保状況(プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、日本ムービングハウス協会)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅(建設・借上げ)の必要量などを把握し、必要な情報を県災害対策本部に報告する。

2 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともにその旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、擁壁の状態等宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判

定し、宅地に判定結果を表示することにより所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも注意喚起するとともに遅延なく実施本部に報告する。

3 応急仮設住宅等の確保

市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理事業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮する。

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保（賃貸型応急住宅）とあっせん

市営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。

市は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。対象者は、災害のため住宅が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者とする。

(3) 応急仮設住宅の建設（建設型応急住宅）

応急仮設住宅の建設は原則として県が行うものとし、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。

市は、自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、県木材協同組合連同会、県電業組合、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、日本ムービングハウス協会等と連携し、応急仮設住宅による一時的な居住の安定を図る。

また、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、浸水等の災害リスクの可能性のある建設場所にも注意しながら、適地の把握に努める。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

入居方法については、被災地域の住民の意向も踏まえながら、地域単位で応急仮設住宅へ入居するなど、従前の地域コミュニティの維持に配慮する方策も検討する。

また、ペット対策として、市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、ペット飼育者と非飼育者で居住区域を区分するなどの環境整備や、ペットと同居する場合のルール等についてあらかじめ検討するなど、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。

第3節 文教・保育等対策

第1項 活動方針

- 通常の教育・保育が行えない場合の応急教育・保育を実施する。
- 教育・保育機能の早期回復をめざす。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
市有学校施設等の一時使用措置	教育委員会部(教育施設班) 健康福祉部(救助防疫班)	随時	・避難状況等
応急教育・保育の実施判断	教育委員会部(教育支援班) 健康福祉部(救助防疫班)	随時	・被害状況(市立及び私立学校)
教職員等の確保	教育委員会部(教育支援班) 健康福祉部(救助防疫班)	随時	・被災状況(市立及び私立学校)
被災児童生徒等の保健管理	教育委員会部(教育支援班) 健康福祉部(救助防疫班)	随時	・被害状況(市立及び私立学校)
給食の措置	教育委員会部(教育支援班)	随時	・被害状況(市立及び私立学校)
学用品の調達及び確保	教育委員会部(教育支援班)	随時	・被害状況(市立及び私立学校)
文化財・歴史的文化的資料の保護	教育委員会部(教育施設班)	随時	・被害状況(所有者・管理者等)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 実施機関

- (1) 市立小中学校・幼稚園の応急教育及び教育施設の応急対策は、教育委員会部が計画し実施する。
- (2) 災害に対する市立小中学校・幼稚園の措置については、教育委員会部の計画に基づき、学校長が具体的な応急対策を講じる。
- (3) 市立保育所・保育園の応急保育及び施設の応急対策は、健康福祉部が計画し実施する。
- (4) 災害に対する市立保育所・保育園の措置については、健康福祉部の計画に基づき園長が具体的な応急対策を講じる。
- (5) 教材、学用品の確保については、市長が実施する。

2 応急計画の策定

災害発生時における児童生徒等(園児を含む。)の安全及び教育施設等の確保を図るため、教育委員会部及び健康福祉部等は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して実施する。

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校等では、平素から災害に備え教職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における教職員等の参集等についての体制を整備

する。

(2) 施設の防備

文教・保育施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

3 市有学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校・園等においては、施設管理者として避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに災害応急対策のため、市立学校及び市営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲においてこれを使用させる。また、教育・保育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

4 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携の上、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- (1) 校舎等の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。黒板、机、椅子その他施設の修理可能なものは応急修理を行い、不足する場合は隣接の学校等の協力により措置する。
- (2) 校舎等の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内運動場等を利用し授業を行う。
- (3) 校舎等の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長期間要する場合には使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
- (4) 激甚災害により、児童生徒等が避難した場合は、教職員等の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努め、避難地への訪問等を実施して教育の確保に努める。
- (5) 応急教育の実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対しメール、ホームページ等避難した児童生徒等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
- (6) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、教育委員会は県教育委員会（被災者支援部隊＜教育対策班＞）に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

5 応急保育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携の上、次の対策をとり、保育の低下をきたさないように努める。

- (1) 施設の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。机、椅子その他施設の修理可能なものは応急修理を行い、不足する場合は隣接の園等の協力により措置する。
- (2) 応急保育の実施にあたっては、保護者等に対しメール、ホームページ等により情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。

6 教職員等の確保

教職員等の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員等の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。

教職員等の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員等の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

7 被災児童生徒等の保健管理

市立学校や幼稚園・保育所・保育園では、教職員等が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。また、学校等の設置者は、救急処置器材を各学校等に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

教育委員会部及び健康福祉部等は、被災学校や幼稚園・保育所・保育園の教職員等に対し児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校や幼稚園・保育所・保育園へ専門家を派遣する。

8 給食の措置

給食は、次のような事情を十分留意して、できる限り継続して実施する。

- (1) 給食施設が被害を受け、炊飯が不可能な場合は、他給食センター及び他校・園等の協力により実施する。
- (2) 災害救助のための炊出しに給食施設を使用した場合は、給食と炊出しとの調整を十分留意する。
- (3) その他給食の実施が外因的事情により不可能なときは中止する。

9 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し、被害の実情に応じ教科書(教材を含む。)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市長(救助法が適用された場合は知事の委任による市長)が行う。

10 文化財・歴史的文化的資料の保護

(1) 被害報告

文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに県(被災者支援部隊<教育対策班>)に報告する。

調査実施ができない状態の場合は、県に連絡の上、協議を行う。

(2) 応急対応

文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、教育委員会部等は県の指示・指導等をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して被災文化財・歴史的文化的資料の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について必要な指導・助言を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 応急教育・保育の実施判断(私立学校・幼稚園・保育園管理者)

被災施設の状態を速やかに把握し、関係機関との密接な連携の上、次の対策を取り、教育・保育の低下をきたさないように努めるものとする。

- (1) 私立学校・園施設の危険度判定を行うものとする。
- (2) 校・園舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行うものとする。
- (3) 施設の安全が確保できない等により応急教育・保育が長期間実施できない場合は、教育委員会部等に対し児童生徒等の公立学校・園等への一時編入等を要請するものとする。
- (4) 施設の安全が確保できず、仮校・園舎の設置もできない場合は、教育委員会部等に対し児童生徒等を他の学校・園施設へ転入させる等の調整を要請するものとする。

2 教職員等の確保（私立学校・幼稚園・保育園管理者）

教職員等の人的被害が大きく、教育・保育の実施に支障をきたすときは、非常勤講師等の任用などを行うものとする。

3 被災児童生徒等の保健管理（私立学校・幼稚園・保育園管理者）

私立学校・園では、教職員等が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行うものとする。また、学校・園の設置者は、救急処置器材を各学校・園に整備し、養護教諭等が救急処置にあたるものとする。

4 授業料の減免等の判断（私立高等学校管理者）

私立高等学校授業料減免補助金取扱要領(平成22年生文第01-1号)により、授業料支弁困難な者に軽減の措置を講ずるものとする。

災害に伴い市民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずるものとする。

5 施設等の一時使用措置（私立幼稚園・保育園管理者）

避難所に指定されている園においては、施設管理者として避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、私営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させるものとする。また、保育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得るものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行うものとする。また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに教育委員会部へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐものとする。

第4節 中小企業・農林漁業復旧対策

第1項 活動方針

- 被災した中小企業の自立を支援する。
- 被災農林事業者等の自立を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
中小企業復旧対策	産業農林部(商工観光班)	災害発生後速やかに	・被害状況の把握 (各中小企業事業者等)
農林業復旧対策	産業農林部(農林班)	災害発生後速やかに	・被害状況の把握

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 中小企業復旧対策

県と連携し、被災した中小企業事業者等に対し、経営安定資金の利用等について周知に努める。

2 農林業復旧対策

(1) 日本政策金融公庫等融資制度

被災により経営に支障を生じている農林事業者のために、政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介する。

(2) 天災融資法による災害経営基金

暴風雨及び豪雨等により農林事業者等が被害を受けた場合、国県及び市が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給等を行い、再生産確保のための経営資金等を融資する。

なお、本法の適用は、災害の被害程度に応じ政令で定めるところによる。

第5節 災害義援金等の受入れ・配分

第1項 活動方針

○被災者に対する災害義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害義援金の募集	健康福祉部(救助防疫班)	募集体制が整い次第速やかに	
災害義援金の保管	健康福祉部(救助防疫班)	災害義援金を受け入れた時点	災害義援金の受入状況(三重県災害義援金募集推進委員会)
災害義援金の配分	健康福祉部(救助防疫班)	災害義援金が配分できる程度に集った時点	被害状況の把握

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 実施機関

災害義援金品等の募集、輸送及び配分は、次の関係機関と共同し、あるいは協力して行う。

- ・三重県共同募金会、社団法人日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、県、その他各種団体

2 災害義援金の募集・保管

市内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集・保管する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

災害義援品※については、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災害対策本部に報告する。

※災害義援品とは、生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

3 災害義援金の配分

被災地の状況、災害義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに罹災者に届くよう配分する。

なお、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体>

1 実施機関の設置

災害義援金品の募集、輸送及び受入れ・配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重

県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、県、市町、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

2 災害義援金の募集

県内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集するものとする。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行うものとする。

なお、他の都道府県で大災害が発生した場合の募集については、当該都道府県の状況等を十分考慮して行うものとする。

3 災害義援金の保管

災害義援金及び見舞金については県災害対策本部（出納局）において一括でとりまとめて保管し、災害義援品については各関係機関において保管するものとする。

4 災害義援金の募集及び配分にかかる経費

災害義援金品の募集及び配分に要する労力等はできるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担するものとする。

■地域・住民が実施する対策

1 災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力するものとする。

2 集積引継ぎ

- (1) 災害義援金品を各家庭から募集したときは、住民自治協議会、自治会等、自主防災組織等が訪問して集積するか、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積し、実施機関へ引き継ぐものとする。
- (2) 職場募集又は生徒会等によって集積されたものは、一括して実施機関に引き継ぐものとする。

第5章 復旧にかかる支援措置

第1節 災害復旧事業にかかる財政支援

第1項 活動方針

○災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任し、これに要する費用はそれぞれの実施機関が負担することを原則としているが、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずる。

【主担当部局等】財務部・各部

第2項 対策

■県と市が連携して実施する対策

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じられている場合を除き、対策を要した県・市町が負担する。

(注) 法令に特別の定めがある場合

ア 救助法 第36条

イ 水防法 第44条

ウ 基本法 第94条、第95条

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第62条

(2) 応援に要した費用

他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた県・市町が負担する。ただし、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて市長が実施した費用

知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適当なもので、基本法施行令第39条で定めるものについては国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担する。その負担率については、基本法施行令第40条により負担することが不適当と認められるもののうち、市が区域内で実施した応急措置のために要する費用については3分の2を、応援のために要した費用を負担することが困難なものは全部を県が負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、若しくは補助する。

(2) 緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

基本法に基づき国に設置される緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうち、市又は県に負担させることが不適当なもので、政令で定めるものについては政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補

助する。

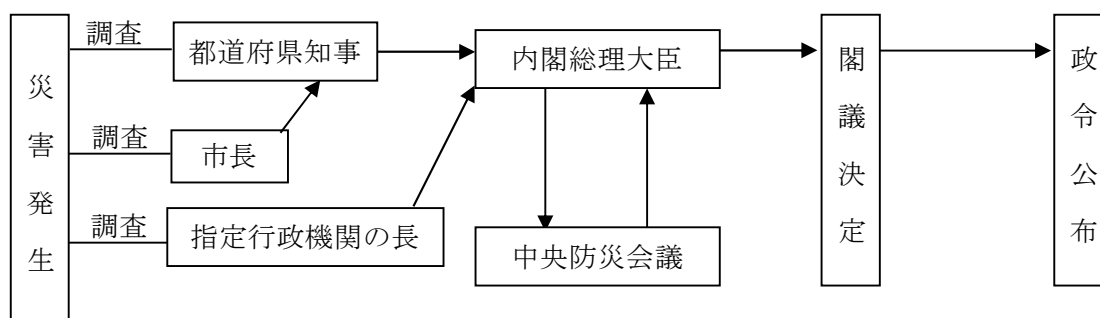
補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担若しくは補助する。

(4) 激甚災害の応急措置

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(5) 激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ⑨ 障害者支援施設等災害復旧事業
- ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑫ 感染症予防事業
- ⑬ 堆積土砂排除事業
 - ・ 公共施設の区域内の排除事業
 - ・ 公共的施設区域外の排除事業
- ⑭ 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
 - ② 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除（都道府県の措置）
 - ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の特別の財政援助及び助成
- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ③ 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
 - ④ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - ⑤ 母子父子寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - ⑥ 水防資機材費の補助の特例
 - ⑦ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - ⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 災害援助基金

県は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、救助法第 37 条の災害救助基金についての規定、地方財政法第 4 条の 3 及び第 7 条の積み立てについての規定並びに地方自治法第 241 条の積み立てについての規定により災害援助基金を積み立てるものとする。

4 起債の特例

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定める当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)、(2)の場合において、基本法施行令第 43 条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第 5 条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

5 国の援助を伴わない災害復旧事業費

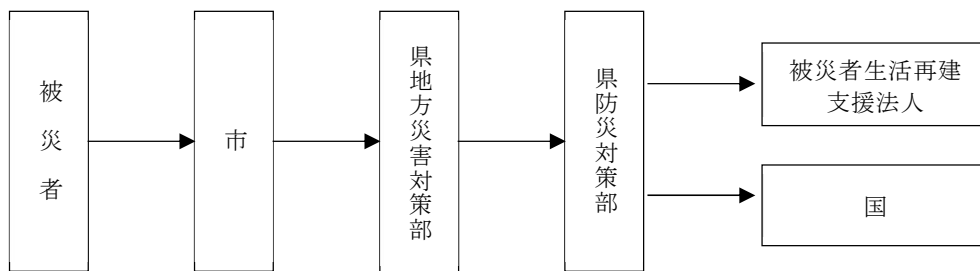
激甚災害の復旧事業のうち地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるための特別の措置を講ずることができる。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 県と市が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用などあらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。
- 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する「災害ケースマネジメント」の仕組みの整備に努める。

〔被災者生活再建支援の流れ〕



【主担当部局等】総務部・財務部・健康福祉部・建設部

第2項 対策

■県と市が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応

(1) 被災者台帳整備に向けた検討等

市は、災害時に被災者を総合かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、市の整備促進に協力するものとする。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(2) 住家被害認定調査の実施

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、住家被害認定調査の実施体制を直ちに確立し、調査を実施する。また、被害認定調査を効率的に実施できるよう、デジタル技術を活用した住家額認定調査の実施について検討する。

県は、住家被害認定調査のために必要な人材育成を図り、名簿整備を行うとともに、市の住家被害認定調査員養成の促進を図る。また、市の住家被害認定にばらつきが生じないよう、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へノウハウの提供等の必要な支援を行う。

(3) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明

書を交付する。

県は、罹災証明書の交付にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図るとともに、市町の罹災証明書の発行事務にばらつきが生じないように各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。

(4) 支援法適用時の住民への制度の周知徹底方法

市は、被災者に対して、市ホームページ、行政情報チャンネルなどの活用可能な広報手段を用いて、被災者生活再建支援制度について周知するよう努める。また、被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、総合的な相談窓口を設置し、各種事務執行体制の強化に努める。

2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付

ア 災害援護資金

- ① 実施主体：市町
- ② 対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害
- ③ 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- ④ 貸付限度額：350万円

イ 母子父子寡婦福祉資金

- ① 実施主体：市町
- ② 受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者及び配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。
- ③ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
- ④ 貸付資金の種類(主要なものを抜粋)

a 事業開始資金	b 住宅資金	c 生活資金	d 就職支度資金
e 修学資金	f 修業資金	g 医療介護資金	h 結婚資金

ウ 生活福祉資金

- ① 実施主体：県社会福祉協議会
- ② 貸付対象者：居住する地域、所得等の貸付要件を満たす方
- ③ 貸付資金の種類

a 緊急小口資金（災害時特例）
b 生活福祉資金（本則貸付）

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

ア 対象となる自然災害

異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- ① 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市の区域にかかる自然災害
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市の区域にかかる自然災害
- ③ 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ④ 県内に①又は②の市町を含む場合にあつて、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害

- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- ⑥ 県内に①若しくは②の市町を含む場合、又は③に該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあつては、2以上の世帯）の区域にかかる自然災害

イ 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯、大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

また、中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》 (単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借（公営住宅以外）	—	25	25

《単数世帯の場合》 (単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借（公営住宅以外）	—	18.75	18.75

(3) 住宅自力再建支援及び災害公営住宅の建設

ア 自力再建支援

住宅に関する情報提供は復旧・復興対策としても重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるようその提供体制構築も含め円滑に行う。特に、被災住宅の修理による活用は被災者にとっては早期の生活再建に、県及び市にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制にそれぞれ資するものであり、早期から積極的に促進する。また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする災害発生時における住宅に関する情報については、平常時から行政内部で事前検討及び住民への情報提供に努めることにより想定外となる部分を減らしておく。

イ 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対しては、県及び市は将来の住宅需要も勘案した上で、必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

ウ 住宅金融支援機構との連携

県及び市は、平常時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資すよう努めるとともに発災時においては家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(4) 租税の徴収猶予及び減免等

ア 県税の減免及び期限延長

① 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

② 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

イ 市税の減免等の措置

市は、被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について市の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<国が実施する対策>

1 租税の徴収猶予及び減免等の対策

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法第 11 条の規定に基づき災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は当該期限を延長することができるものとする。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

2 金融対策

(1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し機を逸せず必要と認められる範囲内で以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請するものとする。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるものとする。

イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図るものとする。また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずるものとする。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮するものとする。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずるものとする。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページに掲載し、取引者に周知徹底するものとする。

(2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し機を逸せず必要と認められる範囲内で以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請するものとする。

ア 保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずるものとする。

イ 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずるものとする。

ウ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名

等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともにその旨を新聞やホームページに掲載し、取引者に周知徹底するものとする。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請するものとする。

ア 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図るものとする。

イ 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力するものとする。

ウ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を図るものとする。

エ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともにその旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知するものとする。

オ その他、顧客への対応について十分配慮するものとする。

3 雇用対策（三重労働局）

(1) 被災者に対する職業あっせん等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

① 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施するものとする。

② 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施するものとする。

イ 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

① 災害地域を巡回し、職業相談を実施するものとする。

② 避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施するものとする。

ウ 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行うものとする。

<日本郵便株式会社が実施する対策>

1 郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付するものとする。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

(4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分するものとする。

<三重弁護士会が実施する対策>

1 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき被災した県民及び県内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通

じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等を行うことにより被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努めるものとする。

第6部 事故等による災害対策

第1章 重大事故等対策

第1節 危険物施設等の事故対策

第1項 活動方針

○事故発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
事故等発生時の緊急措置	地域力創造部(情報班) 消防本部(消防班) 防災総括部(総括班)	市災害対策本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・放射線物質施設の被害情報(可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等)(防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 危険物施設

(1) 平常時の予防対策

- ア 管理監督者に対する指導等
消防法等関係法令に基づき立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導を行う。
- イ 輸送事業者等に対する指導等
危険物等の移動について路上取締等を実施し、輸送事業者等の指導を行う。
- ウ 取扱作業従事者に対する指導等
危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。
- エ 防災訓練の実施等の促進
施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

(2) 事故等発生時の緊急措置

- ア 県への通報
危険物施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。
- イ 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示
危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示、又は自らその措置を講ずる。
- ウ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令
必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令す

る。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは知事等に助言を求める。

エ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動し、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について十分留意して行う。

オ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、市の消防力等で対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により他の市町に対して応援を要請する。

カ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

キ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し、必要資機材の提供を要請する。

ク 危険物製造所等の使用の一次停止命令等

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し当該製造所、貯蔵所、若しくは取扱所の使用を一時停止することを命じ、又はその使用の制限をすることができる。(消防法第12条の3)

ケ 住民の安全の確保

消防吏員は、事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか互いに連携をとりつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

コ 火気等の制限

消防吏員は、事業者等と協議の上、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

サ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して風向き等を考慮しながら、直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

2 高圧ガス施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

ア 県への通報

高圧ガス施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは知事等に助言を求める。

ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊が出動し、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受

け、必要に応じ関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について十分留意して行う。

エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、市の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により他の市町に対して応援を要請する。

オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ 住民の安全の確保

消防吏員は、事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防衛活動を実施するほか互いに連携をとりつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

ク 火気等の制限

消防吏員は、事業者等と協議の上、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

ケ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織等と連携して風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

3 火薬類施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

ア 県への通報

火薬類施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは知事等に助言を求める。

ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊が出動し、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について十分留意して行う。

エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、市の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により他の市町に対して応援を要請する。

オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ 住民の安全の確保

消防吏員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか互いに連携をとりつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

ク 火気等の制限

消防吏員は、事業者等と協議の上、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

ケ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織等と連携して風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

4 毒劇物施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

ア 県への通報

毒劇物施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは知事等に助言を求める。

ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊が出動し、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について十分留意して行う。

エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、市の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により他の市町に対して応援を要請する。

オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ 住民の安全の確保

消防吏員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか互いに連携をとりつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

ク 火気等の制限

消防吏員は、事業者等と協議の上、危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

ケ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

5 放射性物質施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

ア 県への通報

放射性物質施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは知事等に助言を求める。

ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊が出動し、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について十分留意して行う。

エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、市の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により他の市町に対して応援を要請する。

オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ 住民の安全の確保

消防吏員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか互いに連携をとりつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

ク 火気等の制限

消防吏員は、事業者等と協議の上、危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

ケ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

6 ばい煙発生施設、排水施設等

(1) 事故発生時の緊急措置

ア 事故発生に係る県への通報

ばい煙発生施設、排水施設等の事故が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは知事等に助言を求める。

ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊が出動し、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について十分留意して行う。

エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、市の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により他の市町に対して応援を要請する。

オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ 住民の安全の確保

消防吏員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか互いに連携をとりつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

ク 火気等の制限

消防吏員は、事業者等と協議の上、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

ケ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<関係事業者の実施する対策>

1 平常時の予防対策

(1) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施

ア 危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるものとする。

イ 保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施するものとする。

ウ 災害が発生した場合の初期消火を図るための備蓄を図り、必要な資機材を整備するも

のとする。

エ 防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るものとする。

オ 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成するものとする。

(2) 緩衝地帯の整備

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進するものとする。

(3) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

施設の特異性や安全対策への取組みを積極的に地域等に情報発信するよう努めるものとする。

2 危険物施設

(1) 危険物の安全な場所への移動等の安全措置

危険物保安監督、危険物取扱者等は、県、市の指導を受けて危険物施設の実態に即して応急対策を講ずるものとする。

(2) 事故等発生に係る消防機関等への通報

消防本部、市長の指定した場所、県警察等に事故等発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、周辺の住民に避難するよう警告するものとする。

(3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員による初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施するものとする。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について十分留意して行うものとする。

(4) 消防機関の受入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに爆発性、引火性・有毒性物品の所在及び品名、数量、施設の配置並びに災害の態様を報告するなどし、消防機関の行う消火活動に協力するものとする。

3 高圧ガス施設

災害発生及び拡大防止を図るため、事業者は次の措置をとる。

(1) ガスの安全な場所への移動等安全措置

製造施設が危険な状態となったときは直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出するものとする。また、充てん容器が危険な状態となったときは直ちにこれを安全な場所に移す、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずるものとする。

(2) 事故等発生に係る県等への通報

県、管轄警察署又は消防本部に事故発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告するものとする。

4 火薬類施設

危険時に際して、火薬類の所有者又は占有者は「火薬類取締法」に定める応急の措置を講じるとともに、県警察、消防本部に届け出るものとする。

(1) 火薬類の安全な場所への移動等安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合にはこれに移し、かつ見張人をつけるものとする。また、移す余裕のない場合は水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる等、安全な措置を講ずるものとする。

(2) 事故等発生に係る県警察等への通報

管轄警察署又は消防本部に事故発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、周辺の住民に避難するよう警告するものとする。

5 毒劇物施設

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、伊賀保健所、管轄警察署又は消防本部に届け出るものとする。
(毒物及び劇物取締法第17条)

(1) 毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは直ちに毒物劇物等化学薬品類等を安全な場所に移動、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずるものとする。

(2) 事故等発生に係る保健所等への通報

伊賀保健所、管轄警察署又は消防本部に事故等発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、周辺の住民に避難するよう警告するものとする。

(3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員による初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施するものとする。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について十分留意して行うものとする。

(4) 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在及び品名、数量、施設の配置並びに災害の態様を報告するなどし、消防機関の行う消火活動に協力するものとする。

6 放射性物質施設（放射性物質の使用者、販売者、廃棄事業者等）

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合、以下の応急対策を実施するものとする。

(1) 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄事業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報するものとする。

- ア 伊賀保健所
- イ 管轄警察署
- ウ 消防本部
- エ 市（災害対策本部）

(2) 汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄事業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行うものとする。

<中部近畿産業保安監督部の実施する対策>

1 高圧ガス施設・火薬類施設

災害発生及び拡大防止を図るため、次の措置をとるものとする。

- (1) 液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等
- (2) 高圧ガス製造所、火薬類製造施設の事業者に対する応急対策等の指導

(3) 県が実施する高圧ガス施設・火薬類施設にかかる緊急措置に対する支援

第2節 航空機・列車事故等突発的災害への対策

第1項 活動方針

○航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等、突発的災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動を実施する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
事故等災害発生時の対応	防災総括部(総括班) 消防本部(消防班)	事故の状況を確認後速やかに	・事故発生情報 (各関係機関)

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 事故等災害発生時の対応

(1) 活動体制の確立

市は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに消火、救助活動を行うための資機材の整備に努め、災害の特性に合わせた臨機応変な活動体制をとる。また、市長が必要と認めた場合は、市災害対策本部を設置して適切な配備体制を敷くとともに、市災害対策本部を設置した場合には、県(防災対策部)へ報告する。さらに、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

(2) 応急対策活動

市は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施する。

- ア 被害情報の収集
- イ 消防応急活動及び救助活動
- ウ 医療・救護活動
- エ 被災者及び地域住民の避難対策活動
- オ 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 事故等災害発生時の対応

(1) 活動体制の確立、情報収集

国土交通省大阪航空局中部空港事務所、中部運輸局等の防災関係機関は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等の事故災害が発生した旨の通報を受けた場合、又はその発生を確認した場合は、速やかに情報収集又は状況把握を行い、必要に応じて適切な配備体制を敷くとともに関係機関と情報共有を図り、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとる。

(2) 応急対策活動

国土交通省大阪航空局中部空港事務所、中部運輸局等の防災関係機関は、必要に応じて適切な応急対策活動を実施する。

■事業者が実施する対策

1 鉄道事業者における措置

(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害内容の把握等、迅速な情報の収集に努め、速やかに県、県警察、市、中部運輸局又は国土交通省に連絡するものとする。

(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動に努めるとともに救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(4) 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

(5) 鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置について、必要な措置を講ずるものとする。

(6) 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事等の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請するものとする。

第3節 原子力災害対策

第1項 活動方針

○県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下「原子力発電所等」という。）は立地せず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：原子力施設から概ね半径5km）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：原子力施設から概ね半径30km）も含まれていない。

しかし、東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散状況を考慮すると、市境から概ね80kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所の原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて対処できる体制を整備することが必要である。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・伝達・広報	防災総括部（総括班） 消防本部（消防班）	発災後速やかに	・原子力施設の災害情報（国、原子力事業者、関係都道府県等）
防護措置	防災総括部（総括班） 健康福祉部（救助防疫班）	モニタリング等の情報により防護措置が必要となった時	・モニタリング情報（国、原子力事業者、関係都道府県）
放射性物質における環境汚染への対処	関係各部	放射性物質による環境汚染が発生した時	・モニタリング情報（国、原子力事業者、関係都道府県）
県外からの避難受入	防災総括部（総括班）	避難受入れ要請を受けた時	・避難受入れ要請（関係都道府県、国）
風評被害等の軽減	産業農林部（農林班、商工観光班）	風評被害等の影響が見られる時	・モニタリング情報（国、原子力事業者、関係都道府県）
心身の健康相談等の実施	健康福祉部	市民に健康不安等が生じた時	・モニタリング情報（国、原子力事業者、関係都道府県）

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害情報の収集・伝達・広報

県との情報交換及び協力を密にし、入手した情報を必要に応じて住民及び関係機関へ周知する。

2 防護措置

(1) 屋内退避・避難誘導等

国の指導・助言、指示又は県からの情報に基づき必要に応じて県及び県警察と連携し、住民への多様な媒体を活用した屋内退避に関する情報提供又は避難所への避難誘導等の活動を行う。

(2) スクリーニング及び除染

被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき国及び原子力事業者の

指示等のもと、県と連携しスクリーニング及び除染を行う。

(3) 水道水・食品の摂取制限等

県及び国からの指示等により、基準値を超える水道水・食品・農林水産物について必要な措置をとる。

3 放射性物質における環境汚染への対処

放射性物質による環境汚染に対して、住民の被ばくを低減する必要がある場合について必要な対策を検討する。

4 県外からの避難受入

県外から原子力災害等により県境を越える避難者の受入要請があった際には、保有する施設を避難所として設置する。

5 風評被害等の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止を図るとともにその影響を軽減するため、農林業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

6 心身の健康相談等の実施

住民の健康不安解消及び住民が被ばくした際の措置として、原子力災害対策指針等に基づき国及び県とともに住民等に対する心身の健康相談を実施し、必要に応じ健康調査を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 津地方気象台の対策

津地方気象台は、原子力災害発生時には原子力発電所等から放出された放射性物質の動きを予測するため、県に周辺府県の気象状況を提供するものとする。

第2章 火災対策

第1節 大規模火災の対策

第1項 活動方針

○大規模な火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の応急対策の整備を着実に進める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
情報の収集・伝達 避難措置	防災総括部(総括班) 消防本部(消防班)	大規模火災発生後速やかに	火災発生状況
消防活動	消防本部(消防班)	応援が必要と認められるとき	火災発生状況
救急活動	防災総括部(総括班) 健康福祉部(救助防疫班) 市民病院部(医療班) 消防本部(消防班)	救急患者の転院搬送等が必要なとき	救急患者の状況
資機材の調達等	財務部(調達班)	要請があり次第	資機材等確保要請

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害予防

(1) 災害に強いまちづくり

市は、次により、大規模な火災の拡大を防ぎ、又は被害を軽減できる災害に強いまちづくりを推進する。

ア 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災街区の整備

イ 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整備事業の実施

ウ 市街地再開発事業等による市街地の不燃化促進対策の支援

エ 水面・緑地帯の計画的確保

オ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備

カ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置に努める。

なお、火災警報が発せられた場合における火気の使用の制限について、市火災予防条例においてあらかじめ定めておく。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を指導する。

イ 建築物の防火管理体制

建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど防火管理体制の充実を図るよう指導する。

ウ 建築物の安全対策の推進

不特定多数の者が利用する建築物等の所有者又は管理者に対し、避難経路の確保、防火設備・排煙設備・非常用照明等の適正な維持管理など防火・避難対策に関する措置の重要性について防災査察時等に周知を図る。

(3) 消防力の強化

ア 公設消防力の強化

① 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に沿って消防組織の整備充実を図る。また、消防団員を補充強化するための消防団確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充し資質の向上を図り、青年・女性層の参加を促進するなど消防団組織の活性化を推進する。

② 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。

イ 自衛消防力の強化育成

消防本部を通じて、防火対象物（消防法第8条に規定するもの）の関係者に対し防火管理者制度の徹底とともに火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る。

(4) 防災知識の普及

ア 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予備知識を浸透させるため、県と市が中心となり、関係機関団体の協力のもと春秋2回火災予防運動を県内一斉に実施する。

イ 住宅防火対策の推進

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、消防本部等が中心となり、三重県住宅防火対策推進会議を通じ住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

ウ 立入検査の強化

市及び消防機関は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行う。

また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行う。

エ 応急手当の普及啓発等

市及び消防本部は、住民に対し応急手当の普及啓発を推進するとともに救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる認定救急救命士の要請等救急搬送体制の強化を図る。

(5) 特定防火対象物等火災予防対策

ア 特定防火対象物

① 防火管理者制度の効果的な運用

消防本部を通じて、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物には、防火管理者を選任させ、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させる。また、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うように消防本部を通じて指導する。

② 立入検査指導の強化

市及び消防機関は、特定防火対象物の用途、地域等に応じ立入検査を計画的に行い、常に管轄区域の特定防火対象物の状態を把握しておくとともに消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

③ 防火対象物定期点検報告制度の実施

消防本部は、防火対象物定期点検報告制度により点検及び報告が義務づけられた一定の防火対象物について、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化等を図る。また、同制度による点検済の表示、及び防火優良認定証の表示により利用者への情報提供を行う。さらに、上記以外の防火対象物についても自主点検による報告制度を推進し、消防法令を遵守している旨の表示をすることにより、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図るとともに利用者への情報提供を行う。

イ 公立学校建物

公立学校の建物については、毎年、消防用設備等点検業務の委託を行い、不良箇所の修繕を行う。

国の文教施設整備計画等により、木造建築物を逐次不燃化構造へ改築を図る。

ウ 文化財

市内の文化財で、防火・防災施設設備を要するものの対策は、収蔵庫、消火栓等の設置・点検、防火・防災訓練の指導徹底並びに管理者の巡回により、万全を期する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 情報の収集・伝達

ア 市災害対策本部の設置

市は、市長が必要と認めるときは市災害対策本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに関係機関との調整等を円滑に行う。

(2) 避難措置

発災時には、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。また、必要に応じて避難所を開設する。

(3) 消防活動

ア 火災警報の発令

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

イ 消防活動の実施

市の地域内に火災等による災害が発生した場合の消防活動は、市長が主体となり、消防機関を動員して実施する。

なお、災害の規模が大きく、関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずる。また、市長は、消防活動の主体として、火災等の災害が発生した場合に住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期す

ようあらゆる手段により呼びかけを行うとともに住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

ウ 応援要請

市長は、災害の規模が大きく、他市町の応援を必要とする場合には、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、被災をしていない場合は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、若しくは県からの要請に基づき県内消防相互応援隊を編成して応援出動する。また、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

市長は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき緊急消防援助隊の応援出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請する。

(4) 救急活動

ア 救急活動の実施

市は、医療機関、運輸事業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

イ 応援要請

市長は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要と判断した場合は、消防活動と同様に協定に基づき県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動するものとする。また、近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を要請する。

(5) 資機材の調達等

ア 資機材の携行

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。

イ 必要な資機材の確保

必要に応じて、民間からの協力等により消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。

■住民が実施する対策

1 消防活動

(1) 初期消火活動

地域住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努めるものとする。

2 救急活動

(1) 初期救急活動

地域住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努めるものとする。

■参考

1 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定により津地方気象台から通報される火災気象通報の実施基準

は、津地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

① 三重県における乾燥注意報の基準

北中部、南部ともに、実効湿度が60%以下で、最小湿度30%以下となる見込み

② 三重県における強風注意報の基準

北中部、南部ともに、陸上で最大風速が13m/s以上となる見込み

(ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む。)が予想される場合には、通報を実施しないときがある。)

第2節 林野火災の対策

第1項 活動方針

○林野火災による広範囲にわたる林野の焼失などの被害を防止するとともに、林野火災が発生した場合にはその被害軽減を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
情報の収集・伝達	防災総括部(総括班) 消防本部(消防班)	林野火災発生後速やかに	・火災発生状況
消防活動	消防本部(消防班)	応援が必要と認められるとき	・火災発生状況(消防機関)
林野火災空中消火活動	消防本部(消防班)	空中消火活動が必要と認められるとき	・火災発生状況(消防機関)
救急活動	防災総括部(総括班) 健康福祉部(救助防疫班) 消防本部(消防班)	救急患者の転院搬送等が必要なとき	・救急患者の状況(医療機関等)
資機材の調達等	財務部(調達班)	要請があり次第	・資機材等確保要請

※「活動開始(準備)時期等」に記載の時期は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害予防

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 林野火災消防計画の確立

市は、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を考慮の上、関係機関と連携を図り、以下の事項について林野火災消防計画の確立に努める。

- ① 特別警戒実施計画
 - a 特別警戒区域
 - b 特別警戒時期
 - c 特別警戒実施要領
- ② 消防計画
 - a 消防分担区域
 - b 出動計画
 - c 防護鎮圧計画
- ③ 資機材整備計画
- ④ 啓発運動の推進計画
- ⑤ 防災訓練の実施計画

イ 監視体制の確立

林野火災予防のため、林業関係者等による火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発令中においては市火災予防条例の定めるところによ

り、市及び林野の所有（管理）者は、火気の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進する。

ウ 森林所有（管理）者への指導

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し次の事項について指導を行う。

- ① 防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入
- ② 自然水利の活用等による防火用水の確保
- ③ 事業地の防火措置の明確化
- ④ 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか、消防機関との連絡体制の確立
- ⑤ 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化
- ⑥ 林野火災対策用機材の整備

エ 火災警報発令中における火の使用の制限

火災警報が発せられた場合における火の使用の制限について、市火災予防条例においてあらかじめ定めておく。

オ 防災知識の普及・啓発等

関係機関の強力を得て、一般住民に対し「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及活動を図る。また、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林火災防止標識を設置するなどにより、火の取扱いのマナーなど林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 情報の収集・伝達

ア 市災害対策本部の設置

市は、市長が必要と認めるときは市災害対策本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに関係機関との調整等を円滑に行う。

(2) 消防活動

ア 火災警報の発令

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

イ 消防活動の実施

市の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、市又は消防本部が主体となり消防機関を動員して実施する。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定による応援出動を要請するなど必要な措置を講ずる。

ウ 近隣市町への応援要請

市長は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合には、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。また、被災をしていない場合は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、若しくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動する。

なお、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

エ 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。また、この場合において知事と連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請する。

(3) 林野火災空中消火活動

市長等は、市地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに次の措置を講じる。

ア 初動体制

① 災害情報等の報告

市長等は、市地域防災計画等の定めるところにより、災害情報等を関係機関等に報告する。

② 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のための大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣の要求」に定める所要の措置をとる。

③ 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握する。また、危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握する。

④ 資機材の確保

他の自治体、関係機関の資機材の保存状況を把握し、補給できる体制を整えておく。また、使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておく。

⑤ 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。また、陸上輸送の場合は、必要に応じて管轄警察署と連絡をとり、先導等の措置をとる。

イ 空中消火活動

① 現場指揮本部における任務

a 情報の総括

空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行う。

b 空中・地上各消防隊の活動統制

消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し、関係機関との連絡調整を行う。

② 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関との事前打合せを行い消火活動を実施する。

ウ 派遣要請

① 県防災ヘリコプターの派遣要請

市長等は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。応援を要請する場合は「第4部第2章第5節 ヘリコプターの活用」の手続により行う。

エ 報告

市は、空中消火を実施した場合、速やかに以下の概要を県（防災対策部 消防・保安課）に報告する。

- a 林野火災の場所
- b 林野火災焼失（損）面積
- c 災害派遣を要請した市町名
- d 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- e 散布回数（機種別）
- f 散布効果
- g 地上支援の概要
- h その他必要事項

(4) 救急活動

ア 救急活動の実施

市長は、医療機関、運輸事業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

イ 応援要請

市長は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合は、消防活動と同様に協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

- a あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動するものとする。
- b 市長は、多数の傷病者が発生し、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、県、市町及び消防組合が締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を県に要請する。

(5) 資機材の調達等

ア 資機材の携行

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。

イ 必要な資機材の確保

必要に応じて、民間からの協力等により消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。

3 県林野火災対策等資機材の使用

林野火災等の対策用として県が備蓄している資機材を使用する場合は「三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱」により、県に対して申請を行う。

■市民が実施する対策

1 消防活動

(1) 初期消火活動

地域住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努めるものとする。

2 救急活動

(1) 初期救急活動

地域住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努めるものとする。